

森 町 地 域 防 災 計 画

(資料編)

目次

1 防災体制

(防災会議)

1-1 森町防災会議条例	1
--------------	---

(災害対策本部)

1-2 森町災害対策本部条例	2
----------------	---

1-3 森町災害対策本部運営要領	3
------------------	---

(災害警戒本部)

1-4 森町地震災害警戒本部条例	15
------------------	----

1-5 森町地震災害警戒本部運営要領	16
--------------------	----

2 情報体系

(連絡体系)

2-1 通信広報連絡系統図	26
---------------	----

2-2 職員配備（動員）連絡体系（勤務時間外）	27
-------------------------	----

職員配備（動員）連絡体系（勤務時間内）	27
---------------------	----

(通信施設)

2-3 防災無線施設の現況	28
---------------	----

2-4 防災行政無線配置状況表（固定系）	29
----------------------	----

2-5 防災行政無線配置状況表（移動系）	30
----------------------	----

(気象予報等)

2-6 気象等の予報及び警報の種類と発表基準	34
------------------------	----

2-7-(1) 気象庁震度階級関連解説表	38
----------------------	----

2-7-(2) 東海地震に関する情報と発表基準	41
-------------------------	----

2-7-(3) 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表基準	42
-------------------------------	----

2-7-(4) 地震に関する情報	43
------------------	----

2-8 鉄道の異常気象時における運転中止等の基準	44
--------------------------	----

(県への報告)

2-9 被害速報（随時）	45
--------------	----

2-10 被害程度の認定基準	46
----------------	----

2-11 災害定時及び確定報告書	49
------------------	----

3 災害応援

(自衛隊派遣要請)

3-1 自衛隊支援要請に関する様式	50
-------------------	----

3-2 自衛隊緊急時連絡先一覧表	52
------------------	----

3-3 自衛隊集結予定地	53
--------------	----

(ヘリコプターによる応援受入体制)

3-4	臨時防災ヘリポート	53
3-5	ヘリポートの具備すべき条件	54
3-6	公共建物番号標示一覧	55
(応援協定)		
3-7	災害時における市町村間相互応援協定	56
3-8	災害時における応援協定締結先一覧表	57

4 項目別対策関係

(消防（水防）関係)

4-1	森町消防(水防)団待機場所及び連絡先	59
4-2	袋井消防署森分署、森町消防(水防)団の設備状況及び管轄区域	60
4-3	森町管内消防水利施設数一覧表	61
4-4	森町管内耐震性貯水槽設置場所	62
4-5	水防倉庫資器材保有状況一覧表	64
4-6	河川水位観測所	64
4-7	水防警報とその措置	65
4-8	水防信号及び標識	67
4-9	水防実施状況報告書	68

(災害救助法関係)

4-10	災害救助法施行細則による救助の程度等（抜粋）	69
------	------------------------	----

(避難所・自主防災会関係)

4-11-1	指定緊急避難地及び指定避難所一覧表（自然災害用）	77
4-11-2	町内救護所予定場所	79
4-12	災害時における町指定緊急物資集積場所	79
4-13	防災倉庫備品資機材一覧表	80

(医療救護関係)

4-14	森町医療救護計画	83
------	----------	----

(緊急輸送関係)

4-15	緊急通行車両の事前届出手続	91
4-16	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	92
4-17	町有車両台数	94

(要配慮者関係)

4-18	要配慮者利用施設一覧	97
------	------------	----

5 災害の危険度

5-1	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	99
5-2	土石流危険渓流一覧表	110
5-3	地すべり危険箇所一覧表	112
5-4	土砂災害（特別）警戒区域一覧表	113
5-5	山地災害危険地区一覧表	126

5-6	重要水防箇所	132
5-7	水防上重大な水門等	132
5-8	湛水注意箇所	133
5-9	ため池一覧表	133
5-10	危険物製造所等の施設状況一覧表	134

6 主要団体及び施設等

6-1	県及び県内市町村連絡先一覧表	135
6-2	森町内主要施設一覧表	137

7 参考

7-1	森町震災時し尿及びごみ処理対策マニュアル	140
7-2	森町遺体処理マニュアル	151
7-3	森町応急仮設住宅整備計画	167
7-4	森町避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編・水害編）	169

森町防災会議条例

昭和37年 9 月19日 条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、森町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 森町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員19人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 静岡県の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 袋井市森町広域行政組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 消防団長
 - (7) 町の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第26号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の日以後に任命される改正後の森町防災会議条例第3条第5項第7号及び第8号の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

森町災害対策本部条例

昭和37年 9 月19日 条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、森町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

森町災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、森町災害対策本部条例（昭和37年森町条例第14号）に基づき、森町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とするものとする。

(組織及び事務分掌)

第2条 本部は別表1のとおりとし、別表2の事務を分掌させる。

(本部長)

第3条 本部に、森町災害対策本部長（以下「本部長」という。）を置き、町長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(副本部長)

第4条 森町災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副町長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副町長、教育長の順序によりその職務を代理する。

(正副本部長補佐)

第5条 本部に、森町災害対策正副本部長補佐（以下「正副本部長補佐」という。）を置き、防災監をもって充てる。

2 正副本部長補佐は、災害時の対応等について、本部長及び副本部長（以下「正副本部長」という。）に助言を行う等、正副本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部に、森町災害対策本部員（以下「本部員」という。）として、部長、副部長を置く。

2 本部員の配置は、別表1及び別表2によるものとする。

(本部職員)

第7条 本部に、森町災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）として、班長及び班員を置く。

2 本部職員の配置は、別表1及び別表2によるものとする。

(職務)

第8条 本部員及び本部職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。
- (2) 副部長は、部長を補佐する。
- (3) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督し、その処理に当たる。
- (4) 班員は、上司の命を受け、その事務の処理に当たる。

(本部の設置及び廃止)

第9条 本部長は、本部の設置が必要と認めるときは、森町地域防災計画の定めるところにより本部を置く。

2 本部が設置されたときは、本部室を袋井消防署森分署会議室に置く。ただし、災害の状況により本部長が認めたときは、別に置くことができる。

3 本部室には、「森町災害対策本部」の表示をする。

4 本部室には、本部員及び本部長があらかじめ指名する本部職員を配置する。

5 本部長は、災害の危険がなくなつたと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

6 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を次に掲げる者のうち、必要と認められる者に通

知する。

- (1) 静岡県災害対策本部西部方面本部長
- (2) 防災関係機関の長
- (3) 報道関係機関

(地区防災班の設置等)

第10条 災害の発生し、又は発生が予想される場合、本部長は、別表3に掲げる施設に地区防災班を設置し、同表に掲げる町内会を管轄する。

ただし、災害の状況により本部長が認めたときは、この限りではない。

(本部員会議)

第11条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、正副本部長、正副本部長補佐及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

(班長会議)

第12条 本部長は、災害対策について各班との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

- 2 班長会議の構成は、協議内容に応じてその都度定める。

(配備態勢)

第13条 配備態勢は、別表4のとおりとし、配備の種別等は、その都度本部長が決定する。

- 2 本部員及び本部職員は、勤務時間外又は休日等において、報道機関その他の情報によって災害の発生を知り、本部の設置が推察される場合、又は設置されたことを知ったときは、直ちに本部室、各課執務室又は各地区の拠点において、所定の勤務につくものとする。

(本部員及び本部職員の心構え)

第14条 本部長の指令、部長等の指示、連絡及びそれらの伝達並びに関係機関等からの本部あての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が特に軽易な場合を除き、その記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

- 2 本部員及び本部職員は、本部の行う応急救助、災害応急復旧等の活動に協力するために参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者に対しては、誠実に対応しなければならない。
- 3 本部員及び本部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。
- 4 本部員及び本部職員は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める「森町地域防災計画」による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

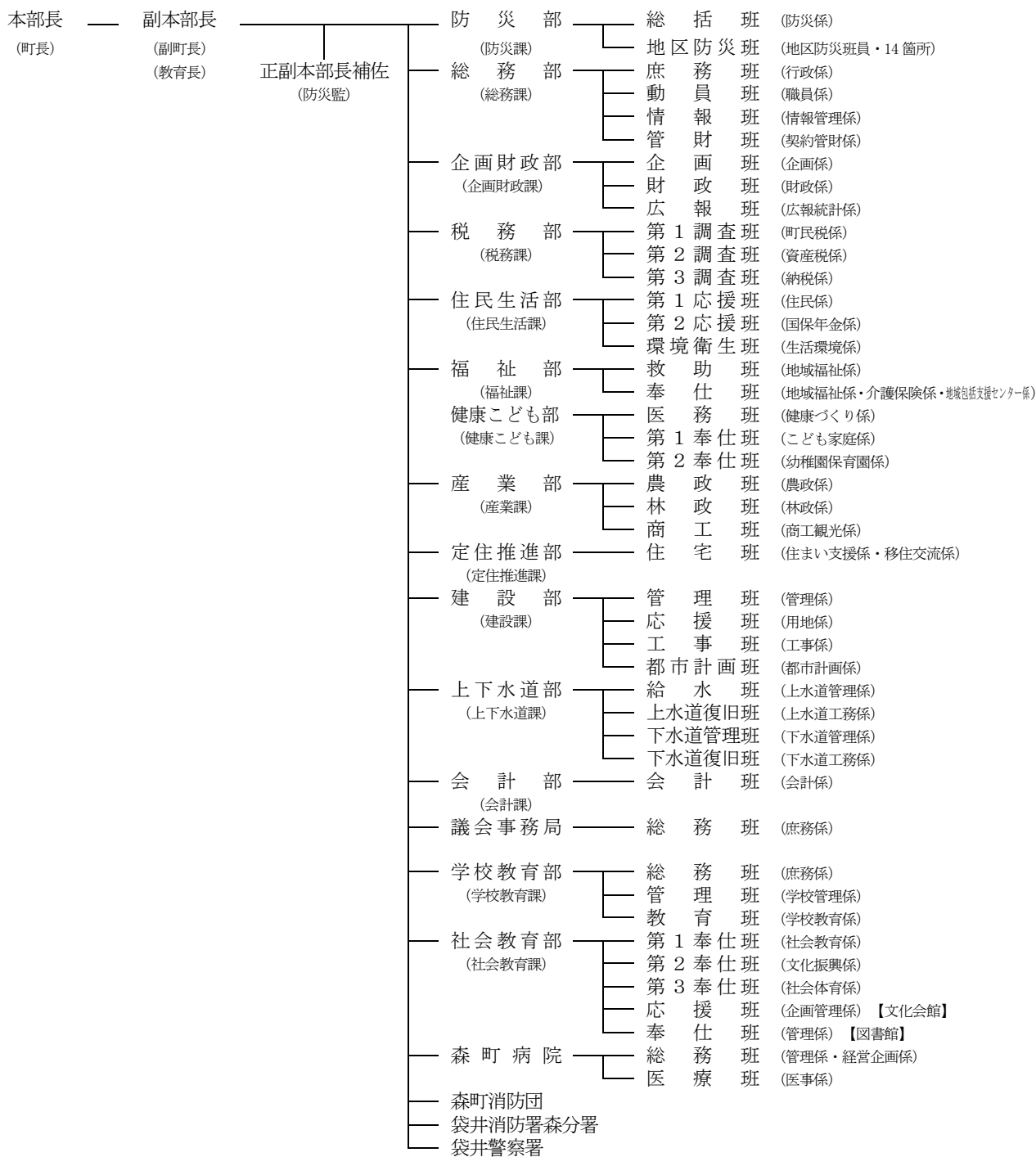
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 6 条、第 7 条関係)

災害対策本部及び非常配備編成



災害対策本部事務分掌

部	部長	副部長	班	班長	班員	事務分掌
防 災 部	防 災 課 長		総 括 班	防 災 係 長	防 災 係 員	1 災害対策本部に関するこ と 2 本部会議に関するこ と 3 本部長の命令伝達に関す ること 4 気象情報の接受及び通報 に関するこ と 5 災害情報の収集に関する こ と 6 災害記録に関するこ と 7 部外関係機関との連絡調 整に関するこ と 8 消防団の出動要請に関す ること 9 自衛隊の派遣に関するこ と 10 防災行政無線に関するこ と 11 記者発表に関するこ と。 12 災害救助法（昭和 22 年法 律第 118 号）の適用に関す ること
			地区防災班	町長が任 名する者	町長が任 名する者	1 避難所、被災地及び本部 等との連絡調整に関するこ と 2 避難所等の開設及び運営 に関するこ と
総 務 部	総 務 課 長	総務課長補佐	庶 務 班	行 政 係 長	行 政 係 員	1 本部長、副本部長の現地 視察に関するこ と 2 災害見舞の応接に関する こ と 3 他の班の応援に関するこ と
			動 員 班	職 員 係 長	職 員 係 員	1 人員の動員及び調整に関 するこ と 2 職員の非常召集に関する こ と 3 他の班の応援に関するこ と
			情 報 班	情報管理係長	情報管理係員	1 情報機器の被害調査及び 応急対策に関するこ と 2 情報の保護に関するこ と 3 災害情報の集計に関する こ と 4 他の班の応援に関するこ と

			管 財 班	契約管財係長	契約管財係員	と 1 庁舎の被害調査及び応急対策に関すること 2 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること 3 町有車両の配車に関すること 4 災害救助用自動車の借上げに関すること
企画財政部	企画財政課長	企画財政課長補佐	企 画 班	企 画 係 長	企 画 係 員	1 地域計画の推進指導に関すること 2 他の班の応援に関すること
			財 政 班	財 政 係 長	財 政 係 員	1 災害対策の予算措置に関すること 2 他の班の応援に関すること
			広 報 班	広報統計係長	広報統計係員	1 災害広報に関すること 2 災害写真、映画の作成に関すること 3 他の班の応援に関すること
税 務 部	税 務 課 長	税務課長補佐	第 1 調査班	町民税係長	町民税係員	1 災害による税の減免に関すること 2 他の班の応援に関すること
			第 2 調査班	資産税係長	資産税係員	1 り災証明書の交付に関すること 2 災害による税の減免に関すること 3 他の班の応援に関すること
			第 3 調査班	納 税 係 長	納 税 係 員	他の班の応援に関すること
住民生活部	住民生活課長	住民生活課長補佐	第 1 応援班	住 民 係 長	住 民 係 員	1 遺体の処理に関すること 2 埋火葬の実施に関すること 3 他の班の応援に関すること。
			第 2 応援班	国保年金係長	国保年金係員	他の班の応援に関すること。
			環境衛生班	生活環境係長	生活環境係員	1 し尿処理に関すること 2 環境衛生指導に関すること 3 防疫に関すること 4 廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 一般廃棄物（し尿を除く）の収集及び処理に関すること 6 公害防止に関すること
福 祉 部	福 祉 課 長	福祉課長補佐	救 助 班	地域福祉係長	地域福祉係員	1 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の実施に関する

						ること 2 災害救助法に基づく救助方針に関する事 3 炊出し、食品の給与に関する事 4 被服、寝具、生活必需品の給与に関する事 5 人的及び家屋の被害調査及びその指導に関する事 6 避難所の設置及び指導に関する事 7 災害救助法に基づく住宅の応急修理及び応急仮設住宅の入居に関する事 8 災害救助法に基づく生業資金の貸付に関する事 9 災害救助法適用外の災害に対する見舞金品の贈呈に関する事 10 低所得者世帯の援護対策に関する事 11 り災低所得者世帯に対する更生資金の貸付に関する事 12 義援金品の配分委員会に関する事 13 義援金等の取扱いに関する事 14 災害救助訓練に関する事
			奉 仕 班	介護保険係長 地域包括支援センター係長	地域福祉係員 介護保険係員 地域包括支援センター係員	1 保健福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事 2 高齢者・障害者世帯の被害調査に関する事 3 高齢者・障害者世帯の援護対策に関する事 4 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 5 福祉避難所の運営に関する事 6 他の班の応援に関する事
健康こども部	健康こども課長	健康こども課長補佐	医 務 班	健康づくり係長	健康づくり係員	1 災害救助法や町医療救護計画に基づく医療救護に関する事 2 救護所の設置に関する事 3 救急用医薬品及び衛生資材の調達あっせんに関する事

						4 死体の検案処理に関する こと 5 医療ネットしずおかに関 すること 6 他の班の応援に関するこ と
			第 1 奉仕班	こども家庭係長	こども家庭係員	1 り災児童・ひとり親世帯 の援護対策に関すること 2 他の班の応援に関するこ と
			第 2 奉仕班	幼稚園保育園係長	幼稚園保育園係員	1 幼稚園・保育園施設の被 害調査及び応急対策に関す ること 2 幼稚園・保育園児の対策 に関すること 3 幼稚園・保育園児の避難 指導に関すること 4 他の班の応援に関するこ と
産 業 部	産 業 課 長	産業課長補佐	農 政 班	農 政 係 長	農 政 係 員	1 災害救助用物資の輸送に 関すること 2 農業経営施設の被害調査 及び応急対策に関すること 3 農作物の被害調査に関す ること 4 家畜及び家さんの被害調 査に関すること 5 家畜の飼料に関すること 6 家畜感染症予防及び防疫 に関すること 7 炊出し用生食副食物、調 味料等の調達あっせんに関 すること 8 農家に対する災害金融に 関すること 9 産業課所管事項の被害状 況の取りまとめに関するこ と 10 農地及び農業用公共施設 の被害調査及び応急対策に 関すること 11 農道関係の被害調査及び 応急復旧に関すること
			林 政 班	林 政 係 長	林 政 係 員	1 林道関係の被害調査及び 応急復旧に関すること 2 林野関係の被害調査に関 すること 3 林産物関係の被害調査に 関すること 4 治山関係の被害調査に関 すること

						5 森林火災の調査に関する こと 6 流木等の処理に関する こと
			商 工 班	商工観光係長	商工観光係員	1 商工業の被害調査に関 する こと 2 救助用被服寝具生活必需 品の調達あっせんに関する こと 3 応急復旧用資機材の調達 あっせんに関する こと 4 中小企業者に対する災害 金融に関する こと
定住推進部	定住推進課長		住 宅 班	住まい支援係長 移住交流係長	住まい支援係員 移住交流係員	1 被災建物の危険度判定に 関する こと 2 応急仮設住宅の設置に関 する こと 3 住宅の応急修理に関する こと 4 被災宅地の危険度判定に 関する こと 5 公営住宅に関する こと 6 建築及び住宅指導に関す る こと
			応 援 班	移住交流係長	移住交流係員	他の班の応援に関する こと
建 設 部	建 設 課 長	建設課長補佐	管 理 班	管 理 係 長	管 理 係 員	1 建設課所管事項の被害状 況の取りまとめに関する こと 2 土木復旧事業の統轄、資 材の確保等に関する こと 3 仮設道路等の応急交通対 策に関する こと 4 交通規制に関する こと 5 緊急輸送路、幹線道路の 確保に関する こと
			応 援 班	用地係長	用地係員	他の班の応援に関する こと
			工 事 班	工 事 係 長	工 事 係 員	1 道路、橋りょう及び河川 の被害調査並びに応急復 旧、応急修理に関する こと 2 道路、橋りょう及び河川 等の危険箇所の警戒及び監 視に関する こと
			都市計画班	都市計画係長	都市計画係員	1 都市計画事業の被害調査 及び応急対策に関する こと 2 他の班の応援に関する こと
上下水道部	上下水道課長	上下水道課長補佐	給 水 班	上水道管理係長	上水道管理係員	1 水道施設の被害調査に関 する こと 2 飲料水の確保、給水に関 する こと 3 水質検査に関する こと

			上水道復旧班	上水道工務係長	上水道工務係員	上水道施設の応急復旧に関する こと
			下水道管理班	下水道管理係長	下水道管理係員	1 下水道施設の被害調査に 関すること 2 関係部局、機関との連絡 調整に関すること
			下水道復旧班	下水道工務係長	下水道工務係員	下水道施設の応急復旧に関する こと
会 計 部	会 計 課 長		会 計 班	会 計 係 長	会 計 係 員	1 災害救助用物資の購入保 管貸出しに関すること 2 災害関係の経理に関する こと 3 他の班の応援に関するこ と
議 会 事 務 局	議 会 事 務 局 長		総 務 班	庶 務 係 長	庶 務 係 員	1 議会対策及び各種会議の 招集に関すること 2 他の班の応援に関するこ と
学 校 教 育 部	学 校 教 育 課 長	学 校 教 育 課 長 補 佐	総 務 班	庶 務 係 長	庶 務 係 員	1 他の班の応援に関するこ と
			管 理 班	学 校 管 理 係 長	学 校 管 理 係 員	1 教育施設の被害調査及び 応急対策に関すること 2 児童、生徒の対策に関す ること
			教 育 班	学 校 教 育 係 長	学 校 教 育 係 員	1 応急教育に関すること 2 児童、生徒の避難指導に 関すること 3 災害用教科書の調達あつ せんに関すること 4 他の班の応援に関するこ と
社 会 教 育 部	社 会 教 育 課 長	社 会 教 育 課 長 補 佐	第 1 奉 仕 班	社 会 教 育 係 長	社 会 教 育 係 員	1 部内各班の連絡調整に関 すること 2 社会教育施設の被害調査 及び応急対策に関すること 3 生徒、女性団体等の奉仕 に関すること 4 助け合い運動に関するこ と 5 他の班の応援に関するこ と
			第 2 奉 仕 班	文 化 振 興 係 長	文 化 振 興 係 員	1 文化財の被害調査及び応 急対策に関すること 2 他の班の応援に関するこ と
			第 3 奉 仕 班	社 会 体 育 係 長	社 会 体 育 係 員	1 社会体育施設の被害調査 及び応急対策に関すること 2 他の班の応援に関するこ と
			応 援 班	(文化会館) 企画管理係長	(文化会館) 企画管理係員	1 施設の被害調査及び応急 対策に関すること

						2 他の班の応援に関するこ と
			奉 仕 班	(図書館) 管 理 係 長	(図書館) 管 理 係 員	1 施設の被害調査及び応急 対策に関すること 2 他の班の応援に関するこ と
森 町 病 院	事 務 局 長	管 理 課 長 管理課長補佐	総 務 班	経営企画係長 管 理 係 長	経営企画係員 管 理 係 員	1 施設の被害調査及び応急 対策に関すること 2 他の班の応援に関するこ と
			医 療 班	医 事 係 長	医 事 係 員	1 医療班の編成に関するこ と 2 り災負傷者の応急手当に 関すること 3 その他医療に関するこ と
森町消防団						1 災害予防に関すること 2 地区の情報収集及び災害 活動に関すること 3 災害復旧活動に関するこ と
袋井消防署 森 分 署						1 災害予防に関すること 2 災害活動に関すること 3 災害復旧活動に関するこ と
袋井警察署						1 社会秩序及び治安の維持 に関すること 2 交通規制に関すること 3 住民の避難の指示、誘導 及び救助に関すること

別表3（第10条関係）

地区防災班編成

NO	施設名・住所 電話・行政無線	町内会名	地区 防災班員	NO	施設名・住所 電話・行政無線	町内会名	地区 防災班員
1	旧三倉小学校 三倉740 ☎携帯760・半固定748	黒田 三倉 中村 上野平 大河内 木根 乙丸 大府川 中野 大久保 田能	2名	8	遠江総合高等学校 森2085 ☎85-6000 ☎携帯765・半固定753	栄町上 栄町中	2名
2	三倉総合センター 三倉826-2 ☎半固定721			9	森町文化会館 森1485 ☎85-1111 ☎携帯766・半固定743	西幸町 促進住宅森	2名
3	旧泉陽中学校 問詰259 ☎携帯761・半固定749	葛布 西俣 黒石	2名	10	一宮総合センター 一宮1845-10 ☎89-7730 ☎携帯767・半固定754	片瀬	2名
4	旧天方小学校 大鳥居220-2 ☎携帯762・半固定750	大鳥居 問詰 鍛冶島 亀久保 嵯塚	2名	11	旭が丘中学校 谷中556 ☎85-4101 ☎携帯768・半固定755	草ヶ谷 円田 中川上 西組	2名
5	森中学校 天宮888-1 ☎85-3124 ☎携帯763・半固定751	城下上 城下下 赤松 川向 本丁 川久保 大上 橘 薄場	2名	12	宮園小学校 谷中650 ☎85-3766 ☎携帯769・半固定756	米倉 大久保 赤根 谷崎 宮代西 宮代東 谷中 中川下	2名
6	森小学校 森125 ☎85-2134 ☎携帯764・半固定752	開運町 明治町 新町 仲横町 川原町 南町	2名	13	園田総合センター 谷中513-1 ☎携帯770・半固定757	牛飼	2名
7	森町総合体育館 (森アリーナ) 森 92-8 ☎85-4191 ☎携帯773・半固定746	本町 下宿 大門 向天方下 向天方上	2名	14	飯田小学校 飯田3310-1 ☎85-2931 ☎携帯772・半固定759	市場 下飯田 中飯田 上飯田 東組 若宮 鴨谷 福田地 戸綿 北戸綿 南戸綿	2名
				15	飯田総合センター 飯田4040-28 ☎85-7557 ☎携帯771・半固定758	城北 梶ヶ谷	2名

1 旧三倉小学校と三倉総合センターの両施設は災害の種類や状況によっていずれかを開設する

別表 4（第13条関係）

配備態勢

配備種別	配備基準	動員範囲	事務分掌
事前配備態勢	・森町に大雨、洪水又は暴風警報のいずれかが発表されたとき。 ・町内で震度3の地震が観測されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・その他の状況により防災監の指示があったとき。	・防災監 ・防災課長 ・防災係 ・防災監が必要に応じて招集する職員	・災害対策本部の設置準備に関すること。 ・配備態勢への移行に関すること。 ・情報の収集に関すること。 ・県及び防災関係機関との連絡に関すること。 ・他の職員の招集に関すること。 ・その他必要な事項
第1次配備態勢	・森町に大雨、洪水又は暴風の各警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ・町内で震度4の地震が観測されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・その他の状況により本部長（町長）の指示があったとき。	・本部長 ・副本部長 ・正副本部長補佐 ・本部員 ・防災部（総括班、地区防災班） ・総務部（庶務班、動員班、情報班、管財班） ・企画財政部（企画班、財政班、広報班） ・各部長が必要に応じて招集する本部職員	・本部の設置に関すること。 ・本部員会議に関すること。 ・情報の収集、記録に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・災害時における職員の配置及び服務に関すること。 ・県及び防災関係機関との連絡、要請等に関すること。 ・各地区、町内会等との連絡調整等に関すること。 ・住民への広報、避難等に関すること。 ・その他必要な事項。
第2次配備態勢	・森町に大雨、洪水又は暴風の各警報が発表され、災害の発生が免れないと予想されるとき。 ・森町に特別警報（大津波警報、緊急地震速報を除く。）が発表されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ※状況に応じて第3配備態勢に拡大する ・その他の状況により本部長（町長）の指示があったとき。	・本部長 ・副本部長 ・正副本部長補佐 ・本部員 ・班長 ・第1配備態勢の班員 ・各部長が必要に応じて招集する班員	・本部の設置に関すること。 ・本部員会議、班長会議に関すること。 ・情報の収集、記録に関すること。 ・各部、各班との連絡調整に関すること。 ・災害時における職員の配置及び服務に関すること。 ・県及び防災関係機関との連絡、要請等に関すること。 ・各地区、町内会等との連絡調整等に関すること。 ・住民への広報、避難等に関すること。 ・避難所の運営に関すること。 ・その他必要な事項
第3次配備態勢	・災害が発生し、又は発生が免れないと予想され、その対策が必要と本部長が認めるとき ・町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。 ・その他の状況により本部長（町長）の指示があったとき。	・全職員	・別表2に掲げる事項 ・その他必要な事項

森町地震災害警戒本部条例

昭和54年12月21日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、森町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 森町の教育委員会の教育長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 森町消防団の団長、副団長及び本部長

(5) 袋井市森町広域行政組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 前項の班に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の班に班長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当る。

4 前項の班長に事故があるときは、第1項の班に属する本部職員のうちから前項の班長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第10号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

森町地震災害警戒本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、森町地震災害警戒本部条例（昭和54年森町条例第9号）に基づき、森町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とするものとする。

(組織及び事務分掌)

第2条 警戒本部は別表1のとおりとし、別表2の事務を分掌させる。

(本部長)

第3条 警戒本部に、森町地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を置き、町長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(副本部長)

第4条 警戒本部に、森町地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副町長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副町長、教育長の順序によりその職務を代理する。

(正副本部長補佐)

第5条 警戒本部に、森町地震災害対策警戒正副本部長補佐（以下「正副本部長補佐」という。）を置き、防災監をもって充てる。

2 正副本部長補佐は、地震防災応急対策等について、本部長及び副本部長（以下「正副本部長」という。）に助言を行う等、正副本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 警戒本部に、森町地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）として、部長及び副部長を置く。

2 本部員の配置は、別表1及び別表2によるものとする。

(本部職員)

第7条 警戒本部に、森町地震災害警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）として、班長、班員を置く。

2 本部職員の配置は、別表1及び別表2によるものとする。

(職務)

第8条 本部員及び本部職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。
- (2) 副部長は、部長を補佐する。
- (3) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。
- (4) 班員は、上司の命を受け、その事務の処理に当たる。

(本部の設置及び廃止)

第9条 町長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第16条の規定により警戒宣言が発せられたときは、直ちに警戒本部を設置するものとする。

2 警戒本部が設置されたときは、警戒本部室を袋井消防署森分署会議室に置く。ただし、災害の状況により本部長が認めたときは、別に置くことができる。

- 3 警戒本部室には、「森町地震災害警戒本部」の表示をする。
 - 4 警戒本部室には、本部員及び本部長があらかじめ指名する本部職員を配置する。
 - 5 本部長は、警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事務処理を行った上、法第19条第2項の規定により警戒本部を廃止する。
 - 6 防災監は、警戒本部が設置又は廃止されたときは、直ちに必要関係機関に連絡をする。
(災害対策本部への引継ぎ)
- 第10条 警戒本部は、森町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第19条第1項の規定により廃止する。
- 2 前項の場合において、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対策の必要となる事項を災害対策本部に引き継ぐものとする。
 - 3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第6項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は、行わないものとする。
(地区防災班の設置等)
- 第11条 別表3に掲げる施設に地区防災班を設置し、同表に掲げる町内会を管轄する。
ただし、災害の状況により本部長が認めたときは、この限りではない。
(本部員会議)
- 第12条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため必要に応じ、本部員会議を招集する。
- 2 本部員会議は、正副本部長、正副本部長補佐及び本部員をもって構成する。
 - 3 本部員は、それぞれの所管業務に関し、応急措置の実施状況等について報告しなければならない。
(班長会議)
- 第13条 本部長は、災害応急対策について各班との連絡調整を図るため、必要に応じ班長会議を招集する。
- 2 班長会議は、協議内容に応じてその都度定める。
(配備態勢)
- 第14条 本部員及び本部職員は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに警戒本部室、各課執務室又は各地区の拠点において、防災業務につくものとする。
- 2 警戒宣言が発せられた後、本部長、副本部長、本部員及び本部職員が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じてそれぞれ組織の上席者が指揮するものとする。
 - 3 勤務時間外又は休日等において交通事情等により配備につけないときは、所属長に連絡し、指示を受けるものとする。
 - 4 本部職員が適正な配備につけない場合は、各部等で調整し、部長が指名した者が補佐する。
(本部員及び本部職員の心構え)
- 第15条 本部長の指令、部長等の指示、連絡及びそれらの伝達並びに関係機関等からの警戒本部あての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が特に軽易な場合を除き、記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。
- 2 本部員及び本部職員は、警戒本部が行う地震防災応急対策を支援するために参集した関係機関、関係団体及び自主防災活動を実施するよう住民その他の者に対しては、誠実に対応しなければならない。
 - 3 本部員及び本部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。
 - 4 本部員及び本部職員は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、別に定める「森町地域防災計画 地震対策編」による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

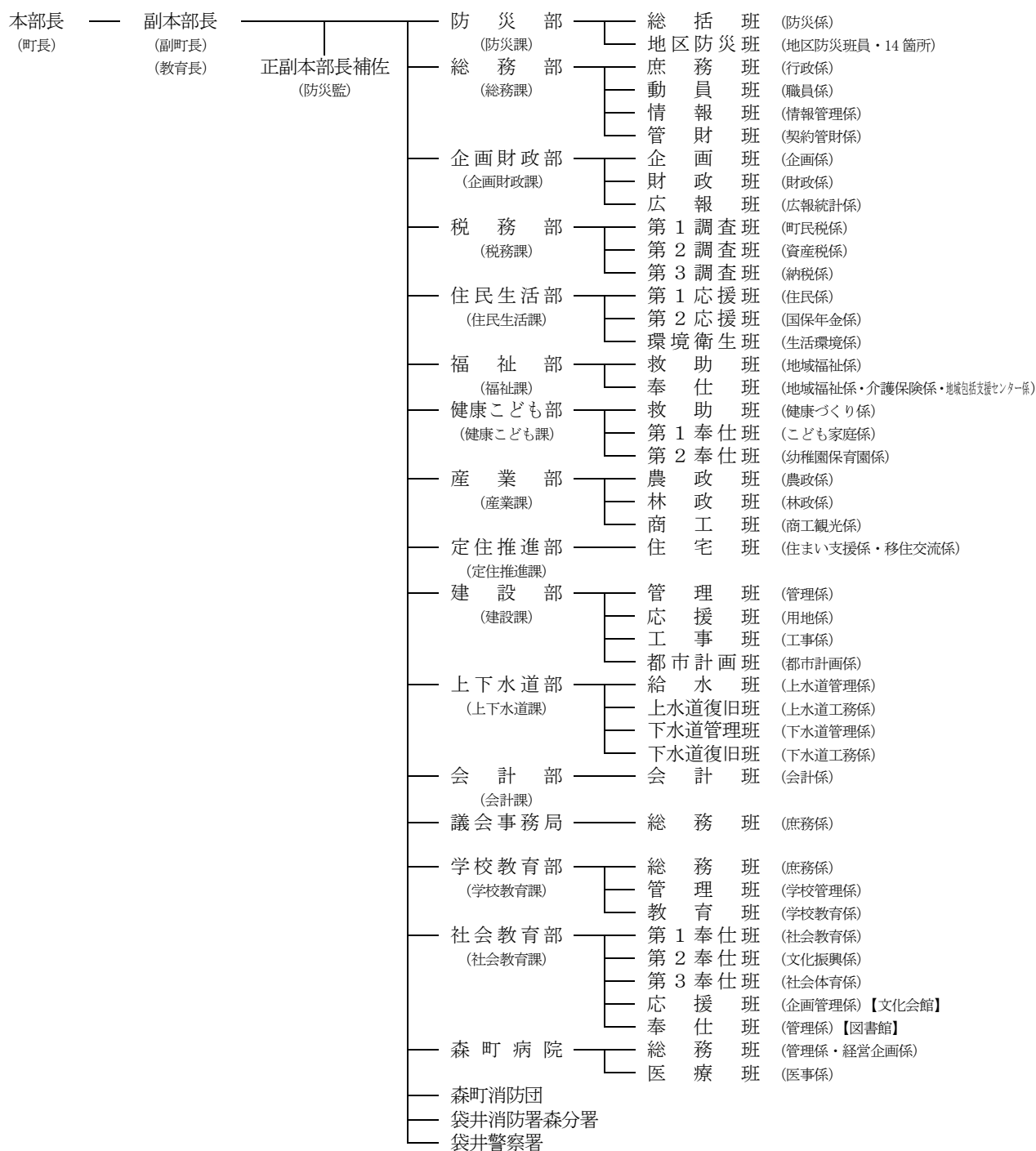
この要領は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 6 条、第 7 条関係)

地震警戒本部及び非常配備編成



地震災害警戒本部事務分掌

部	部長	副部長	班	班長	班員	事務分掌
防 災 部	防 災 課 長		総 括 班	防 災 係 長	防 災 係 員	1 警戒本部に関すること 2 警戒本部会議に関すること 3 警戒本部長の命令伝達に関すること 4 地震情報の受信及び伝達に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 地震防災対策の予算措置に関すること 7 避難の指示又は警戒区域の設定に関すること
			地区防災班	町長が任命する者	町長が任命する者	1 避難所、被災地及び本部との連絡調整に関すること 2 避難所の開設及び運営に関すること
総 務 部	総 務 課 長	総務課長補佐	庶 務 班	行 政 係 長	行 政 係 員	1 本部電話の設置（接続）依頼及び災害優先電話の管理に関すること 2 他の班の応援に関すること
			動 員 班	職 員 係 長	職 員 係 員	1 本部員の動員に関すること 2 他の班の応援に関すること
			情 報 班	情報管理係長	情報管理係員	1 報道機関との情報伝達、収集に関すること 2 社会秩序維持のための広報活動に関すること
			管 財 班	契約管財係長	契約管財係員	1 公有財産（他課の管理する施設を除く。）の地震防災応急対策の実施に関すること 2 町有車両の配車に関すること 3 災害救助用自動車の借上げに関すること 4 他の班の応援に関すること
企画財政部	企画財政課長	企画財政課長補佐	企 画 班	企 画 係 長	企 画 係 員	他の班の応援に関すること
			財 政 班	財 政 係 長	財 政 係 員	1 地震防災対策の予算措置

						に関すること 2 他の班の応援に関する こと
			広 報 班	広報統計係長	広報統計係員	1 新聞、テレビ、ラジオ等 による警戒宣言、地震予知 情報、その他の伝達に関す ること 2 地震防災応急対策の広報 に関すること
税 務 部	税 務 課 長	税務課長補佐	第 1 調査班	町民税係長	町民税係員	他の班の応援に関すること
			第 2 調査班	資産税係長	資産税係員	他の班の応援に関すること
			第 3 調査班	納 税 係 長	納 税 係 員	他の班の応援に関すること
住民生活部	住民生活課長	住民生活課長補佐	第 1 応援班	住 民 係 長	住 民 係 員	他の班の応援に関すること
			第 2 応援班	国保年金係長	国保年金係員	他の班の応援に関すること
			環境衛生班	生活環境係長	生活環境係員	1 し尿処理に関すること 2 環境衛生指導に関するこ と 3 防疫活動の準備に関する こと 4 廃棄物処理施設の地震防 災応急対策の実施促進に関 すること 5 公害防止に関すること
福 祉 部	福 祉 課 長	福祉課長補佐	救 助 班 奉 仕 班	地域福祉係長 介護保険係長 地域包括支援センター係長	地域福祉係員 介護保険係員 地域包括支援センター係員	1 応急の救護を要すると認 められる者の救護、その他 の保護に関すること 2 社会福祉施設等避難状況 等の取りまとめに関するこ と 3 高齢者福祉施設の地震防 災応急対策の実施促進に関 すること
健康こども部	健康こども課長	健康こども課長補佐	医 務 班	健康づくり係長	健康づくり係員	1 医療救護の調整に関する こと 2 医師その他医療要員の確 保に関すること 3 医療救護施設の地震防災 応急対策の実施促進に関す ること 4 血液の確保に関すること
			第 1 奉仕班	こども家庭係長	こども家庭係員	子供のいる家庭等の地震防災 応急対策の実施促進に関する こと
			第 2 奉仕班	幼稚園保育園係長	幼稚園保育園係員	児童福祉施設等の地震防災 応急対策の実施促進に関する こと
産 業 部	産 業 課 長	産業課長補佐	農 政 班	農 政 係 長	農 政 係 員	1 災害救助用物資の輸送に 関すること

						2 病虫害防除対策の準備に関すること 3 保管農薬の安全対策の促進に関すること 4 家畜の飼料に関すること 5 家畜感染症予防及び防疫の準備に関すること 6 農業団体との連絡に関すること 7 土地改良財産の地震防災応急対策の促進に関すること 8 農道、農地開発及び農地防災施設の地震防災応急対策の促進に関すること
			林 政 班	林 政 係 長	林 政 係 員	1 治山及び林道等の地震防災応急対策に関すること 2 り災家屋に備えての製材品及び合板の調達、あっせんに関すること
			商 工 班	商工観光係長	商工観光係員	1 商工業関係団体等との連絡調整に関すること 2 観光客の避難その他の対策の促進に関すること 3 他の班の応援に関すること
定住推進部	定住推進課長		住 宅 班	住まい支援係長 移住交流係長	住まい支援係員 移住交流係員	1 建築物の応急対策、屋内安全対策の相談に関すること 2 応急仮設住宅の建築準備に関すること
建 設 部	建 設 課 長	建設課長補佐	管 理 班	管 理 係 長	管 理 係 員	1 応急復旧用土木資材及び機器の確保対策に関すること 2 建設業者の確保対策に関すること 3 道路の交通規制に関すること 4 水防活動の準備に関すること
			応 援 班	用 地 係 長	用 地 係 員	他の班の応援に関すること
			工 事 班	工 事 係 長	工 事 係 員	1 工事中の道路の保安措置に関すること 2 緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること 3 道路の交通規制に関すること
			都市計画班	都市計画係長	都市計画係員	建設業者、土木業者に対する

						協力要請に関すること
上下水道部	上下水道課長	上下水道課長補佐	給 水 班	上水道管理係長	上水道管理係員	1 水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること 2 飲料水の確保、給水に関すること 3 水質検査に関すること
			上水道復旧班	上水道工務係長	上水道工務係員	上水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること
			下水道管理班	下水道管理係長	下水道管理係員	1 下水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること 2 関係部局、機関との連絡調整に関すること
			下水道復旧班	下水道工務係長	下水道工務係員	下水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること
会 計 部	会 計 課 長		会 計 班	会 計 係 長	会 計 係 員	1 必要物品の緊急調達に関すること 2 災害関係の経理に関すること
議 会 事 務 局	議会事務局長		総 務 班	庶 務 係 長	庶 務 係 員	1 町議会議員との連絡に関すること 2 町議会の会議に関すること 3 他の班の応援に関すること
学校教育部	学校教育課長	学校教育課長補佐	総 務 班	庶 務 係 長	庶 務 係 員	他の班の応援に関すること
			管 理 班	学校管理係長	学校管理係員	1 教育施設の安全対策に関すること 2 児童、生徒の安全対策に関すること
			教 育 班	学校教育係長	学校教育係員	1 児童、生徒の安全対策に関すること 2 児童、生徒の避難指導に関すること
社会教育部	社会教育課長	社会教育課長補佐	第 1 奉仕班	社会教育係長	社会教育係員	1 社会教育施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること 2 部内各班の連絡調整に関すること
			第 2 奉仕班	文化振興係長	文化振興係員	1 文化財の地震防災応急対策の実施促進に関すること 2 他の班の応援に関すること
			第 3 奉仕班	社会体育係長	社会体育係員	1 社会体育施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること 2 他の班の応援に関すること

			応 援 班	(文化会館) 企画管理係長	(文化会館) 企画管理係員	1 施設の地震防災応急対策 の実施促進に関するこ と 2 他の班の応援に関する こ と
			奉 仕 班	(図書館) 管 理 係 長	(図書館) 管 理 係 員	1 他の班の応援に関する こ と
森 町 病 院	事 務 局 長	管 理 課 長 管理課長補佐	総 務 班	経営企画係長 管 理 係 長	経営企画係員 管 理 係 員	1 施設の地震防災応急対策 の実施促進に関するこ と 2 り災負傷者の応急手当に 関すること 3 重傷者の受入れに関する こ と
			医 療 班	医 事 係 長	医 事 係 員	1 医療班の編成に関する こ と 2 り災負傷者の応急手当に 関すること 3 重傷者の受入れに関する こ と
森町消防団						1 情報収集、伝達に関する こ と 2 警戒パトロールに関する こ と 3 警戒本部との連絡調整に 関すること
袋井消防署 森 分 署						1 情報収集、伝達に関する こ と 2 住民への避難指示に関す るこ と 3 警戒本部との連絡調整に 関すること
袋井警察署						1 警察の実施する地震防災 応急対策の実施促進に関す るこ と 2 犯罪の予防等社会秩序の 維持に関するこ と 3 交通規制に関するこ と 4 警戒本部との連絡調整に 関すること

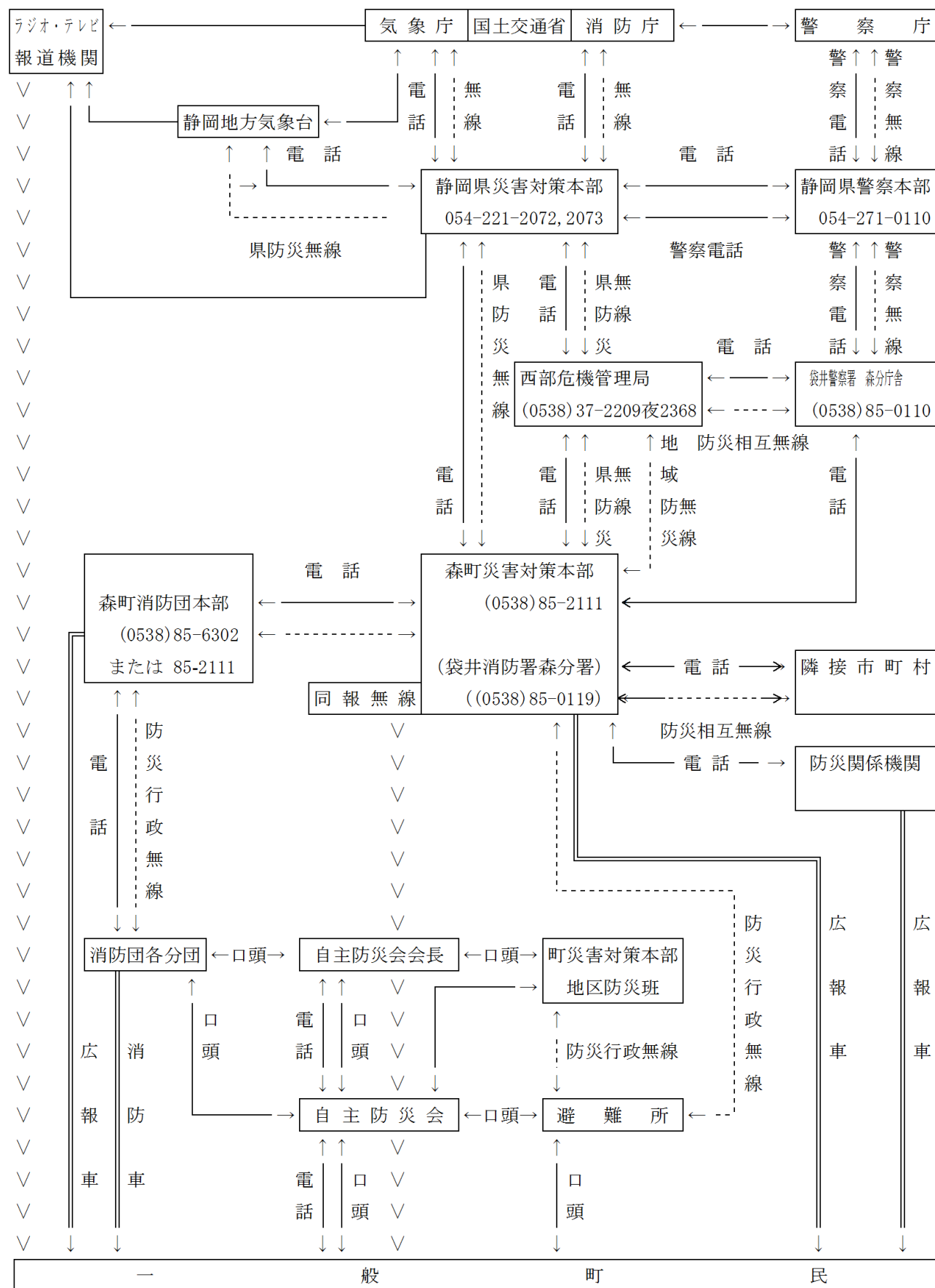
別表3（第11条関係）

地区防災班編成

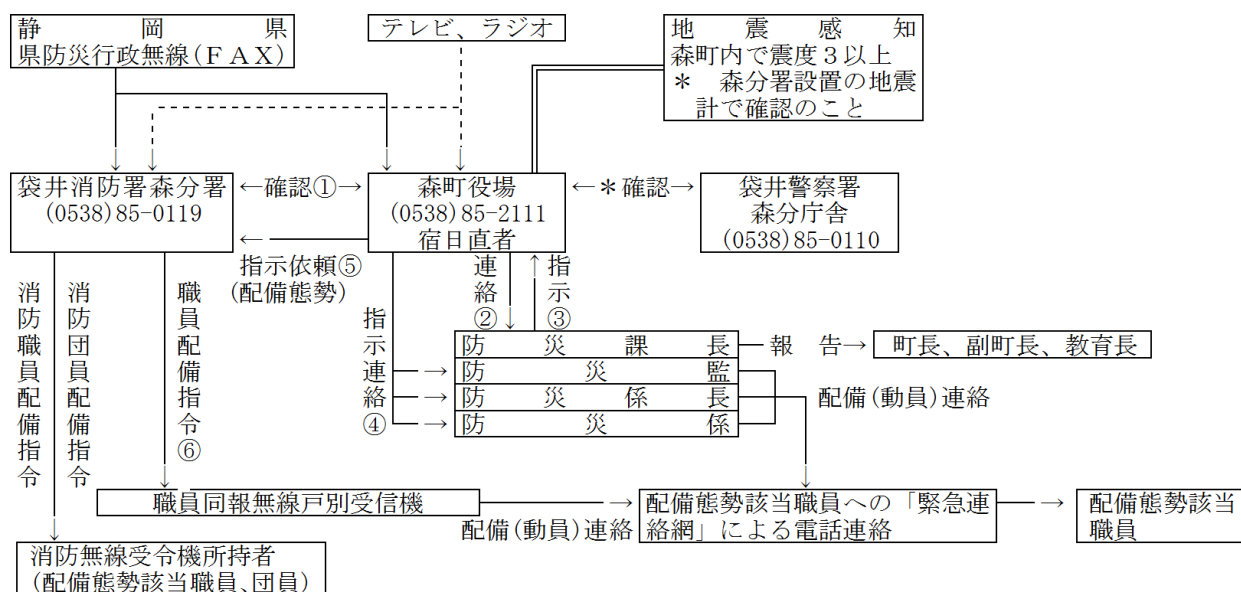
NO	施設名・住所 電話・行政無線	町内会名	地区 防災班員	NO	施設名・住所 電話・行政無線	町内会名	地区 防災班員
1	旧三倉小学校 三倉740 ☎携帯760・半固定748	黒田 三倉 中村 上野平 大河内 木根 乙丸 大府川 中野 大久保 田能	2名	8	遠江総合高等学校 森2085 ☎85-6000 ☎携帯765・半固定753	栄町上 栄町中	2名
2	三倉総合センター 三倉826-2 ☎半固定721			9	森町文化会館 森1485 ☎85-1111 ☎携帯766・半固定743	西幸町 促進住宅森	2名
3	旧泉陽中学校 問詰259 ☎携帯761・半固定749	葛布 西俣 黒石	2名	10	一宮総合センター 一宮1845-10 ☎89-7730 ☎携帯767・半固定754	片瀬	2名
4	旧天方小学校 大鳥居220-2 ☎携帯762・半固定750	大鳥居 問詰 鍛冶島 亀久保 嵯塚	2名	11	旭が丘中学校 谷中556 ☎85-4101 ☎携帯768・半固定755	草ヶ谷 円田 中川上 西組	2名
5	森中学校 天宮888-1 ☎85-3124 ☎携帯763・半固定751	城下上 城下下 赤松 川向 本丁 川久保 大上 橘 薄場	2名	12	宮園小学校 谷中650 ☎85-3766 ☎携帯769・半固定756	米倉 大久保 赤根 谷崎 宮代西 宮代東 谷中 中川下	2名
6	森小学校 森125 ☎85-2134 ☎携帯764・半固定752	開運町 明治町 新町 仲横町 川原町 南町	2名	13	園田総合センター 谷中513-1 ☎携帯770・半固定757	牛飼	2名
7	森町総合体育館 (森アリーナ) 森 92-8 ☎85-4191 ☎携帯773・半固定746	本町 下宿 大門 向天方下 向天方上	2名	14	飯田小学校 飯田3310-1 ☎85-2931 ☎携帯772・半固定759	市場 下飯田 中飯田 上飯田 東組 若宮 鴨谷 福田地 戸綿 北戸綿 南戸綿	2名
				15	飯田総合センター 飯田4040-28 ☎85-7557 ☎携帯771・半固定758	城北 梶ヶ谷	2名

1 旧三倉小学校と2三倉総合センターの両施設は災害の種類や状況によっていずれかを開設する

森町災害対策本部 通信広報連絡系統図



職員配備(動員)連絡体系《勤務時間外》



* 町職員の配備態勢及び緊急連絡網は、「森町地震災害警戒本部、災害対策本部編成表」による。

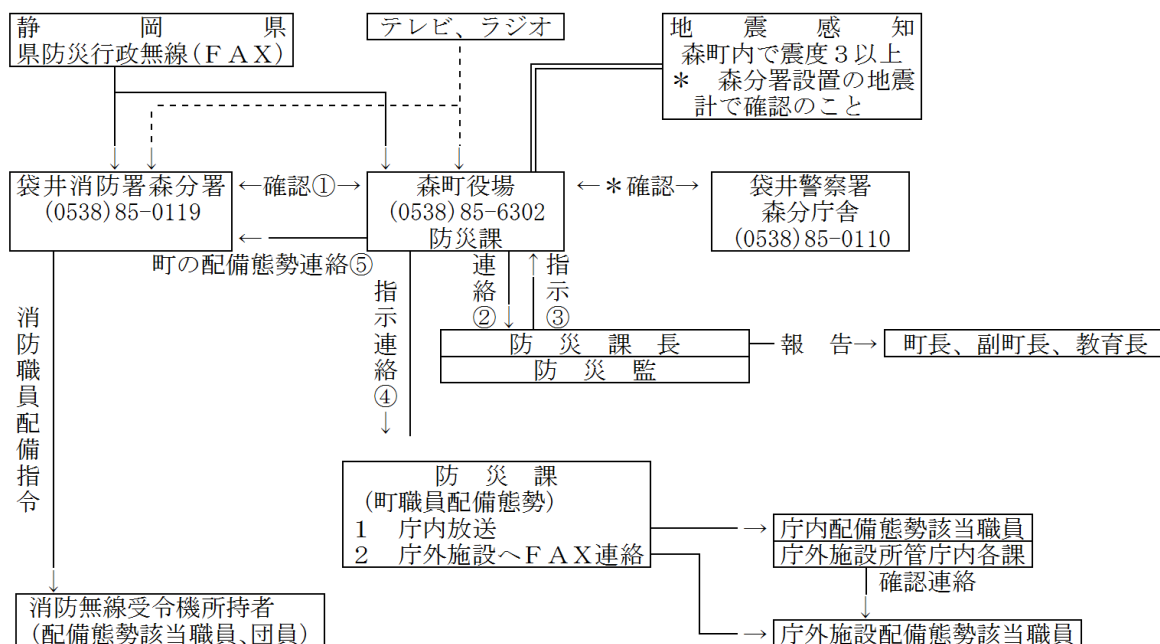
(注1) 勤務時間外に、知事の動員命令を受信したときは、警戒配備人員を確保するため、職員を非常招集する。

(注2) 勤務時間外に、森町において震度3の地震が発生した場合、防災課長、防災監、防災係は、出動する。

(注3) 勤務時間外に、森町において震度4の地震が発生した場合、町長、副町長、教育長、各課長、各課課長補佐、各課係長、防災課、総務課全職員、地区防災班は出動する。

(注4) 勤務時間外に、森町において震度5弱以上の地震を観測した場合、全職員は、出動する。

職員配備(動員)連絡体系《勤務時間内》



* 町職員の配備態勢は、「森町地震災害警戒(災害対策)本部 編成表」による。

(注1) 勤務時間内に、森町において地震を観測した場合、防災課長、防災監及び防災係は、震度等により被害を予測し、通常業務を必用最小限の職員で継続するかどうかを協議し、その結果を町長に報告するとともに、職員の配備態勢の指示を行う。

(注2) 勤務時間内に判定会が招集された場合は、必用最小限の職員で通常業務を行う。

防災行政無線施設の現況

令和 5 年 4 月 1 日時点

1 防災行政無線

- (1) 固定系 16K O F 2 D 69.450MHz 5W
 16K O F 3 E 下問詰方向 3.75W
 谷中方向 1.25W

同時通報用無線（こうほうもり）

親局 1局（役場）
 遠隔制御装置 2台（袋井消防本部、森分署）
 子局（パンザマスト） 19局
 戸別受信機 6,170台

- (2) 移動系・・・デジタルぎょうせいもり、デジタルもり

固定局 3局 （ぼうさいもり 200mW）9M5057W, 17.825GHz【袋井消防署 森分署内】
 （ぼうさいもりじょうがたいら200mW）9M50G7W, 18.575GHz【城ヶ平基地内（ぼうさいもり向け）】
 （ 〃 500mW）9M50G7W, 7440MHz【城ヶ平基地内（ぼうさいたかつかやま向け）】
 （ぼうさいもりたかつかやま 500mW）9M50G7W, 7600MHz【高塚山基地内】

基地局 2局 （デジタルぎょうせいもりじょうがたいら 10W）271.6625MHz・272.7125MHz
 （デジタルぎょうせいもりたかつかやま 10W）272.2375MHz・272.6375MHz

統制台 2台（森分署、防災課）

遠隔リモコン 10台（役場各課）

	庁 舎	別 館
3 階	議会事務局	
2 階	総務課 企画財政課 産業課	建設課
1 階	税務課 住民生活課 上下水道課 宿直室	住民生活課

移動局 136局（車載局 5W 17局）
 （半固定局 5W 25局）
 （携帯局 2W 94局）

2 消防無線

- (1) 移動局 42局（車載用無線機 5W 17局）
 （携帯型無線機 2W 25局）

3 静岡県防災行政無線（子局）

- (1) 防災森町 （固定局、地球局）・・・衛星 8（地上 5）－2 6 0－9 0 0 0
 衛星 8（地上 5）－2 6 0－9 0 0 1
 F A X 衛星 8（地上 5）－2 6 0－8 0 0 1

防災行政無線配置状況表（固定系）

令和5年4月1日時点

1 直流電源装置

	設置場所	製造年月日	周波数	局 名
1	役場 2 階放送室	平成22年 3 月	69.450MHz	こうほうもり 第1装置

2 遠隔制御装置

	設置場所	製造年月日	周波数	局 名
1	袋井市森町広域行政組合	平成22年 3 月	69.450MHz	こうほうもり 第2装置
2	袋井消防署森分署	平成22年 3 月	69.450MHz	こうほうもり

3 屋外子局

	設置場所	製造年月日	周波数	詳細場所
1	木根	平成23年 3 月	68.205MHz	白山神社
2	大河内	平成23年 3 月	68.205MHz	大河内やまめの里
3	田能	平成27年 3 月	68.205MHz	茶工場東側
4	三倉大久保	平成27年 3 月	68.205MHz	三丸会館
5	中野	平成28年 3 月	68.205MHz	榎木沢橋北側
6	三倉	平成28年 3 月	68.205MHz	三倉総合センター
7	亀久保	平成28年 3 月	69.450MHz	亀久保公民館
8	大鳥居	平成28年 3 月	69.450MHz	旧天方小学校
9	仲横町	平成28年 3 月	69.450MHz	三島神社
10	森町役場	平成29年 3 月	69.450MHz	森町役場
11	栄町	平成29年 3 月	69.450MHz	JA遠州中央森支店前
12	宮代西	平成27年 3 月	68.205MHz	小國神社駐車場
13	一宮大久保	平成26年 3 月	68.205MHz	鈴啓製作所前
14	米倉	平成27年 3 月	68.205MHz	米倉公民館
15	谷崎	平成26年 3 月	68.205MHz	一宮幼稚園
16	谷中	平成29年 3 月	69.450MHz	旭が丘中学校
17	中川	平成29年 3 月	69.450MHz	中川上公民館
18	戸綿	平成29年 3 月	69.450MHz	戸綿公民館
19	上飯田	平成29年 3 月	69.450MHz	飯田小学校

防災行政無線配置状況表（移動系）

令5年4月1日時点

デジタル無線				グループ番号						住 所	備 考
通番	呼出番号	種別	所属・車両番号								
1	もりまち100	主統制台	災害対策本部 森分署							主統制台は平時は役場 防災課(102)、災害対策本 部開設時は森分署統制 台(101)に切替	災害対策本部
	もりまち101	統制台									
2	もりまち102	統制台	森町役場 防災課								災害対策本部
1	もりまち105	統制 リモコン	総務課	1	2					(携帯703・704)	災害対策本部
2	もりまち106	統制 リモコン	企画財政課	1	2						災害対策本部
3	もりまち107	統制 リモコン	税務課	1	2						災害対策本部
4	もりまち108	統制 リモコン	住民生活課【別館】	1	2						災害対策本部
5	もりまち109	統制 リモコン	産業課	1	2					(携帯705・706・707)	災害対策本部
6	もりまち110	統制 リモコン	建設課	1	2					(携帯712・713・714)	災害対策本部
7	もりまち111	統制 リモコン	上下水道課	1	2					(携帯710・711)	災害対策本部
8	もりまち112	統制 リモコン	住民生活課	1	2					(携帯708・709)	災害対策本部
9	もりまち113	統制 リモコン	宿直室	1	2						災害対策本部
10	もりまち114	統制 リモコン	議会事務局	1	2						災害対策本部
1	もりまち500	車載	消防団本部 団指揮車 No. 119	1		3					消防団 本部
2	もりまち501	車載	消防団本部 団照明車 No.2101	1		3					消防団 本部
3	もりまち502	携帯	災害対策本部 防災係	1	2	3	4	5			災害対策本部
4	もりまち503	携帯	災害対策本部 防災係	1	2	3	4	5			災害対策本部 防災監
5	もりまち504	携帯	災害対策本部 防災係	1	2	3	4	5			災害対策本部 防災係長
6	もりまち505	携帯	災害対策本部 防災係	1	2	3	4	5			災害対策本部 消防主任
7	もりまち506	携帯	災害対策本部 防災係	1	2	3	4	5			災害対策本部 消防副主任
8	もりまち507	携帯	災害対策本部 分署長用	1		3					災害対策本部 分署長
9	もりまち508	携帯	災害対策本部 分署消防車両	1		3					袋井消防 分署車両
10	もりまち509	携帯	災害対策本部 対策本部に配備	1	2					森町森48-2	袋井消防 森分署本部
11	もりまち510	携帯	災害対策本部 消防事務所に配備	1		3				袋井市上山梨3-27-4	袋井消防 山梨分遣所用
12	もりまち511	車載	第1分団1部 ポンプ車 No. 101	1		3				(大鳥居) 森町大鳥居501-2	消防団 分団
13	もりまち512	車載	第1分団1部 積載車 No. 102	1		3				(黒石) 森町間詰268-7	消防団 分団
14	もりまち516	携帯	第1分団本部 分団長	1		3					消防団 分団
15	もりまち517	携帯	第1分団本部 副分団長	1		3					消防団 分団
16	もりまち518	携帯	第1分団本部 副分団長	1		3					消防団 分団
17	もりまち521	車載	第2分団1部 積載車 No. 201	1		3				(城下) 森町城下623	消防団 分団
18	もりまち522	車載	第2分団2部 ポンプ車 No.7602	1		3				(川向) 森町森636-2	消防団 分団
19	もりまち523	車載	第2分団3部 ポンプ車 No. 203	1		3				(新町) 森町森261-23	消防団 分団
20	もりまち524	車載	第2分団4部 ポンプ車 No.0204	1		3				(南町) 森町森1524-1	消防団 分団
21	もりまち525	車載	第2分団5部 積載車 No. 205	1		3				(大上) 森町天宮456-3	消防団 分団
22	もりまち526	携帯	第2分団本部 分団長	1		3					消防団 分団
23	もりまち527	携帯	第2分団本部 副分団長	1		3					消防団 分団
24	もりまち528	携帯	第2分団本部 副分団長	1		3					消防団 分団
25	もりまち529	携帯	第2分団本部 副分団長	1		3					消防団 分団
26	もりまち531	車載	第3分団1部 ポンプ車 No. 301	1		3				(片瀬) 森町一宮1254-1	消防団 分団
27	もりまち532	車載	第3分団2部 積載車 No. 302	1		3				(宮代東) 森町一宮4449-1	消防団 分団

デジタル無線				グループ番号				住 所	備 考
通番	呼出番号	種別	所属・車両番号						
28	もりまち536	携帯	第3分団本部 分団長	1		3			消防団 分団
29	もりまち537	携帯	第3分団本部 副分団長	1		3			消防団 分団
30	もりまち538	携帯	第3分団本部 副分団長	1		3			消防団 分団
31	もりまち541	車載	第4分団1部 ポンプ車 No. 401	1		3		(谷中) 森町谷中513-9	消防団 分団
32	もりまち542	車載	第4分団2部 積載車 No. 402	1		3		(牛飼) 森町牛飼232	消防団 分団
33	もりまち546	携帯	第4分団本部 分団長	1		3			消防団 分団
34	もりまち547	携帯	第4分団本部 副分団長	1		3			消防団 分団
35	もりまち548	携帯	第4分団本部 副分団長	1		3			消防団 分団
36	もりまち551	車載	第5分団1部 ポンプ車 No. 501	1		3		(上飯田) 森町飯田3177	消防団 分団
37	もりまち552	車載	第5分団2部 積載車 No.3258	1		3		(福田地) 森町睦実2296-1	消防団 分団
38	もりまち556	携帯	第5分団本部 分団長	1		3			消防団 分団
39	もりまち557	携帯	第5分団本部 副分団長	1		3			消防団 分団
40	もりまち558	携帯	第5分団本部 副分団長	1		3			消防団 分団
41	もりまち561	車載	第1分団2部 ポンプ車 No. 601	1		3		(三倉) 森町三倉791-9	消防団 分団
42	もりまち562	車載	第1分団2部 積載車 No.7788	1		3		(乙丸) 森町三倉3132-3	消防団 分団
43	もりまち600	携帯	消防団本部要員1	1		3			消防団 本部
44	もりまち601	携帯	消防団本部要員2	1		3			消防団 本部
45	もりまち602	携帯	消防団本部要員3	1		3			消防団 本部
46	もりまち603	携帯	消防団本部要員4	1		3			消防団 本部
47	もりまち604	携帯	消防団本部要員5	1		3			消防団 本部
48	もりまち605	携帯	消防団本部要員6	1		3			消防団 本部
49	もりまち606	携帯	消防団本部要員7	1		3			消防団 本部
50	もりまち607	携帯	消防団本部要員8	1		3			消防団 本部
51	もりまち608	携帯	消防団本部要員9	1		3			消防団 本部
52	もりまち609	携帯	消防団本部要員10	1		3			消防団 本部
53	もりまち610	携帯	消防団本部要員11	1		3			消防団 本部
54	もりまち611	携帯	消防団本部要員12	1		3			消防団 本部
55	もりまち612	携帯	消防団本部要員13	1		3			消防団 本部
56	もりまち613	携帯	消防団本部要員14	1		3			消防団 本部
57	もりまち614	携帯	消防団本部要員15	1		3			消防団 本部
58	もりまち615	携帯	消防団本部要員16	1		3			消防団 本部
59	もりまち616	携帯	消防団本部要員17	1		3			消防団 本部
60	もりまち617	携帯	消防団本部要員18	1		3			消防団 本部
61	もりまち618	携帯	消防団本部要員19	1		3			消防団 本部
62	もりまち619	携帯	消防団本部要員20	1		3			消防団 本部
63	もりまち700	携帯	町長	1	2				災害対策本部
64	もりまち701	携帯	副町長	1	2				災害対策本部
65	もりまち702	携帯	教育長	1	2				災害対策本部
66	もりまち703	携帯	総務課	1	2			総務課 (統制リモコン 105)	災害対策本部
67	もりまち704	携帯	総務課	1	2				災害対策本部
68	もりまち705	携帯	産業課	1	2				災害対策本部
69	もりまち706	携帯	産業課	1	2			産業課 (統制リモコン 109)	災害対策本部
70	もりまち707	携帯	産業課	1	2				災害対策本部
71	もりまち708	携帯	住民生活課	1	2			住民生活課・別館 (統制リモコン 112・108)	災害対策本部
72	もりまち709	携帯	住民生活課	1	2				災害対策本部

デジタル無線				グループ番号					住 所	備 考
通番	呼出番号	種別	所属・車両番号							
73	もりまち 710	携帯	上下水道課	1	2			5	上下水道課 (統制リモコン 111)	災害対策本部
74	もりまち 711	携帯	上下水道課	1	2			5		災害対策本部
75	もりまち 712	携帯	建設課	1	2				建設課 (統制リモコン 110)	災害対策本部
76	もりまち 713	携帯	建設課	1	2					災害対策本部
77	もりまち 714	携帯	建設課	1	2					災害対策本部
再掲 (もりまち 726)		携帯	定住推進課	1	2					災害対策本部
78	もりまち 715	携帯	教育委員会	1	2				教育委員会 事務所 (半固定 742)	災害対策本部
79	もりまち 716	携帯	教育委員会	1	2					災害対策本部
80	もりまち 717	携帯	保健福祉課	1	2				保健福祉課 (半固定 744)	災害対策本部
81	もりまち 718	携帯	保健福祉課	1	2					災害対策本部
82	もりまち 719	携帯	森町病院	1	2				医事課(半固定740)	災害対策本部
83	もりまち 720	携帯	黒田地区 (黒田公民館)	1				4	森町三倉207	集落用
84	もりまち 721	半固定	三倉地区 (三倉総合センター)	1				4	森町三倉826-2	集落用 避難所兼用
85	もりまち 722	携帯	中村地区 (中村公民館)	1				4	森町三倉1137-1	集落用
86	もりまち 723	携帯	上野平地区 (上野平公民館)	1				4	森町三倉1819	集落用
87	もりまち 724	半固定	大河内地区 (林業センター)	1				4	森町三倉2218-6	集落用
88	もりまち 725	携帯	木根地区 (木根公会堂)	1				4	森町三倉1675	集落用
89	もりまち 726	携帯	定住推進課	1	2					災害対策本部
90	もりまち 727	携帯	乙丸地区 (乙丸公民館)	1				4	森町三倉3135	集落用
91	もりまち 728	携帯	大府川地区 (大府川公民館)	1				4	森町三倉3638	集落用
92	もりまち 729	携帯	中野地区 (中野多目的集会所)	1				4	森町三倉3923	集落用
93	もりまち 730	半固定	三倉大久保地区 (三倉会館)	1				4	森町三倉4633	集落用
94	もりまち 731	携帯	田能地区 (田能公民館)	1				4	森町三倉4963	集落用
95	もりまち 732	携帯	葛布地区 (葛布公民館)	1				4	森町葛布292	集落用
96	もりまち 733	携帯	鍛冶島地区 (鍛冶島公民館)	1				4	森町鍛冶島6	集落用
97	もりまち 734	携帯	亀久保地区 (亀久保公民館)	1				4	森町亀久保85-2	集落用
98	もりまち 735	携帯	嵯塚地区【(佐賀野) 個人宅】	1				4	森町嵯塚447	集落用
99	もりまち 736	携帯	橘地区 (橘公民館)	1				4	森町橘301	集落用
100	もりまち 737	携帯	薄場地区 (薄場公民館)	1				4	森町薄場301-2	集落用
101	もりまち 738	半固定	災害対策本部 消防事務所に配備	1				3	森町森48-2	袋井消防 森分署事務所
102	もりまち 739	半固定	災害対策本部 警察事務所に配備	1				3	森町森1524-1	袋井警察署 森分庁舎事務所
103	もりまち 740	半固定	救護病院 公立森町病院 医事課	1	2				(携帯719)	災害対策本部 救護病院
104	もりまち 741	半固定	救護所 家庭医療クリニック	1	2				森町草ヶ谷387-2	災害対策本部 救護所
105	もりまち 742	半固定	教育委員会 事務室	1	2				(携帯715・716)	災害対策本部
106	もりまち 743	半固定	文化会館 事務室	1	2				森町森1485(地区防766)	災害対策本部 避難所兼用
107	もりまち 744	半固定	保健福祉センター 事務室	1	2				(携帯717・718)	災害対策本部
108	もりまち 745	半固定	社会福祉協議会 事務室	1	2				森町森50-1	災害対策本部
109	もりまち 746	半固定	総合体育館(7リナ) 事務室	1	2				森町森92-8(地区防773)	災害対策本部 避難所兼用
110	もりまち 747	半固定	拠点防災倉庫 2F仕分室①	1	2				森町森1524-1	災害対策本部 緊急物資集積場
111	もりまち 748	半固定	避難所① 旧三倉小学校	1				4	森町三倉740	避難所
再掲 (もりまち721)		半固定	避難所② 三倉総合センター	1				4	森町三倉826-2	避難所 集落兼用
112	もりまち 749	半固定	避難所③ 旧泉陽中学校	1				4	森町間詰259	避難所
113	もりまち 750	半固定	避難所④ 旧天方小学校	1				4	森町大島居220-2	避難所 救護所兼用
114	もりまち 751	半固定	避難所⑤ 森中学校	1				4	森町天宮888-1	避難所
115	もりまち 752	半固定	避難所⑥ 森小学校	1				4	森町森125	避難所

デジタル無線				グループ番号				住 所	備 考
通番	呼出番号	種別	所属・車両番号						
116	もりまち 7 5 3	半固定	避難所⑦ 遠江総合高等学校	1			4	森町森2085	避難所
再掲	(もりまち743)	半固定	避難所⑧ 文化会館事務室	1	2			森町森1485	避難所 文化会館兼用
117	もりまち 7 5 4	半固定	避難所⑨ 一宮総合センター	1			4	森町一宮1845-10	避難所
118	もりまち 7 5 5	半固定	避難所⑩ 旭が丘中学校	1			4	森町谷中556	避難所
119	もりまち 7 5 6	半固定	避難所⑪ 宮園小学校	1			4	森町谷中650	避難所
120	もりまち 7 5 7	半固定	避難所⑫ 園田総合センター	1			4	森町谷中513-1	避難所 救護所兼用
121	もりまち 7 5 8	半固定	避難所⑬ 飯田総合センター	1			4	森町飯田4040-28	避難所
122	もりまち 7 5 9	半固定	避難所⑭ 飯田小学校	1			4	森町飯田3310-1	避難所
再掲	(もりまち746)	半固定	避難所⑮ 総合体育館事務室	1	2			森町森92-8	避難所 体育館兼用
123	もりまち 7 6 0	携帯	地区防災班①	1	2			旧三倉小(半固定748) 三倉センター(半固定721)	災害対策本部 地区防災班員
124	もりまち 7 6 1	携帯	地区防災班②	1	2			旧泉陽中(半固定749)	災害対策本部 地区防災班員
125	もりまち 7 6 2	携帯	地区防災班③	1	2			旧天方小(半固定750)	災害対策本部 地区防災班員
126	もりまち 7 6 3	携帯	地区防災班④	1	2			森中(半固定751)	災害対策本部 地区防災班員
127	もりまち 7 6 4	携帯	地区防災班⑤	1	2			森小(半固定752)	災害対策本部 地区防災班員
128	もりまち 7 6 5	携帯	地区防災班⑥	1	2			遠江高(半固定753)	災害対策本部 地区防災班員
129	もりまち 7 6 6	携帯	地区防災班⑦	1	2			文化会館(半固定743)	災害対策本部 地区防災班員
130	もりまち 7 6 7	携帯	地区防災班⑧	1	2			一宮センター(半固定754)	災害対策本部 地区防災班員
131	もりまち 7 6 8	携帯	地区防災班⑨	1	2			旭が丘中(半固定755)	災害対策本部 地区防災班員
132	もりまち 7 6 9	携帯	地区防災班⑩	1	2			宮園小(半固定756)	災害対策本部 地区防災班員
133	もりまち 7 7 0	携帯	地区防災班⑪	1	2			園田センター(半固定757)	災害対策本部 地区防災班員
134	もりまち 7 7 1	携帯	地区防災班⑫	1	2			飯田センター(半固定758)	災害対策本部 地区防災班員
135	もりまち 7 7 2	携帯	地区防災班⑬	1	2			飯田小(半固定759)	災害対策本部 地区防災班員
136	もりまち 7 7 3	携帯	地区防災班⑭	1	2			総合体育館(半固定746)	災害対策本部 地区防災班員

警報・注意報発表基準一覧表

(発表官署 静岡地方気象台)

- 1 気象業務法に基づく、静岡県における気象等の予報（主な注意報のみ）および警報の種類及び発表基準並びに気象等の予報及び警報を発表する細分区域は次のとおりである。

森町	府県予報区	静岡県
	一次細分区域	西部
	市町村等をまとめた地域	遠州南

警報の種類			基準 値		
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮				
	波浪				
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	154	
	洪水		流域雨量指数基準	吉川流域＝20.3、三倉川流域＝15.1、一宮川流域＝12.2	
			複合基準*1	—	
			指定河川洪水予報による基準	太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新貝・山名〕	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
				山地	12時間降雪の深さ20cm

	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	90	
	洪水	流域雨量指数基準	吉川流域＝16. 2、三倉川流域＝12. 0、一宮川流域＝9. 7	
		複合基準	太田川流域＝（7、22. 3）	
		指定河川洪水予報 による基準	太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新貝・山名〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%		
	なだれ	1．降雪の深さが30cm以上あった場合 2．積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合		
	低温	冬期：最低気温-4℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm	

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

2 気象等の注意報並びに警報の発表・切り替え・解除並びに発表細分区域

(1) 気象等の注意報・気象情報等の発表

静岡県地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報・警報の切り替え・解除

イ 注意報及び警報は、その種類にかかわらずこれらの新たな注意報、または警報が行われたときに切り替えられる。

ロ 注意または警報は、必要がなくなった場合には、当該注意報または警報を解除する。

3 水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び警報をもってこれに代える。

4 特定河川に対する洪水注意報・警報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2第2項により、天竜川下流及び菊川、安倍川、狩野川、大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東地方整備局甲府工事事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同で河川名を付し、はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により、太田川水系太田川原野谷川については、静岡県袋井土木事務所と、瀬戸川水系朝比奈川については静岡県島田土木事務所と、都田川水系都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報を発表する。

5 水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

ア 水防情報は、県防災対策(水防)本部長(土木部河川班)。

イ 水防法第16条により、国土交通大臣が指定した河川(県地域防災計画 資料の巻Ⅱ6-4 水防警報)の水防警報は国土交通大臣(沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長)が行う。

ウ 知事が指定した河川の水防警報は、富士・島田・袋井及び浜松各土木事務所長が行う。

6 火災気象情報

消防法第22条により、静岡地方気象台長は、火災の予防上危険が大きいと認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町長に通報する。

(県地域防災計画 大火災対策の巻Ⅰ 大火災対策計画第2章 火災予防計画参照)

7 通信途絶時の注意報、警報等伝達経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた各機関の障害用Faxへ伝達する。このFaxによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

気象庁震度階級関連解説表

(気象庁)

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる	—
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

東海地震に関連する情報と発表基準

(気象庁)

情報区分	発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表 ○3ヶ所以上の歪計で有意な変化が観測し、地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）によるものであると判定された場合 ○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。5箇所以上の歪計で有意な変化を観測（或いはそれに相当する現象の観測）し、かつその変化を基に推定した前兆すべり（プレスリップ）の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表 ○2ヶ所以上の歪計で有意な変化が観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）である可能性が高まったと判定された場合 ○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。3箇所以上の歪計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合
東海地震に関する 調査情報 [カラーレベル青]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査の状況を発表 ○1箇所以上の歪計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合 ○その他歪計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化 ○マグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生した場合で、歪計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合 ○マグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震（プレート境界の地震）が発生した場合、マグニチュード4.0以上の（或いは震度4以上を観測した）地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合において、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合
	定例 毎月定例の「判定会」で調査した評価結果を発表 ○定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合

注1) 異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

注2) 各情報発表後、歪計で新たに変化を観測したときや、想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に、同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがある。

注3) 各情報発表後、東海地震のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。

注4) 前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知が出来ない場合もある。

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表基準

(気象庁)

- 1 南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせする「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	発表基準
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

- 2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。
- 本情報の運用開始（令和元年5月31日）に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われていません。

地震に関連する情報

(静岡地方気象台)

(1) 緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

静岡地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

鉄道の異常気象時における運転中止等の基準

(県地域防災計画資料編Ⅱ10－5より)

◎ 天竜浜名湖鉄道(株)

(1) 降雨によるもの

運行表示装置の警報表示			警戒表示 (雨白色表示)	注意表示 (雨黄色表示)	停止表示 (雨赤色表示)	雨量計 設置箇所
規制の基準	規制区間	掛川 ～ 宮口	連続降雨量 100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量 200mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量 180mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	掛川 遠州森 天竜二俣
		宮口 ～ 西気賀	連続降雨量 100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量 150mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量 150mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	金指
		西気賀 ～ 知波田	連続降雨量 100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量 120mm以上又は時雨量25mm以上となったとき	連続降雨量 120mm以上で更に時雨量25mm以上又は時雨量35mm以上となったとき	三ヶ日
		知波田 ～ 新所原	連続降雨量 100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量 200mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量 180mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	新所原
運転規制			—	運転速度を30km/ h 以下に制限する	列車の運転を中止する	—

(2) 強風によるもの

運行表示装置の警報表示		警戒表示 (風白色灯表示)	注意表示 (風黄色表示)	停止表示 (風赤色表示)	雨量計 設置箇所
運転規制の基準		風速が20m以上と なったとき	風速が25m以上と なったとき	風速が30m以上と なったとき	垂木川 天竜川 釣橋川
運転規制		—	運転速度を45km/h 以下に制限する	列車の運転を中止 する	—

(3) 地震によるもの

簡易地震計の警報表示		注意表示 (黄色灯表示)	停止表示 (赤色灯表示)	地震計 設置箇所
運転規制の基準		震度4の地震があ ったとき	震度5以上の地震が あったとき	天竜運転区
運転規制		一旦停止後、運転 速度を45km/h以下 に制限する	列車の運転を休止し 、全線路・構築物の 点検をする	—

7-2 被害速報（随時）

(県危機対策課)

- 1 人的被害
 2 住家被害
 3 その他の被害
- { 非住家・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
 船舶・その他 () } の被害
 (該当項目に○印)

供 覧							
情報源	住民 消防団 自主防	確認	確認済（どこで）		警察		
	その他 ()		未確認	その他			
市町名	調査者	発信者	発信時間	月	日	時	分
	第 号						
方面本部名	受信者	発信者	発信時間	月	日	時	分
	第 号						
本部	受信者	発信時間	月	日	時	分	
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在					
発生	日 時						
	場 所						
	原 因						
状況							
(人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年齢等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被害延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等							
死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
人	人	重傷 人	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷 人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計 人	人	人	人	人	人
この情報は		警察 号	で記者発表 済			未 発 表	
		その他 ()					

被害程度の認定基準

(県地域防災計画資料編Ⅱ7-1 より)

(県危機対策課)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、修復しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害被害で表し、その住家の被害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破壊した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、艀かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

県庁内各課は次の施設等について被害金額を報告する。

- (1) 「公共文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

（消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋（一部修正））

様式第4号

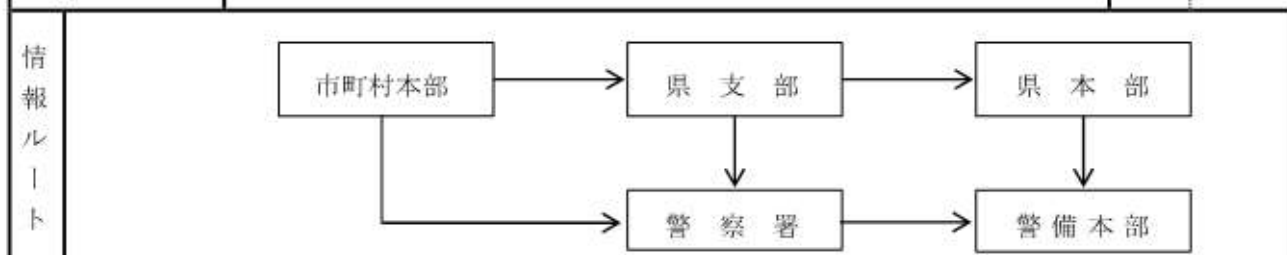
供 覧												
<u>被害報告受信簿</u>										整理 検印 報告		
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在												
発信者	市 町 方面本部 機 関		受信者					受信時刻	月 日 時 分			
災 害 発 生 の 日 時			月 日 時 分									
災 害 発 生 の 場 所			市 町 村									
災害対策本部設置状況			開設 月 日 時 分			廃止 月 日 時 分						
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考		
人 的 被 害	死 者	人				そ の 他	崖 ぐ ず れ	箇所				
	うち災害関連死者	人					鉄 道 不 通	箇所				
	行 方 不 明 者	人					被 害 船 舶	隻				
	行 負 傷 者	重 傷	人				水 道	戸				
	軽 傷	人		電 話	回線							
住 家 被 害	全 壊	棟			火 災 発 生	電 気	戸		公 立 文 教 施 設	千円		
		人	ガ ス			戸		農 林 水 産 業 施 設		千円		
		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所		公 共 土 木 施 設		千円		
	半 壊	棟			リ 災 世 帯 数	世帯		そ の 他 の 公 共 施 設	千円			
		世帯	リ 災 者 数		人		小 計	千円				
		人	建 物		件		公共施設被害市町村数	団体				
	一 部 損 壊	棟			危 険 物	件		そ の 他	農 産 被 害	千円		
		世帯	そ の 他		件		林 産 被 害		千円			
		人	公 立 文 教 施 設		千円		畜 産 被 害		千円			
	床 上 浸 水	棟			農 産 被 害	千円		被 害 総 額	千円		避 難 勧 告 指 示 の 状 況	地 区 数
世帯		農 林 水 産 業 施 設	千円		避 難 場 所	箇所						
人		公 共 土 木 施 設	千円		避 難 人 数	人						
床 下 浸 水	棟		そ の 他 の 公 共 施 設	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
	世帯	小 計	千円		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間							
	人	公共施設被害市町村数	団体		災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間							
そ の 他	田	流 出 ・ 埋 没	ha		そ の 他	千円	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
		冠 水	ha			災 害 対 策 本 部 設 置 時 間						
	畑	流 出 ・ 埋 没	ha		被 害 総 額	千円		避 難 勧 告 指 示 の 状 況	地 区 数	箇所		
		冠 水	ha			避 難 場 所	箇所					
	学 校	箇所		農 産 被 害	千円		避 難 人 数	人		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
	病 院	箇所		林 産 被 害	千円		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間					
	道 路	箇所		畜 産 被 害	千円		災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間					
	橋 り よ う	箇所		水 産 被 害	千円							
	河 川	箇所		商 工 被 害	千円							
	港 湾	箇所		そ の 他	千円							
砂 防	箇所		被 害 総 額	千円								
清 掃 施 設	箇所											

自衛隊支援要請に関する様式

役職名									担	所属	班
供 覧									当	職名	
										氏名	

様式第 5 号	情報種別 (該当に○)	要 請 ・ 照 会 ・ 回 答 ・ 報 告
	情報種別 (該当に○)	救出 ・ 救護 ・ 消火 ・ 食料 ・ 物資 ・ その他 ()

一般—5	自衛隊等支援要請等	広報	△
------	-----------	----	---



情報発信機関	経由機関 ()		情報伝達先機関
受信月日・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分
受信者氏名			
発信月日・時刻	月 日 時 分	日 時 分	
発信者氏名			
整理番号	第 号	第 号	第 号

※ 要請の際は、要請先、要請内容を記載する。

〈自衛隊に支援要請する場合の記入事項〉

※地震発生直後は、音声により要求し、文書は後に発信

- 1 要請先（陸・海・空自衛隊を記載）
- 2 要請内容
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
（生き埋め者等支援を必要とする被害状況を記載）
 - (2) 派遣を希望する期間 “撤収までの間” と記入
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項(例)
（可能な範囲で差し支えない。発生直後は概括的に→次第に詳細に）
 - ① 当初の部隊集結地
 - ② ヘリコプター離着陸適地（防災地図上の頁、X、Y、経度、緯度、大・中・小型ヘリ使用可否を記載）
 - ③ 道路状況
 - ④ 気象状況
 - ⑤ 自衛隊以外の活動機関（人員、場所等）
 - ⑥ 受入れ態勢（当初の集結場所、本部事務所、駐車場、宿舎、炊事場所等）
 - ⑦ 現地における調整先（相手、場所、連絡手段）

自衛隊緊急時連絡先一覧表

(県地域防災計画資料編Ⅱ1-4 より)

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第 34 普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 令 当 直 司	0550-89-1310 〈防災行政無線 150-9002〉	235 236 237	301 302
東 部 方 面 総 監 部 (朝 霞)	防 衛 部 長 又 は 防 衛 課 長	運 用 室	03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 (03-392 4-4499)
第 1 師 団 司 令 部 (練 馬)	第 3 部 長 又 は 第 3 部 防 衛 班 長	司 令 部 当 直 長	03-3933-1161~8	230 238	207 228
第 12 旅 団 司 令 部 (相 馬 原)	〃	〃	0279-54-2011	230 234 239	208
第 9 師 団 指 令 部 (青 森)	第 3 部 防 衛 班 災 害 派 遣 担 当 部 幹	駐 屯 地 令 当 直 司	017-781-0161	6262	6204
第 1 戦 車 大 隊 (駒 門)	第 3 係 主 任	部 隊 当 直 司 令	0550-87-1212 〈防災行政無線 152-9000〉	481	499
第 32 普通科連隊 (大 宮)	第 3 科 長	駐 屯 地 令 当 直 司	048-663-4241	437	402
第 1 空 挺 団 (習 志 野)	第 3 科 長	駐 屯 地 令 当 直 司	047-466-2141	236 218	301
富 士 学 校 (富 士)	企 画 室 総 括 班 長 又 は 防 衛 業 計 係 長	駐 屯 地 令 当 直 司	0550-75-2311 〈防災行政無線 151-9000〉	2200 2234	2302
海 上 自 衛 隊 横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)	防 災 総 括 幕 僚 又 は 作 戦 室	オペレーション室 当 直 幕 僚	046-822-3500 〈防災行政無線 156-9001〉	2543 2222	2222 2223
海 上 自 衛 隊 第 4 航 空 群 (厚 木)	司 令 部 作 戦 室	当 直 室 当 直 幕 僚	0467-78-8611	2245	2245
海 上 自 衛 隊 第 21 航 空 群 (館 山)	司 令 部	〃	0470-22-3191	221	222 223
航 空 自 衛 隊 第 1 航 空 団 司 令 部 (浜 松)	防 衛 部 防 衛 班 長	基 地 当 直 幹 部	053-472-1111 〈防災行政無線 843-9106〉	3230 3231	3224 3225
第 11 飛 行 教 育 団 (静 浜)	団 司 令 部 計 画 班 長	基 地 当 直 幹 部	054-622-1234 〈防災行政無線 154-9000〉	231	225

(自 衛 隊) R3.4.1

自衛隊集結予定地

(県地域防災計画資料編Ⅱ18-1-4より)

1 自衛隊集結予定地 (自衛隊本部予定地)

- (1) 太田川親水公園 森町森1105-2地先 (太田川森大橋北側)
 (臨時防災ヘリポートと併用)
 施設内容 (駐車場、トイレ)

臨時防災ヘリポート

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-7-2・3・4より)

1 拠点ヘリポート

No.	所在地	防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別	幅×長さ
1	森町森 1105-2 地先	太田川親水公園	町長 (建設課)	(0538) 85-2111	大型	90m×50m

2 現地ヘリポート

No.	所在地	防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別	幅×長さ
1	森町向天方地先	森町ローラースケート場	町長 (健康こども課)	(0538) 85-1800	小型	2,445 m ²
2	森町三倉 740	旧三倉小学校 グラウンド	町長 (学校教育課)	(0538) 85-1112 (教委)	小型	52m×108m
3	森町森 2085	県立遠江総合高校 グラウンド	校長	(0538) 85-3151	中型	100m×120m
4	森町三倉 2556-1	大河内ヘリポート	町長 (防災課)	(0538) 85-2111	小型	40m×40m
5	森町三倉 4444-2 外 10 筆	旧大久保小学校グラウンド	町長 (総務課)	(0538) 85-2111	小型	30m×50m

3 高速道路ヘリポート

No.	緯度・経度	ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別	幅×長さ
1	北緯 34 度 49 分 34 秒 東経 137 度 54 分 16 秒	遠州森 P A (上り)	中日本高速道路 株式会社	(053)	大型	20m×20m
2	北緯 34 度 49 分 35 秒 東経 137 度 54 分 16 秒	遠州森 P A (下り)	浜松保全サービス センター	588-5710	中型	20m×20m

ヘリポートの具備すべき条件

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-7-5より)

(県危機対策課)

1 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

	昼間使用	夜間使用
OH-6J 小 型 全長9.30 全巾8.05		
UH-1H 中 型 全長17.40 全巾14.64		
CH-47J 大 型 全長30.18 全巾16.26		

2 地表面

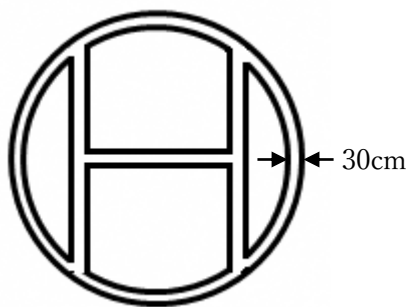
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上げられないよう処置すること。（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

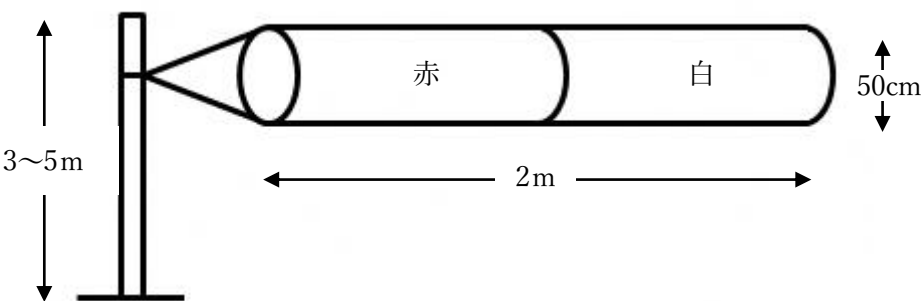
3 着陸点

着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10mの正円を描き、中央にHと記す。



4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒速度に耐えられる強度



- 5 救急車等車両の出入の便がよい場所であること。
- 6 電話等通信手段の利用が可能であること。
- 7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。
特にヘリコプターのテールローターには、注意おろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

資料 3-3-6

森町公共建物番号標示一覧表

標示番号	公共建物名	住所	備考
5 9 - 0	森町役場	森町森 2101-1	
5 9 - 1	飯田小学校	森町飯田 3310-1	
5 9 - 2	宮園小学校	森町谷中 650	
5 9 - 3	森小学校	森町森 125	
5 9 - 4	旧天方小学校	森町大鳥居 220-2	
5 9 - 5	旧三倉小学校	森町三倉 740	

災害時における市町村間相互応援協定

	協定先	応援の種類及び内容	締結年月日
1	磐田市・袋井市・森町 中遠地域[2市1町]	○資機材、生活物資等の斡旋及び提供 ○職員の派遣 ○被災者の一時収容のための施設の提供及び ホームステイ等による仮住いの斡旋 ○児童生徒の教育機関への受入れ ○ボランティアの斡旋	平成8年3月26日
2	豊橋市・田原市・豊川市・蒲郡 市・新城市・設楽町・東栄町・豊 根村・浜松市・湖西市・磐田市・ 袋井市・森町・掛川市・御前崎 市・菊川市・牧之原市・飯田市・ 松川町・高森町・阿南町・阿智 村・平谷村・根羽村・下條村・売 木村・天龍村・泰阜村・喬木村・ 豊丘村・大鹿村・駒ヶ根市・伊那 市・辰野町・箕輪町・飯島町・南 箕輪村・中川村・宮田村 三遠南信地域[16市9町14村]	○職員の派遣 ○資機材及び物資の提供又は貸与 ○食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の 提供 ○被災児童生徒等の一時受入れ ※ブロック代表都市 豊橋田原ブロック 2市・・・・・・豊橋市 宝飯ブロック 2市・・・・・・豊川市 新城設楽ブロック 1市2町1村・・・新城市 西遠ブロック 2市・・・・・・浜松市 中遠ブロック 2市1町・・・・磐田市 東遠ブロック 4市・・・・掛川市 飯伊ブロック 1市3町10村・・・飯田市 上伊那ブロック 2市3町3村・・・駒ヶ根市	平成17年11月4日 平成26年11月1日 令和2年3月31日
3	北海道森町	○職員の派遣 ○資機材及び物資の提供又は貸与 ○食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の 提供 ○被災者、被災児童生徒の一時受入れ ○ボランティアの斡旋	平成24年5月14日

災害時における応援協定締結先一覧表

森町と民間事業所等間

	応援の種類及び協定先	住所	電話	締結年月日
1	静岡県消防相互応援協定 県内県下市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合			昭和 62 年 4 月 1 日 平成 6 年 10 月 1 日 平成 9 年 4 月 1 日
2	災害応急復旧工事 森町建設事業協同組合	森町森1603-8	85-2349	平成 17 年 3 月 28 日
3	災害応急復旧工事 森町水道指定工事店組合	森町睦実2596	85-2171	
4	物資の提供・配送地の借用 遠州中央農業協同組合	磐田市見付3599-1	36-7002	平成 9 年 1 月 28 日
5	災害支援協力 森町郵便局	森町森38-8	85-3403	平成 9 年 7 月 14 日
6	(一社) 静岡県 L P ガス協会 全市町を包括的に含む県との協定に移行	静岡市葵区本通6-1-10 プロパン会館3階	054-255-2451	平成 13 年 8 月 24 日 令和 4 年 1 月 11 日
7	避難所関係 静岡県立遠江総合高等学校	森町森2085	85-6000	平成 8 年 3 月 1 日
8	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定 県内全市町と事務組合、行政組合			平成 13 年 3 月 30 日
9	薬剤の優先的処方及び使用 森町センター薬局	森町草ヶ谷390-1	85-9100	
10	医薬品等備蓄センター 社団法人静岡県薬事振興会	静岡市駿河区馬淵 2-16-32	054-203-2023	
11	町の災害応急対策への支援 中部電気保安協会	掛川市領家1461-2	0537-24-3277	平成 24 年 2 月 20 日
12	応急復旧工事 中遠連合建築工業組合(2市1町)	磐田市西貝塚1377-1	34-4862	平成 24 年 3 月 27 日 平成 27 年 3 月 7 日
13	非常時における飲料供給 (株)ダイドービバレッジ静岡	袋井市山科2276	43-1266	平成 24 年 11 月 5 日
14	(※県との覚書) 石油連盟	東京都千代田区大手町 1-3-2	03-5218-2305	平成 25 年 3 月 21 日
15	資機材提供・物資運搬 一般社団法人静岡県トラック協会	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910	平成 25 年 3 月 29 日 令和 3 年 1 月 5 日
16	障害物の除去・車両整備 自動車整備振興会磐田袋井支部 森町ブロック	森町一宮2190-1	89-7639	平成 25 年 3 月 29 日
17	災害時における被災者支援協力に関する協定 静岡県行政書士会	静岡市葵区駿府町 2番113号	054-254-3003	平成 26 年 2 月 21 日
18	災害時における測量設計等業務委託に関する協定書 一般社団法人 静岡県測量設計業協会	静岡市葵区常磐町 2丁目13番4号	054-252-0322	平成 26 年 3 月 4 日

	応援の種類及び協定先	住所	電話	締結年月日
19	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する支援協定 有限会社森町衛生社	静岡県周智郡森町森1954	0538-85-2700	平成26年12月1日
20	災害応急対策に関する支援協定 ヤマハモーターエレクトロニクス(株)	静岡県周智郡森町森1450-6	0538-85-0211	平成27年2月12日
21	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定 神誠商事有限会社	静岡県周智郡森町森1728-1	0538-85-0628	平成29年4月20日
22	災害時における緊急解体業務に関する協定 県西部解体工事業協会 (一社) 静岡県解体工事業協会	・静岡県浜松市中区幸1丁目15-20 ・静岡県静岡市駿河区南町4-39	053-415-8771 054-288-7761	平成29年4月20日
23	災害時における物資供給に関する協定 NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1	025-371-4185	平成29年6月30日
24	森町と森町内郵便局との包括連携に関する協定 日本郵便株式会社 磐田郵便局・城下郵便局	・磐田市見付只来2966-8 ・森町城下307	0538-32-5432 0538-85-3404	平成29年8月9日
25	災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定 静岡県司法書士会	静岡市駿河区稲川1丁目1番1号	054-289-3700	平成29年11月1日
26	災害時における応急対策業務に関する協定書 正光建設株式会社	森町森1458-1	0538-85-3118	平成30年3月15日
27	災害時における応急対策に関する協定書 静岡県西部生コンクリート協同組合	浜松市東区薬師町346	053-421-2231	平成30年5月21日
28	災害時に必要な物資の調達に関する協定書 森町商工会	森町森20番地9	0538-85-3126	平成31年2月12日
29	平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する協定書 静岡県弁護士会	静岡市葵区追手町10番80号	054-252-0008	平成31年4月11日
30	災害時支援協力に関する協定書 (株)ザ・フォレストカントリークラブ	森町橋576番地の3	0538-85-4141	令和2年2月3日
31	災害時における必要な燃料等の調達に関する協定書 静岡県石油商業組合中東遠支部森地区	森町森832番地の1	0538-85-2363	令和3年3月22日
32	災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定書 中部電力パワーグリッド(株)	掛川市中央一丁目5-8	0537-23-9450	令和4年1月17日
33	災害時における物資供給に関する協定書 (株)ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号	093-521-5155	令和4年1月26日
34	災害時における物資供給に関する協定書 三協フロンテア	千葉県柏市新十余二5番地	04-7133-6666	令和4年3月23日

森町消防(水防)団待機場所及び連絡先

令和5年4月1日時点

(各分団連絡系統と災害時の通信方法)

袋井消防本部(袋井消防庁舎) 袋井市国本2907番地	火災専用電話 1 1 9 一般用電話(代表) 4 2 - 0 1 1 9 消防無線 袋井しょうぼう
-------------------------------	---

分団	人数	待機場所	連絡先	車両
本部	19名	森町役場	消防団本部 85-6302 行政無線 もりまち500・501、 600～619 消防無線 もり201・202、 300～314	指令車 1台 照明車 1台 運搬車 1台 軽積載車 1台
第1分団	60名	1部 コミュニティ	電話 85-1661 行政無線 もりまち511・512・ 516・517・518 消防無線 もり211・212・261 ・262・316・317	ポンプ車 2台 積載車 1台 軽積載車 1台
第2分団	124名	2部 コミュニティ	行政無線 もりまち521・522・ 523・524・525・526・527・528 ・529 消防無線 もり221・222・223 ・224・225・326・327	ポンプ車 3台 積載車 2台
第3分団	50名	1部 コミュニティ	電話 89-7163 行政無線 もりまち531・532・ 536・537・538 消防無線 もり231・232・336 ・337	ポンプ車 1台 積載車 1台
第4分団	70名	1部 コミュニティ	電話 85-1664 行政無線 もりまち541・542・ 546・547・548 消防無線 もり241・242・346 ・347	ポンプ車 1台 積載車 1台
第5分団	70名	1部 コミュニティ	電話 85-1665 行政無線 もりまち551・552・ 556・557・558 消防無線 もり251・252・356 ・357	ポンプ車 1台 積載車 1台
計	393名			ポンプ車 8台 積載車 8台

袋井消防署森分署、森町消防(水防)団の設備状況及び管轄区域

令和5年4月1日時点

名 称	配置人数		車 両 等	備 品
袋井消防署 森分署	23名		消防ポンプ自動車（5号車） 水槽付ポンプ自動車（4号車） 救急車（救急森1号車） その他の車両（63号車）	
森町消防団 本部	19名		指令車 1台 照明車 1台 運搬車 1台 救助用ボート 1艇 小型動力ポンプ付軽積載車 1台	自家発電機 チェーンソー 投光器 トランシーバー ジェットシューター 懐中電灯
第1分団	60名	1部	消防ポンプ自動車（可搬積載） もり11 小型動力ポンプ付軽積載車 もり12	受令機 土のう袋 防火衣
		2部	消防ポンプ自動車 もり61 小型動力ポンプ付積載車 もり62	ホース ホースブリッジ
第2分団	124名	1部	小型動力ポンプ付積載車 もり21 消防ポンプ自動車 もり22 消防ポンプ自動車 もり23	石み つるはし かけや スコップ
		2部	消防ポンプ自動車 もり24 小型動力ポンプ付積載車 もり25	ジョレン バケツ
第3分団	50名	1部	消防ポンプ自動車 もり31	筒先 籐かご
		2部	小型動力ポンプ付積載車 もり32	吸管 消火栓ハンドル
第4分団	70名	1部	消防ポンプ自動車 もり41	延長コード ヘルメット
		2部	小型動力ポンプ付積載車 もり42	赤色誘導灯
第5分団	70名	1部	消防ポンプ自動車 もり51	等
		2部	小型動力ポンプ付積載車 もり52	

森町管内消防水利施設数一覧表

令和6年1月1日時点

1 消防水利施設数

(1) 消火栓

() は地上消火栓

	合 計		50mm以下		75mm		100mm		125mm		150mm以上	
	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外
森町	164 (4)	83			22 (1)	30	37 (2)	53			105 (1)	

(2) 防火水槽

() は耐震性

	合 計		20 t 未満		20 t ～40 t 未満		40 t 以上	
	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外
森町	50 (40)	57		19		38	50 (40)	

2 分団別

(1) 消火栓

() は地上消火栓

	合 計		50mm以下		75mm		100mm		125mm		150mm以上	
	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外
第1分団		4				3		1				
第2分団	90 (3)	22			9	12	23 (2)	10			58 (1)	
第3分団	14	25				7	2	18			12	
第4分団	24	17			3	4	4	13			17	
第5分団	36 (1)	15			10 (1)	4	8	11			18	
合計	164 (4)	83			22 (1)	30	37 (2)	53			105 (1)	

(2) 防火水槽

() は耐震性

	合 計		20 t 未満		20 t ～40 t 未満		40 t 以上	
	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外	基準	基準外
第1分団	9 (9)	13		7		6	9 (9)	
第2分団	18 (12)	3		1		2	18 (12)	
第3分団	6 (5)	6				6	6 (5)	
第4分団	9 (8)	22		6		16	9 (8)	
第5分団	8 (6)	13		5		8	8 (6)	
合計	50 (40)	57		19		38	50 (40)	

森町管内耐震性貯水槽設置場所

令和 5 年 4 月 1 日現在

No.	水利番号	町内会	設 置 場 所	建設年月日	容 量
1	230102	大鳥居	J A 遠州中央旧天方支店敷地内	S. 58. 3. 5	40 t
2	230301	西俣	八坂八幡神社東	H. 9. 2. 1	〃
3	231001	城下上	分団車庫北側	S. 53. 4. 20	〃
4	231601	川久保	野口製茶東側	S. 58. 3. 20	〃
5	231802	明治町	明治町公民館南側	H. 3. 3. 20	〃
6	232001	仲横町	三島神社北西側	S. 54. 3. 25	〃
7	232103	本町	保健福祉センター南側	S. 53. 4. 20	〃
8	232401	栄町上	第 1 公園内南側	S. 53. 4. 20	〃
9	232502	栄町中	第 2 公園北側	S. 58. 12. 21	〃
10	232602	南町	おさだ製茶北西	H. 12. 3. 1	〃
11	232603	〃	北見公園敷地内	H. 28. 3. 10	40. 1 t
12	232901	向天方上	向天方上公民館西側	H. 10. 1. 22	40 t
13	233103	薄場	薄場公民館敷地内	H. 11. 1. 10	〃
14	233201	西幸町	西幸町公民館北側	S. 53. 4. 20	〃
15	233402	米倉	極楽寺北西	H. 13. 12. 5	〃
16	233603	片瀬	片瀬公民館敷地内	S. 57. 3. 5	〃
17	233702	赤根	赤根公民館敷地内	H. 11. 11. 26	〃
18	233802	谷崎	谷崎公民館敷地内	H. 7. 12. 1	〃
19	234001	宮代東	宮代公民館敷地内	H. 10. 1. 22	〃
20	234106	草ヶ谷	森二俣街道踏切北西	H. 14. 3. 25	〃
21	234107	草ヶ谷	草ヶ谷公民館敷地内	H. 7. 12. 21	〃
22	234209	円田	旭自動車 展示場北側	H. 11. 1. 10	〃
23	234303	谷中	園田総合センター敷地内	H. 10. 1. 22	〃
24	234402	中川上	中川パイロット東入口	S. 56. 3. 4	〃
25	234505	中川下	巖島神社境内	H. 6. 4. 1	〃
26	234507	中川下	中川下公民館敷地内	H. 15. 12. 7	〃
27	234602	牛飼	第 4 分団 2 部車庫西側	H. 7. 3. 31	〃
28	234701	市場	市場公民館敷地内	S. 54. 10. 1	〃
29	235002	上飯田	飯田総合センター敷地内	H. 15. 11. 23	〃
30	235103	東組	東組公民館敷地内	H. 9. 1. 31	〃

31	235401	若宮	小林医院南側	S. 55. 11. 7	〃
No.	水利番号	町内会	設 置 場 所	建設年月日	容 量
32	235501	梶ヶ谷	梶ヶ谷公民館敷地内	S. 63. 11. 9	40 t
33	235802	戸綿	戸綿公民館敷地内	S. 62. 11. 20	〃
34	236302	三倉	三倉総合センター敷地内	S. 58. 3. 5	〃
35	236501	上野平	上野平公民館敷地内	H. 13. 11. 9	〃
36	236601	大河内	寺田商店南 200m	H. 7. 3. 31	〃
37	236901	乙丸	第 1 分団 2 部消防器具置場北側	H. 12. 2. 20	〃
38	237101	中野	榎木沢橋北側	H. 9. 1. 31	〃
39	237203	大久保	三丸会館敷地内	H. 6. 4. 1	〃
40	237304	田能	田能公民館敷地内	H. 11. 1. 10	〃

水防倉庫資機材保有状況一覧表

令和5年4月1日現在

資器材名	単位	水防倉庫名称		
		市場13号	片瀬15号	上川原18号
杭木	本	560	365	530
麻袋	枚	35	0	15
土のうトレリット	袋	1,150	800	660
縄	kg	15	5	13
鉄線	kg	150	104	100
掛け矢	丁	8	7	7
スコップ	丁	18	14	34
つるはし	丁	2	1	1
のこぎり	丁	6	3	3
斧	丁	1	1	0
ペンチ	丁	8	3	2
鎌	丁	10	7	14
ジョレン	丁	19	13	11
救命綱	本	2	0	1
いしみ	丁	28	10	21
ハンマー	本	7	5	4
くわ	丁	0	11	0

河川水位観測所

観測所名	観測者	水防団 待機水位 (通報) (m)	氾濫注意 水位 (警戒) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (危険) (m)	備考
① 天 方 (太田川)	袋井土木事務所	1.40	1.90	2.40	2.80	
② 吉 川 (太田川)	袋井土木事務所	1.50	2.00			
③ 市場橋 (太田川)	袋井土木事務所					
④ 円 田 (太田川)	袋井土木事務所					
⑤ 常盤橋 (三倉川)	袋井土木事務所					
⑥ 谷中橋 (小薮川)	袋井土木事務所					
⑦ 太田川ダム(太田川)	袋井土木事務所					

水防警報とその措置

(森町水防計画)

1 知事が行う水防警報とその措置

県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、太田川（支川原野谷川を含む）については袋井土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量等を示して、水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区域		区域延長 (m)
太田川	幹川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 //	22,730

(2) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報) 水位 (m)	氾濫 注意 (警戒) 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	既往 最高 水位 (m)	現況 堤防高 (m)	堤内 地盤高 (m)
太田川	天方	周智郡 森町森	河口より 21.5km	1.40	1.90	2.40	2.90	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4

(3) 水防警報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
太田川	袋井土木事務所	袋井土木事務所長

(4) 水防警報発令及び解除の基準

種類	内 容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがありかつ出動の必要が予想されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

(5) 水防警報の通知は、次表のとおりとする。

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡方法	
				発報担当者	受報担当者
太田川	天方	袋井土木事務所長	町防災課	電話 0538 42-3217 FAX 42-3270	電話 0538 85-6302 FAX 85-5259
			町建設課		電話 0538 85-6325 FAX 85-4419

水防信号及び標識

1 水防信号

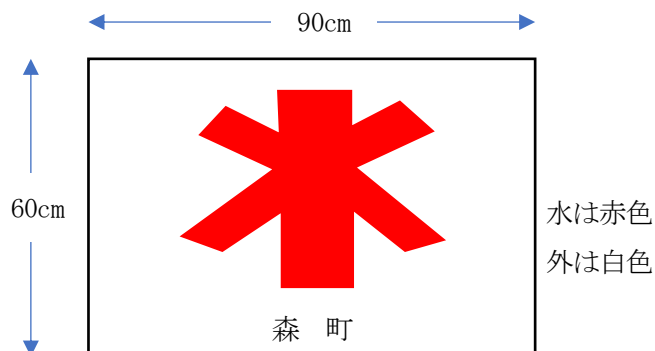
水防法第 20 条の規定による水防信号（昭和 31 年 9 月 23 日県規則第 75 号）は、次表のとおりである。

- (1) 信号は適當の時間繼續する。
- (2) 必要あるときは、警鐘、サイレン信号及び同報無線を併用する。
- (3) 前記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。

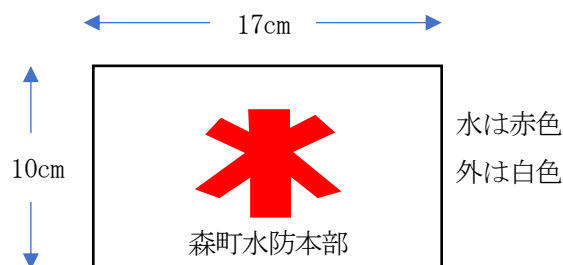
種 類	説 明	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○ー 休止 ○ー 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 休止 ○ー 休止
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべき事を知らせるもの	○ー○ー○ ○ー○ー○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○ー 休止 ○ー 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 休止 ○ー 休止
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべき事を知らせるもの	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 ○ー 休止 ○ー 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 休止 ○ー 休止
第 4 信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべき事を知らせるもの	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○ー 休止 ○ー 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒 休止 ○ー 休止
注 意	1 信号は、適切な時間繼續すること。 2 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用することをさまたげない。 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。		

2 水防標識

(1) 水防優先通行車馬標識



(2) 本部員腕章



水防実施状況報告書

森 町

1. 管 理 団 体 名										指 定 非指定	報告年月日 年 月 日			
2. 出 水 の 状 況	河川名	警戒水位 危険水位 最高水位 雨 量	m m m mm	所 人 件 要 費 経 件 費 費	手 当	円	県補助金	円	その他	管理団体	雑 費	地元負担		
3. 水防実施の箇所										物 件 費 費	燃料費	そ の 他		
4. 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	水 防 団	消 防 団	そ の 他	計	人	資材費							
								器材費						
5. 出動人員の概要		水 防 団	消 防 団	そ の 他	計	人	計	円	計	円				
6. 水防作業の概要 及び工法		功労者の氏名、年令、所属及び功績の概要												
7. 水 防 の 効 果	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	罹災人員	他	破提等があつた場合 その原因					
	単位	m	h a	h a	戸	k m	k m	人						
	被害									水防活動に 対する 自己批判				
	効果													
8. 使用水防資材総括表												(地先第 号倉庫)		
品 名		麻 袋	枕 木	空 俵	縄	鉄 線	叭	筵				計		
備蓄資材使用分	数 量	袋	本	俵	kg	kg	枚	枚						
	単 価													
	金 額													
購入及び現地徴収 資材使用分	数 量													
	単 価													
	金 額													
計 (A)														
再 用 資 材 費 (B)	数 量													
	単 価													
	金 額													
合 計 (A-B)														
備 蓄 資 材 在 庫 数														
備 蓄 資 材 残 量														

災害救助法施行細則による救助の程度等（抜粋）

制 定 平成 6 年 2 月 15 日 静岡県告示第 117 号
(最終改正) 令和 5 年 5 月 12 日 静岡県告示第 330 号

災害救助法施行細則（昭和 38 年静岡県規則第 25 号）第 4 条及び第 5 条により、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項を、次のように定める。

1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (イ) 避難所は、学校、公民館その他の既存建物とする。ただし、当該建物を利用することができないときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (ロ) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1 人 1 日当たり 340 円以内とする。
- (ハ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(イ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (ニ) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (ホ) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型仮設住宅

- a 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であるものとする。
- b 建設型仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。
- c 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。

- e 建設型仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- f 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項による期間内（最高 2 年以内）とする。
- g 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。
- (i) 賃貸型応急住宅
 - a 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(7)の b に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
 - b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
 - c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(7)の f と同様の期間とする。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ア 炊き出しその他による食品の給与
 - (7) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
 - (i) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
 - (7) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,230 円以内とする。
 - (e) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
 - イ 飲料水の供給
 - (7) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
 - (i) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上げ、修繕及び燃料の経費並びに薬品及び資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (7) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）
 - ア 生活必需品の給与等は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
 - イ 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - (7) 被服、寝具及び身の回り品
 - (i) 日用品
 - (7) 炊事用具及び食器
 - (e) 光熱材料
 - ウ 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は、夏季（4 月から 9 月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬

季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
冬季	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	6,300 円	8,400 円	12,600 円	15,400 円	19,400 円	2,700 円
冬季	10,100 円	13,200 円	18,800 円	22,300 円	28,100 円	3,700 円

エ 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(4) 医療及び助産

ア 医療

- (7) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。
- (4) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。
- (7) 医療は、次の範囲内において行うものとする。
 - a 診療
 - b 薬剤又は治療材料の支給
 - c 処置、手術その他の治療及び施術
 - d 病院又は診療所への収容
 - e 看護
- (5) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療

器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険診療報酬の額以内とし、
施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(㌥) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 助産

(㌦) 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

(イ) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

a 分べんの介助

b 分べん前及び分べん後の処置

c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(㌧) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

(㌨) 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

(5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索し、救出することによって行うものとする。

イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費として当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

(6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(㌦) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円

ウ 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。

エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。

(7) 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

ウ 生業に必要な資金として貸与できる金額は、生業費 1 件当たり 30,000 円以内、就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内とする。

エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。

(㌦) 貸与期間 2 年以内

(イ) 利子 無利子

カ 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、この制

度による資金の活用を図るものとする。

(8) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(7) 教科書、(i) 文房具、(7) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(7) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(i) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,800 円

中学校生徒 1 人当たり 5,100 円

高等学校生徒 1 人当たり 5,600 円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

(9) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。

(7) 棺（附属品を含む。）

(i) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(7) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 219,100 円以内、小人 175,200 円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(10) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(11) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理
- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

- (ア) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とする。
- (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上げに係る通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1 体当たり 5,500 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算する。
- (ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 138,700 円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

- (13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (ア) 被災者の避難に係る支援
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 死体の搜索
- (カ) 死体の処理
- (キ) 救済用物資の整理配分

イ 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職 種	日 当 (1 人 1 日当たり)	時間外勤務手当	旅 費
医師及び歯科医師	22,600 円以内	勤務 1 時間につき、当該日当の額に 7.75 分	職員の給与に関する条例(昭和 28 年静岡県条

薬 剤 師	16,900 円以内	の 1 を乗じて得た額に 100 分の 125(当該勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150) を乗じて得た額とする。	例第 31 号) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表による 5 級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。
保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,800 円以内		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	16,900 円以内		
救 急 救 命 士	14,700 円以内		
歯 科 衛 生 士	16,900 円以内		
土木技術者及び建築技術者	16,400 円以内		
大 工	28,200 円以内		
左 官	26,700 円以内		
と び 職	25,700 円以内		

(2) 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

3 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲

救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において救助事務費に支出できる費用

各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)のアからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対

象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10

イ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9

ウ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8

エ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7

オ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6

カ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5

キ 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4

(3) 救助事務費以外の費用の額

(2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1の(1)から(3)までに規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

(備考) 知事は、この告示にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、その都度厚生大臣の承認を受けて、特別基準を設定することができる。

＊ 災害救助法が適用された場合の事務手続きについては、静岡県健康福祉部が作成する「災害救助の手引」に基づき処理するものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所 配置表（自然災害用）

【指定緊急避難場所（避難地）】

NO	施設名 住所 電話番号	対象とする異常な現象の種類 (指定緊急避難場所)				備考	指定避難所と の重複
		洪水	及び 崖崩れ、 土石流 地滑り	地震	大規模 な火災		
1	旧三倉小学校 三倉740	○	△	○	○	(土砂)校舎2階以上	○
2	三倉総合センター 三倉826-2	△	△	△		指定緊急避難場所・指定避難所とも 建物2階	○
3	旧泉陽中学校 問詰259	○	△	○	○	(土砂)校舎2階以上	○
4	旧天方小学校 大鳥居220-2	△	△	○	○	(洪水)校舎2階、 (土砂)倉庫を除く	○
5	森中学校 天宮888-1 ☎85-3124	○	△	○	○	(土砂)食堂、技術室を除く	○
6	森小学校 森125 ☎85-2134	△	○	○	○	(洪水)3階以上	○
7	森町総合体育館 森 92-8 ☎85-4191	△	○	○		(洪水)2階以上	○
8	森町町民生活センター 森 2101-2 ☎85-2111	△	○			(洪水)2階以上	
9	遠江総合高等学校 森2085 ☎85-6000			○			○
10	森町文化会館 森1485 ☎85-1111	△	○	○		(洪水)2階以上	○
11	一宮総合センター 一宮1845-10 ☎89-7730	○	○	○			○
12	旭が丘中学校 谷中556 ☎85-4101	○	△	○	○	(土砂)食堂を除く	○
13	宮園小学校 谷中650 ☎85-4101	○	○	○	○		○
14	園田総合センター 谷中513-1	△	○	○		(洪水)2階以上	○
15	飯田小学校 飯田3310-1 ☎85-2931	△	○	○	○	(洪水)3階以上	○
16	飯田総合センター 飯田4040-28 ☎85-7557		○	○			○

1 △マークは施設の一部使用を示す

2 三倉小学校・三倉総合センターについては災害の種別によっていずれかを開設する。

【指定避難所（避難所）】

NO	施設名・住所 電話・行政無線	町内会名	収容可能 人数	NO	施設名・住所 電話・行政無線	町内会名	収容可能 人数
1	旧三倉小学校 三倉740 ☎半固定748	黒田 三倉 中村 上野平 大河内 木根 乙丸 大府川 中野 大久保 田能	266	8	遠江総合高等学校 森2085 ☎85-6000 ☎半固定753	栄町上 栄町中	280
2	三倉総合センター 三倉826-2 ☎半固定721		83	9	森町文化会館 森1485 ☎85-1111 ☎半固定743	西幸町 促進住宅森	177
3	旧泉陽中学校 問詰259 ☎半固定749	葛布 西俣 黒石	424	10	一宮総合センター 一宮1845-10 ☎89-7730 ☎半固定754	片瀬	80
4	旧天方小学校 大鳥居220-2 ☎半固定750	大鳥居 問詰 鍛冶島 亀久保 嵯塚	316	11	旭が丘中学校 谷中556 ☎85-4101 ☎半固定755	草ヶ谷 円田 中川上 西組	699
5	森中学校 天宮888-1 ☎85-3124 ☎半固定751	城下上 城下下 赤松 川向 本丁 川久保 大上 橘 薄場	751	12	宮園小学校 谷中650 ☎85-3766 ☎半固定756	米倉 大久保 赤根 谷崎 宮代西 宮代東 谷中 中川下	806
6	森小学校 森125 ☎85-2134 ☎半固定752	開運町 明治町 新町 仲横町 川原町 南町	864	13	園田総合センター 谷中513-1 ☎半固定757	牛飼	79
7	森町総合体育館 (森アリーナ) 森 92-8 ☎85-4191 ☎半固定746	本町 下宿 大門 向天方下 向天方上	656	14	飯田小学校 飯田3310-1 ☎85-2931 ☎半固定759	市場 下飯田 中飯田 上飯田 東組 若宮 鴨谷 福田地 戸綿 北戸綿 南戸綿	811
				15	飯田総合センター 飯田4040-28 ☎85-7557 ☎半固定758	城北 梶ヶ谷	64

1 三倉小学校と2三倉総合センターの両施設は災害の種別や状況によっていずれかを開設する

- 1 災害警報が発令され災害の発生が予想されるときまたは、警戒宣言が発せられた場合、ただちに役場職員の中から「地区防災班」を設置する。
- 2 地区防災班はただちに、所定の担当避難地または避難所に出動する。
 - ・勤務時間内： 役場 → 担当避難地または避難所
 - ・勤務時間外、休日等： 自宅等 → 役場 → 担当避難地または避難所

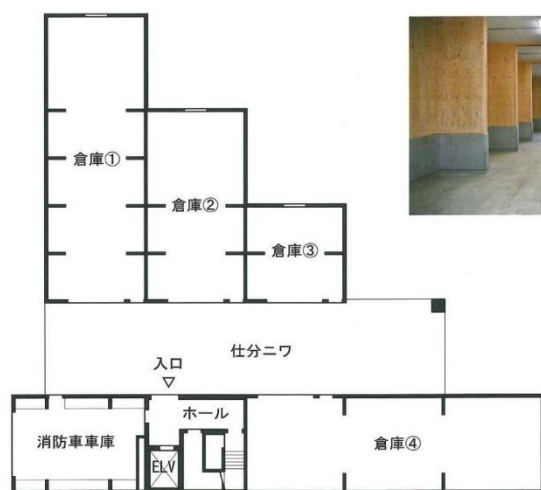
※災害対策本部からの情報や必要な資機材を受理した後の出動を基本とする。ただし、応急対応が必要な場合はこの限りではない。
- 3 地区防災班は、避難所等管理者、自主防災会及び消防団等と連携し的確な情報収集に努め、本部との連絡調整にあたる。
- 4 地区防災班は、避難所等の開設及び運営に関し、避難所等管理者及び自主防災会の協力を得て管理運営にあたる。
- 5 旧三倉小学校・三倉総合センターについては災害の規模等によっていずれかを開設する。

町内救護所予定場所

番号	救護所名	施設名	住所	電話番号	行政無線	備考
1	北部救護所	旧天方小学校	森町大鳥居 220-2	—	もりまち 7 5 0	資機材は森小敷地内防災倉庫に収納
2	中部救護所	家庭医療センター (家庭医療クリニック)	森町草ヶ谷 387-1	85-1340	もりまち 7 4 1	資機材は森町病院敷地内防災倉庫、エアーテントは拠点防災倉庫に収納
3	南部救護所	園田総合センター	森町谷中 513-1	—	もりまち 7 5 7	資機材は森町病院敷地内防災倉庫に収納

災害時における町指定緊急物資集積場所

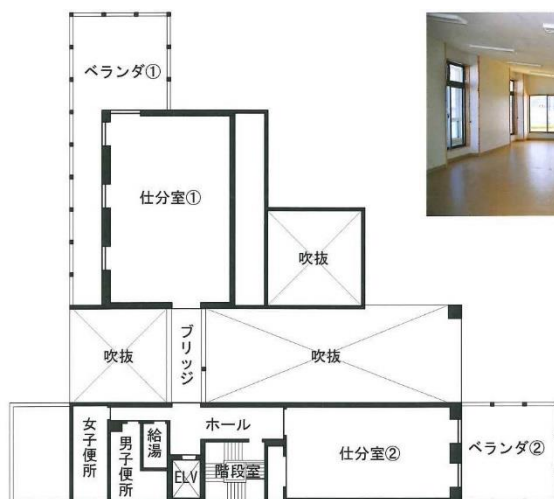
No.	集積場所	所在地	面積	構造及び施設	最寄りのヘリポート
1	森町拠点 防災倉庫	周智郡森町 森1524-1 (南町)	敷地面積 2,356.84㎡ 建築面積 673.35㎡ 延べ床面積 971.50㎡	木造2階建て 行政無線 もりまち 7 4 7 防災倉庫 4室 緊急物資仕分け所 2部屋 太陽光発電機 20kW 消防団第2分団 2部器具置き場 ホースタワー 1基	・太田川親水公園 ・森町ローラースケート場 ・遠江総合高校



1 階



倉庫①



2 階



仕分室①

防災倉庫備品資機材一覧表

令和6年4月1日現在

No.	地区	所在地	面積	設置年度	バール	つるはし	大ハンマー	かけや	ショベル・フォーク	ロープ (内はトラロープ)	なた・のこぎり	間仕切り	担架	テント	避難生活用テント	ブルーシート	防災毛布
1	三倉	三倉総合センター	9.6㎡	H3	5	3	5	2	15	3 (2)			2	2		20	50
2	三倉	上野平公民館	9.6㎡	H7	5	2	5	2	15	3 (2)			2	2		20	50
3	三倉	大河内林業センター	9.6㎡	H2	5	3	5	2	15	3 (2)			2	2		20	50
4	三倉	三丸会館	9.6㎡	H2	5	3	5	2	15	3 (2)			2	2		20	50
5	天方	旧天方小学校	14.4㎡	H8	5	5	5	2	15	3 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	100
6	天方	旧泉陽中学校	14.4㎡	H8	5	5	5	2	15	3 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	100
7	天方	旧天方茶農協	9.6㎡	H7	5	3	5	2	15	3 (2)			2	2		20	50
8	天方	カワセミの里	9.6㎡	H3	5	3	5	2	15	3 (2)			2	2		20	50
9	森	文化会館	14.4㎡	H8	5	5	6	2	15	5 (4)	(各3) 6	19	4	3		20	200
10	森	町営グラウンド	14.4㎡	H9	5	5	5	2	15	3 (2)			2	4		30	
11	一宮	一宮総合センター	14.4㎡	H7	5	5	5	2	15	3 (2)	(各3) 6	20	2	3		20	200
12	園田	園田総合センター	21.6㎡	S62	5	5	5	2	15	3 (2)	(各3) 6	20	2	3		20	200
13	飯田	飯田小学校	14.4㎡	H7	5	5	5	2	15	3 (2)	(各3) 6	20	2	3		20	200
14	飯田	飯田総合センター	30.17㎡	H10	15	15	15	2	15	5	(各3) 6	20	2	3		20	200
15	森	公立森町病院	14.4㎡	H25						20 (20)			4	2		20	100
16	三倉	旧三倉小学校	14.4㎡	H23	5	3	5	2	15	2 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	100
17	森	森小学校	14.4㎡	H23	5	3	5	2	15	2 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	200
18	森	森中学校	14.4㎡	H23	5	3	5	2	15	2 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	200
19	園田	宮園小学校	14.4㎡	H23	5	3	5	2	15	2 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	150
20	園田	旭が丘中学校	14.4㎡	H23	5	3	5	2	15	2 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	150
21	森	遠江総合高校	14.4㎡	H23	5	3	4	2	15	2 (2)	(各3) 6	20	2	2		20	150
22	森	役場	14.4㎡	H23	5	3	5			2	(各3) 6	40	2	4		20	
23	森	森小敷地内(救護所用)北部救護所	8.3㎡	H23									3			10	50
24	森	家庭医療クリニック救護所											3	1		10	50
25	森	森町総合体育館	13.8㎡	R02								200	2				150
26	森	拠点防災倉庫	673㎡	H28	10	10	10	10	30	50 (50)		700	8	12	30	160	890
計					125	98	125	50	330	130 (110)	84	1,199	64	66	30	630	3,690

- (注) ① No. 23森小敷地内の救護所用防災倉庫内の資機材は、旧天方小学校に開設する北部救護所用
 ② No. 9文化会館防災倉庫の在庫のうち防災用毛布50枚、担架2、ポリタンク30個は会館建屋内の倉庫に保管
 ③ ロープ：クレモナロープ・トラロープ
 ④ 家庭医療センター救護所用資機材はNo. 15森町病院及びNo. 26拠点防災倉庫に収納

No.	地区名	所在地	仮設 トイレ	発電機	燃料缶 20L	投光 機	三脚 セット	コード リール	一輪車	リヤカー	移動式 炊飯器	ろ水機	給水タンク 非常用給水コンテナ	拡声 器	給水袋・ ポリタンク ()は うちポリタンク	備考
1	三倉	三倉総合 センター		1	1	2	2	4	2		1		コンテナ 0.5㎡×4	1	20 (20)	避難所
2	三倉	上野平 公民館		1	1	2	2	2	2		1			1	20 (20)	
3	三倉	大河内 林業センタ		1	1	2	2	2	2		1			1	20 (20)	
4	三倉	三丸会館		1	1	2	2	2	2		1			1	20 (20)	
5	天方	旧天方 小学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	240 (40)	避難所 救護所
6	天方	旧泉陽 中学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	238 (38)	避難所
7	天方	旧天方 茶農協		1	1	2	2	2	2		1			1	20 (20)	
8	天方	カワセミ の里		1	1	2	2	2	2		1		コンテナ 0.5㎡×4	1	20 (20)	
9	森	文化会館	5	1	1	2	2	4	2	1	1	1		1	265 (65)	避難所
10	森	町営 グラウンド		1	1	2	2	2	2		1			1	20 (20)	
11	一宮	一宮総合 センター	5	1	1	2	2	4	2	1	1	1		1	240 (40)	避難所
12	園田	園田総合 センター	5	1	1	2	2	4	2	1	1	1	タンク 1㎡×2	1	318 (118)	避難所 救護所
13	飯田	飯田 小学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1	1		1	240 (40)	避難所
14	飯田	飯田総合 センター	5	1	1	2	2	4	2	1	1	1		1	300 (100)	避難所
15	森	公立 森町病院				2	2	2							20 (20)	
16	三倉	旧三倉 小学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	200	避難所
17	森	森小学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	200	避難所
18	森	森中学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	200	避難所
19	園田	宮園 小学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	200	避難所
20	園田	旭が丘 中学校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	200	避難所
21	森	遠江総合 高校	5	1	1	2	2	4	2	1	1			1	200	避難所
22	森	役場				3	4	3						1	400	
23	森	森小敷地内 (救護所用) 北部救護所		2	2	2	2			1						救護資機 材一式
24	森	家庭医療 クリニック 救護所		2	2	4	4									救護資機 材一式(2 組)
25	森	森町総合体 育館		1	1	2	2	2			2			1		避難所
26	森	拠点防災 倉庫	101	3	5	8	8	25	58	10	15	8	タンク 2㎡×2 コンテナ 0.5㎡×12	2	1,800	緊急物資 集積所
計			166	28	30	61	62	100	98	24	37	13	タンク (1・2㎡)×4 コンテナ 0.5㎡×20	24	5,401 (601)	

- (注) ① 移動式炊飯機：日赤奉仕団1斗8升炊き釜1基、バーナー式1基(日赤奉仕団倉庫に保管)、総合体育館の1台はIwatani製炊出し機
 ② 発電機：旧三倉小・三倉総合センター・旧泉陽中・旧天方小・森中・森小・森町総合体育館・町民生活センター・遠江総合高校・一宮総合センター・旭中・宮園小・園田総合センター・飯田小・飯田総合センター＝ワタ EU55is、文化会館＝ワタ EM45is、家庭医療センター救護所＝ワタ EM16i 2台、拠点防災倉庫＝ヤマハEF4000iSE 3台、ワタ EM45is 11台、大河内林業センター・上野平公民館・カワセミの里・天方茶農協・町営グラウンド＝ヤマハEF2500i
 ③ ポリタンク(容量20ℓ)・給水袋(6ℓ)。拠点防災倉庫・三倉総合C・カワセミの里の非常用給水コンテナ(容量500ℓ)はビニール製折り畳み式

No.	地区名	所在地	災害時特設 公衆電話機	気化式 大型冷 風機	工場扇& ミスト ボックス	対流 型石 油ス トローブ	コード タップ	スタッフ ベスト	折りたた み式ベッ ド	紙発泡 床マット (箱/6セット)	停電対策ラ イト・ランタン・ラ ジオ	新型コロナウイルス 感染症対策備け コンテナBOX	備考
1	三倉	三倉総合 センター				3	2	5			1	2	避難所
2	三倉	上野平 公民館											
3	三倉	大河内 林業センター											
4	三倉	三倉会館											
5	天方	旧天方 小学校		3	2	3	2	10			1	2	避難所 救護所
6	天方	旧泉陽 中学校	1	3	2	3	2	10			1	2	避難所
7	天方	旧天方 茶農協											
8	天方	カワセミ の里											
9	森	文化会館	1			3	2	10			1	2	避難所
10	森	町営 グラウンド											
11	一宮	一宮総合 センター	1			3	2	10			1	2	避難所
12	園田	園田総合 センター	1			3	2	10			1	2	避難所 救護所
13	飯田	飯田 小学校	1	3	2	3	2	10			1	2	避難所
14	飯田	飯田総合 センター	1			3	2	10			1	2	避難所
15	森	公立 森町病院											
16	三倉	旧三倉 小学校		3	2	3	2	5			1	2	避難所
17	森	森小学校	1	3	2	3	2	10			1	2	避難所
18	森	森中学校	1	3	2	3	2	10			1	2	避難所
19	園田	宮園 小学校	1	3	2	3	2	10			1	2	避難所
20	園田	旭が丘 中学校	1	3	2	3	2	10			1	2	避難所
21	森	遠江総合 高校	1	6	2	3	2	10			1	2	避難所
22	森	役場											
23	森	森小敷地内 (救護所用) 北部救護所											救護資機材一式
24	森	家庭医療 クリニック 救護所											救護資機材 一式(2組)
25	森	森町総合体 育館		6	2	3	2	10	50		1	2	避難所
26	森	拠点防災 倉庫			2		20		550	100			緊急物資集積所
計			11	36	22	45	50	140	600	100	15	30	

(注) ① 遠江総合高校の気化式大型冷風機6台と対流式石油ストーブ3台は拠点防災倉庫に収納

② 新型コロナウイルス感染症対策備けコンテナBOXの中身は以下のとおり

不織布マスク600枚、ニトリル手袋300双、フェイスシールド30枚、プラスチックガウン15着、消毒用アルコールスプレー2本、消毒液小分け用ボトル2本、非接触型温度計2本、養生テープ5巻、規制テープ1巻、清掃用ペーパータオル4袋ほか

森町医療救護計画

第1 医療救護計画策定の目的

- 1 この計画は、予想される東海地震等の災害から町民の生命、健康を守ることを目的として策定するものである。
- 2 この計画は、医療救護活動と関係機関（医師会・歯科医師会・救護病院等）との全面的な協力体制を整えるために策定するものである。
- 3 この計画は、医療救護活動と町民の自主防災組織との連携を明確にし、円滑な医療活動を確保するために策定するものである。

第2 医療救護計画策定の基本的な考え方

- 1 医療救護計画に基づき、それぞれの医療救護施設が医療救護活動の機能を分担するとともに、地震等発生後の経過による医療救護対象者数の変化に対し弾力的対応を考慮するものとする。
- 2 医療救護の対象者は、直接災害による傷病者全員とし、以下のとおり区分する。
 - (1) 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
 - (2) 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが、入院治療を必要とする者
 - (3) 軽症患者 上記以外の者で処置を必要とする者
- 3 この計画の策定に当たっては、磐周医師会（森町医会）、磐周歯科医師会（森町歯科医師会）、公立森町病院等の全面的な協力を得て策定し、静岡県病院協会等の医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県の医療救護計画との連携を図る。
- 4 医療救護施設は、町長が指定する救護所及び救護病院とし、それぞれ施設が機能を分担し、医療救護活動の機能を充分発揮できるよう努める。
- 5 医療救護施設における医療救護活動は、原則として、各医療救護施設の管理者の指示により行い医療救護活動の終了等は、町災害対策本部長の指示により行うものとする。
- 6 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定又は現行保険制度により取り扱う。
- 7 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定その他により取り扱う。
- 8 町長は、計画に基づく医療救護体制に沿った防災訓練を、医療関係団体及び医療機関等と定期的の実施することにより、実践的能力を高め、災害時における迅速かつ円滑な医療救護活動の実現を図るものとする。

第3 医療救護計画の内容

(1) 医療救護施設

ア 救護所

救護所は、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じ、中等症患者及び重症患者に対する応急処置も行うものとする。

(イ) 設置及び組織等

- a 町長は、公共施設、又は避難所として指定した学校等のうちから、当該管理者とあらかじめ協

議して、救護所を指定する。

- b 救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部の指示により活動する。
- c 救護所の設置箇所は、旧天方小学校(北部救護所)、森町家庭医療センター(中部救護所)、園田総合センター(南部救護所)の計3カ所とする。
- d 救護所の医療体制は、原則として、医師2名、看護師2名、補助者2名をもって医療チームを構成する。また、医療介助者(災害医療救護協力員)を募集し救護のチームに加えるものとする。
- e 町長は、医師、看護師及び補助者の配置について、医師会等とあらかじめ協議して定める。

(イ) 担当業務

- a 重症患者、中等症患者、軽症患者の振分け(トリアージ)
- b 軽症患者に対する処置
- c 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- d 救護病院等への患者搬送手配
- e 医療救護活動の記録及び町対策本部への措置状況等の報告
- f 死体の検案

(ウ) 運営

- a 町は、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に設備の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。
- b 救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り、予備の医療チームを編成するよう配慮する。
- c 救護所の管理者は、被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

- a 救護所の施設は、耐震性が確保され安全が確認されている公共施設、学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

※ トリアージにより判定後、中・重症患者は屋内へ、軽症患者はテント内でそれぞれ応急処置を行う。

※ 中部救護所(森町家庭医療センター)では、重症患者は森町病院へ搬送、中等傷患者はセンター内へ、軽症患者はテント内でそれぞれ応急処置を行う。

- b 救護所の設備は、おおむね次のとおりとする。

① テント(運動場等設置用)

6坪用(19.8㎡)

② 医療機器、医薬品等

医療用救護カートンまたは救急セットリュック 1つ

その他、創傷セット、熱傷セット、骨折セット、蘇生セット、輸液セットなど

③ ベッド等

組み立て式簡易ベッド、担架、発電機、雑備品(折りたたみテーブル、イス、

圧縮パック毛布、施設旗、トリアージタグ 等)

- c 救護所における給食・給水等については、防災拠点・避難所にかかる設置と併せて行う。

イ 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

(ア) 設置及び組織

- a 救護病院は公立森町病院とする。
- b 組織は、公立森町病院の組織をもって充てる。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- c 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送手配
- d 医療救護活動の記録
- e 死体の検案
- f その他必要な事項

(ウ) 運営

- a 公立森町病院長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等、医療救護活動に関する計画を作成する。
- b 公立森町病院長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに院内状況及び医療救護活動状況を広域災害・救急医療情報システムへ入力することにより町長に報告（別紙１）する。ただし、医療情報システムが使用できない場合は、別紙１－２により報告する。なお、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、医療救護班の要請等必要な措置を講ずる。
- c 救護病院は、24 時間診療体制とする。

(エ) 施設設備

- a 救護病院の施設設備は、公立森町病院が現に有するものを使用する。
- b 救護病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努める。
- c 医薬品、給食、給水等については、町長が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

ウ 仮設救護病院

町では、仮設救護病院を設置せず、救護所、救護病院、広域救護体制によって対応するものとする。

(2) 救護体制の状況報告

町長は、警戒が発せられた場合又は突然発災した場合、医療救護施設の開設状況を県に報告する。また、開設状況に変化があれば、随時報告する。

ア 救護所の開設状況

町長は、ふじのくに防災情報共有システム又は情報・広報要領の様式 332-1 により、救護所の開設状況を健康福祉センター（県警戒方面本部、県方面本部）を経由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。

イ 救護病院の開設状況

町長は、情報・広報要領の様式 332-2（集計様式）により救護病院の開設被害状況を健康福祉センター（県警戒方面本部又は県災害対策方面本部）を経由し、県（県対策本部、県地震災害警戒本部）

に報告する。

(3) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、状況に応じ、医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ磐周医師会（森町医会）・磐周歯科医師会（森町歯科医師会）・救護病院・診療所の管理者等と十分に連携を図る。

(4) 搬送体制

町は、地域の実情に合わせて、搬送区分に応じた搬送体制を整備する。

ア 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- (ア) 負傷者を、被災場所から町内の医療救護施設へ搬送する場合
- (イ) 重症患者及び中等症患者を、町内の医療救護施設間で搬送する場合
- (ウ) 町内の重症患者及び中等症患者を、他市町救護病院等又は災害拠点病院へ搬送する場合
- (エ) 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、救護病院から最寄りのヘリポートまで搬送する場合

イ 搬送方法

搬送方法は、被害状況に応じて、次の方法を考慮する。

- (ア) 人力による方法（背負い・担架搬送等）
- (イ) 車両による方法（救急車・自家用車・町公用車・自衛隊車両等）
- (ウ) ヘリコプター等による方法

ウ 搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、町は、必要な車両、搬送要員、器材及びヘリポート等確保に努め、実施にあたっては、自主防災組織又は消防署が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。なお、発災時には、直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県災害対策本部西部方面本部に報告することとする。

エ その他

町は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ死体安置所を定めておく等事前準備の措置を講ずることとする。

第4 その他

この医療救護計画は、状況により、また、必要に応じて修正を加えるものとする。

救護施設開設状況登録

機関名	実施日時
機関コード	前回更新日時

1 救護活動の可・不可

区分	要（可）	否（不可）
救護活動の可・不可		
緊急連絡要請		
診療可否		

2 手術機能等の状況

区分	手術機能	検査機能	病棟機能	給食機能
(1) ほぼ計画どおり可能				
(2) 一部対応不能				
(3) 全く対応不能				

3 職員の状況

区分	医 師	薬 剤 師	看 護 師	技 師	その他職員
(1) ほぼ計画どおり可能					
(2) 一部対応不能					
(3) 全く対応不能					

4 建物の状況

区分	摘要
(1) ほとんど影響がない	
(2) 一部対応不能	
(3) 全く対応不能	

5 ライフライン等（電気、ガス、水、空調）の状況

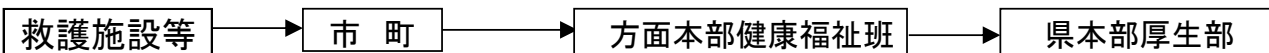
	正常	一部不可	使用不可		正常	一部不可	使用不可
電気系統				自家発電用燃料			
水				電話系統			
ガス系統				プロパンガス			
自動車交通可否				徒歩交通可否			
空調				その他			

6 空床状況

一般病床数	空床数	仮設ベッド数

情報伝達ルート				
救護施設等 ・救護病院 ・精神病院 災害拠点病院	→	市 町	→	方面本部健康福祉班
	→		→	県本部健康福祉部
様式番号	情 報 名			
332-2	救護施設等の開設被害状況(被害状況)			
報告日時	年 月 日 時 分			
病院名	(救護病院 ・ 精神病院)			
報告者				
医療施設情報				
医療施設の連絡先	電 話		FAX	
患者受入の可否	☐ 受入可能 ☐ 受入不可能			
施設内被害状況(建物、設備、体制)				
建物被害状況	☐ 影響無し ☐ 一部不能 ☐ 不能			
電気使用の可否	☐ 可能 ☐ 一部可能 ☐ 不可能 ☐ 設備無し			
水道使用の可否	☐ 可能 ☐ 一部可能 ☐ 不可能 ☐ 設備無し			
ガス使用の可否	☐ 可能 ☐ 一部可能 ☐ 不可能 ☐ 設備無し			
空調使用の可否	☐ 可能 ☐ 一部可能 ☐ 不可能 ☐ 設備無し			
手術機能の可否	☐ 可能 ☐ 一部可能 ☐ 不可能 ☐ 設備無し			
検査機能の可否	☐ 可能 ☐ 一部可能 ☐ 不可能 ☐ 設備無し			
給食機能の可否	☐ 可能 ☐ 一部可能 ☐ 不可能 ☐ 設備無し			
医師の状況	☐ 充足 ☐ やや不足 ☐ 不足			
薬剤師の状況	☐ 充足 ☐ やや不足 ☐ 不足			
看護師の状況	☐ 充足 ☐ やや不足 ☐ 不足			
その他職員の状況	☐ 充足 ☐ やや不足 ☐ 不足			
空床状況				
空病床数	ベッド (仮設ベッドを含む)			
備考(自由記述)				
他の医療機関への応援活動の可否を必ず記入すること。				

情報伝達ルート



- ・救護所
- ・仮設救護病院
- ・仮設病棟

様式番号	情 報 名				
3 3 2 - 1	救護施設等の開設状況				
情報発信機関		経由機関()	経由機関()	経由機関()	情報伝達先機関
受信月日・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
受信者氏名					
発信日時・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
発信者氏名					
整 理 番 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	救護所	仮設救護病院	仮設救護病棟		
開設済数	箇所	箇所	箇所		
健康福祉班記入欄					
報告日時	年 月 日 時 分				
健康福祉班名					
報告者					
市町名	救護所	仮設救護病院			
	箇所	箇所	箇所		
	箇所	箇所	箇所		
	箇所	箇所	箇所		
	箇所	箇所	箇所		
	箇所	箇所	箇所		
	箇所	箇所	箇所		
	箇所	箇所	箇所		

様式332-2(集) 救護病院等の開設・被害状況 (集)

【処理欄】医療ネットしずおか入力：

救護病院
精神科病院

市町村本部 → 県方面本部健康福祉 → 県本部健康福祉

報告日時：令和 年 月 日 時 分

報告組織・担当者名：

県本部指令部
(統括班)

県本部指令部
(情報G)

区分 (※1)	病院名	救助活動の 可・不可(※2)		手術機能等の状況 (※3)				職員の状況(※3)					建物の状況(※4)	ライフライン等(※5)									空床状況						
		救 助 活 動 の 可・ 不可	緊 急 連 絡 要 請	診 療 可 否	手 術 機 能	検 査 機 能	病 棟 機 能	給 食 機 能	医 師	薬 剤 師	看 護 師	技 師		そ の 他 職	電 気 系 統	水	ガ ス 系 統	自 動 車 交 通 可 否	空 調	自 家 発 電 燃 料	電 話 系 統	プ ロ パ ン ガ ス	徒 歩 交 通 可 否	そ の 他	一 般 病 床 数	空 床 数	仮 設 ベ ッド 数		

※区分欄、患者受入の可否欄、施設内被害状況欄は、該当番号を記入

※1：区分：①救護病院、②精神科病院

※2：救助活動の可・不可：①要(可)、②否(不可)

※3：手術機能等の状況及び職員の状況：①ほぼ計画どおり、②一部対応不能、③全く対応不能

※4：建物の状況：①ほとんど影響がない、②一部対応不能、③全く対応不能

※5：ライフライン等(電気、ガス、水、空調)の状況：①正常、②使用不可

③全く対応不能

緊急通行車両の事前届出手続

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-5 より)

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

1 事前届出対象車両

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第21条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

2 届出の方法

- (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
- (2) 緊急通行車両の使用の本拠の位置管轄する警察署交通課に提出する。

3 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

- (1) 審査を経た緊急通行車両については届出済証（10-3-11）を警察署を経由して交付する。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-6 より)

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

1 届出済証を携帯している緊急通行車両の場合

(1) 確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

(2) 確認の方法

ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章(10-3-9) (以下「標章」という。) 及び確認証明書(10-3-10) (以下「確認証明書」という。) を車両 1 台につき 1 通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期間

原則として、発行の日から起算して 1 か月間を有効期間とする。

(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、各警察署のいずれかに返納するものとする。

2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

(1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの疎名明資料を添え、次の場所に提出する。

- ・ 各警察署

(2) 確認の方法

公安委員会は、申請書類及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であることを審査し、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書車両 1 台につき 1 通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期間

原則として、発行の日から起算して 1 か月間を有効期間とする。

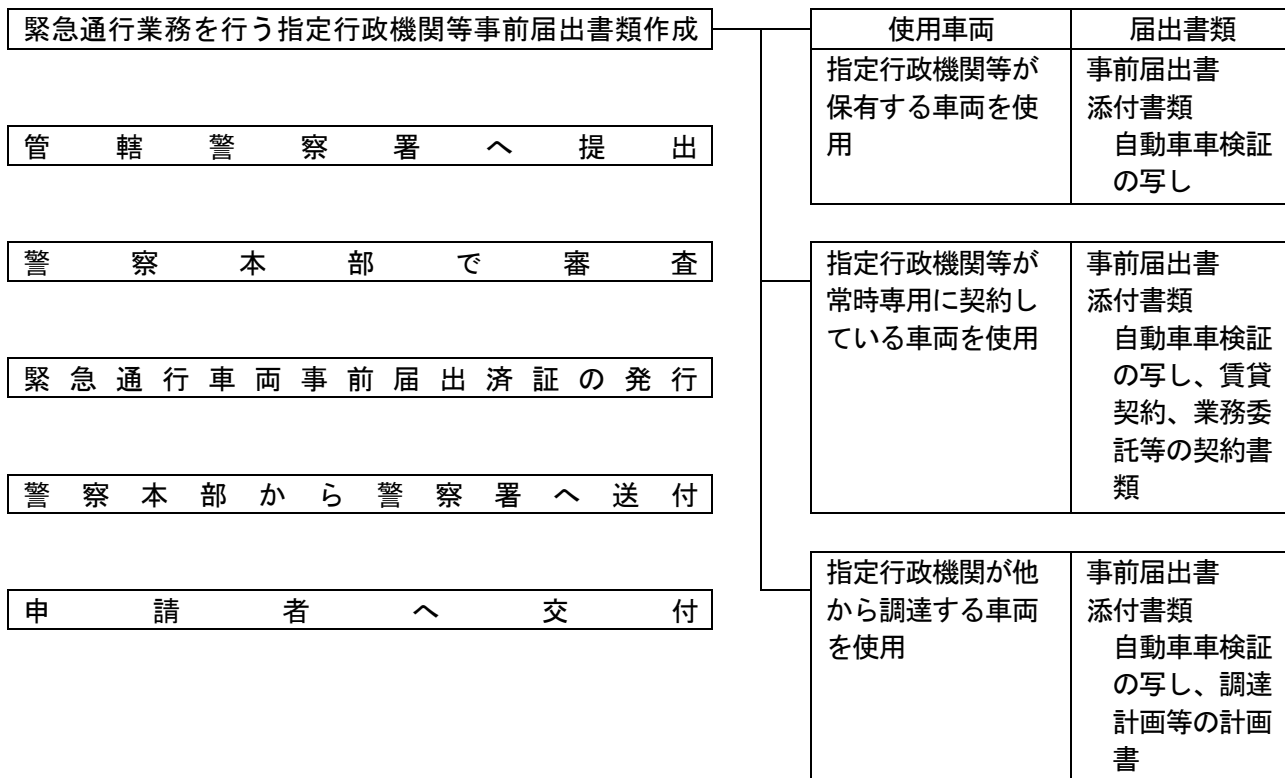
(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

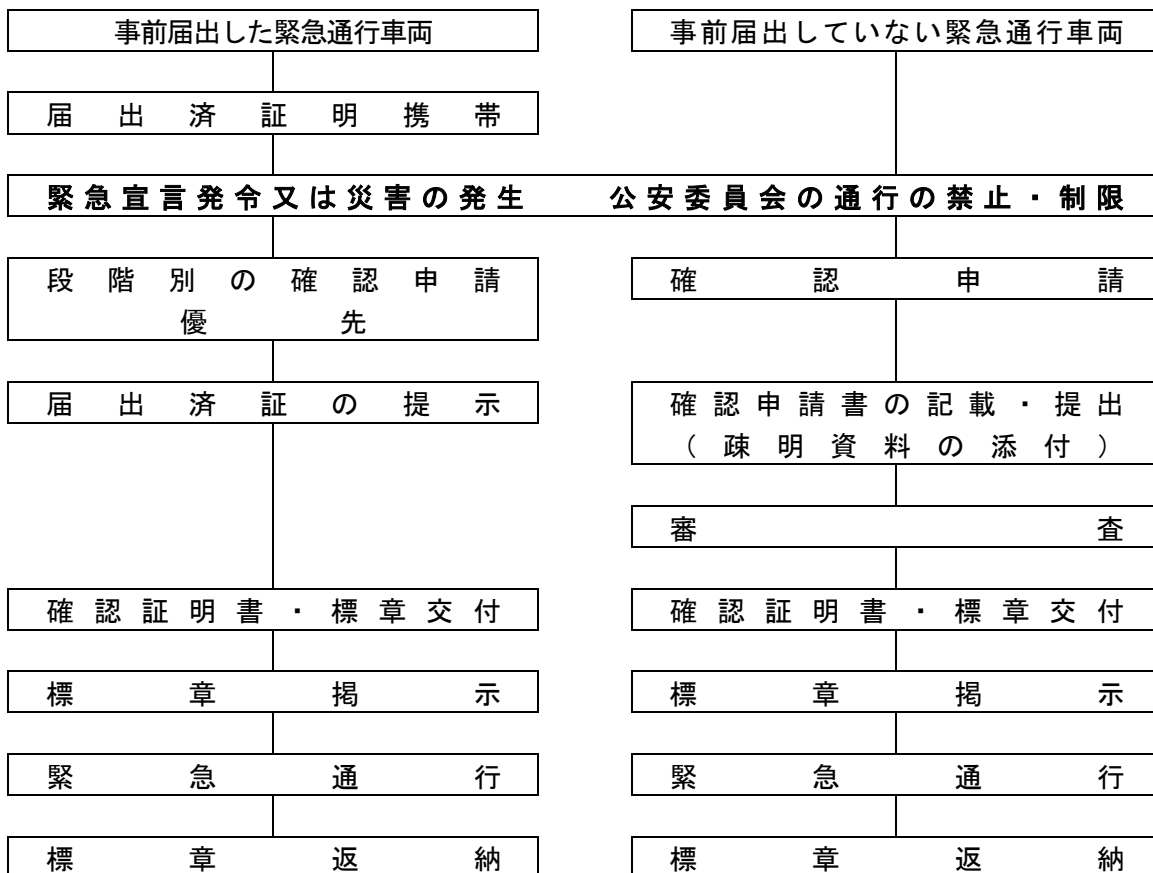
(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、各警察署のいずれかに返納するものとする。

緊急通行車両事前届出チャート



緊急通行車両確認チャート



町有車両台数

令和5年4月1日現在

No.	自動車登録番号				車名	所属	緊急(通行)車両
1	浜松	400	ち	9471	プロボックスバン 2WD	一括車両	○
2	浜松	502	な	7851	ノア 2WD	一括車両	
3	浜松	480	す	554	エブリイ JOIN 2WD	福祉	
5	浜松	41	せ	8428	エブリイ 4WD	一括車両	
6	浜松	502	て	5481	スィフト 2WD	一括車両	
7	浜松	480	え	8603	エブリイ 4WD	一括車両	
8	浜松	50	ふ	8138	ライフ 4WD	一括車両	
9	浜松	480	う	6550	ハイゼットカーゴ 2WD	一括車両	
10	浜松	480	こ	4495	エブリイ 4WD	一括車両	
11	浜松	480	す	6979	キャリー 4WD	一括車両	
12	浜松	301	て	2736	エスクード 4WD	一括車両	
13	浜松	400	て	2018	エルフ 2WD (ダンプ)	一括車両	
14	浜松	45	た	788	エルフ 2WD (ダンプ)	一括車両	
16	浜松	300	も	9999	ハイエースワゴン(定員 10 名)	森町病院	
17	浜松	200	さ	602	リエッセ (マイクロバス 定員 29 名)	一括車両	
18	浜松	300	や	4	ハイエースワゴン(定員 10 名)	一括車両	
19	浜松	301	み	6008	アルファード【リース車両】	一括車両	
20	浜松	301	す	1771	プリウス	一括車両	
21	浜松	301	る	7093	リーフ EV	一括車両	
22	浜松	480	か	8948	エブリイ 2WD	建設	
23	浜松	480	さ	46	エブリイ	福祉	
24	浜松	200	さ	2091	ハイエースワゴン (定員 14 名)	企画財政	
25	浜松	400	そ	5767	プロボックスバン	税務	
26	浜松	502	ふ	3250	カロラフィールダー	健康こども	
27	浜松	501	ち	5995	シエンタ	健康こども	
28	浜松	480	つ	2485	N-VAN	健康こども	
29	浜松	580	め	6863	ワゴンR	福祉	
30	浜松	501	ほ	8852	ウイングロード (日赤)	福祉	
31	浜松	480	こ	8210	キャリー 4WD	産業	
32	浜松	480	う	6588	エブリイハイルーフ 4WD	産業	
33	浜松	33	ゆ	5161	パジェロ ワゴン 4WD	産業	

34	浜松	400	な	2779	プロボックスバン 4WD	建設	
No.	自動車登録番号				車名	所属	緊急(通行)車両
35	浜松	400	つ	1497	プロボックスバン 4WD	建設	
36	浜松	480	け	2066	エブリイ 図書館	教委	
37	浜松	480	あ	4160	ハイゼットトラック 4WD 体育館	教委	
38	浜松	480	き	1839	エブリイ 学校教育	教委	
39	浜松	400	な	1976	プロボックスバン 社会教育	教委	
40	浜松	480	く	9720	エブリイ 体育館	教委	
41	浜松	480	け	4748	エブリイ 文化財	教委	
42	浜松	400	て	3518	プロボックスバン 文化会館	教委	
44	浜松	480	き	8810	アクティトラック 4WD	住民生活	
45	浜松	41	か	8589	ハイゼットトラック 2WD	住民生活	
46	浜松	830	せ	601	ダイナ 消防車	消防団 (1分団)	○
47	浜松	830	ね	101	エルフ 消防車	消防団 (1分団)	○
48	浜松	830	そ	201	ダイナ 可搬積載車	消防団 (2分団)	○
49	浜松	883	あ	102	ハイゼットデッキバン4WD 可搬積載車	消防団 (1分団)	○
50	浜松	830	そ	202	ダイナ 消防車	消防団 (2分団)	○
51	浜松	800	さ	7788	エルフ 可搬積載車	消防団 (1分団)	○
52	浜松	830	む	119	アベンシス4WD 指揮車	消防団 (本部)	○
53	浜松	830	さ	301	エルフ消防車	消防団 (3分団)	○
54	浜松	830	さ	402	エルフ可搬積載車	消防団 (4分団)	○
55	浜松	830	さ	204	エルフ消防車	消防団 (2分団)	○
56	浜松	830	す	302	エルフ可搬積載車	消防団 (3分団)	○
57	浜松	800	す	3258	エルフ可搬積載車	消防団 (5分団)	○
58	浜松	830	さ	2101	ハイエース4WD 照明車	消防団 (本部)	○
59	浜松	830	す	205	エルフ 可搬積載車	消防団 (2分団)	○
60	浜松	800	す	6365	エルフ ユニーク車	消防団 (本部)	○
61	浜松	880	あ	1098	ハイゼットデッキバン4WD 可搬積載車	消防団 (本部)	○
62	浜松	830	せ	501	エルフ 消防車	消防団 (5分団)	○
63	浜松	830	さ	401	エルフ 消防車	消防団 (4分団)	○
64	浜松	830	た	203	エルフ 消防車	消防団 (2分団)	○
65	浜松	480	す	9523	エブリイ 4WD	上下水道	
66	浜松	480	こ	9751	アクティトラック 4WD	上下水道	
67	浜松	480	た	2596	ハイゼットトラック	森町病院	
68	浜松	580	ひ	768	ミラ	森町病院	

69	浜松	500	ふ	2802	マーチ	森町病院	
No.	自動車登録番号				車名	所属	緊急(通行)車両
70	浜松	581	て	9158	ライフ	森町病院	
71	浜松	580	な	4021	モコ	森町病院	
72	浜松	480	つ	4685	エブリイ	森町病院	
73	浜松	50	の	8605	ワゴンR	森町病院	
74	浜松	50	ら	1355	ミラ	森町病院	
75	浜松	502	に	1788	アイシス	森町病院	
76	浜松	500	ち	3370	タウンボックスワイド	森町病院	
77	浜松	800	す	5255	リエッセⅡ(吉川線)マイクロバス(定員19名)	企画財政	
78	浜松	200	さ	1999	ハイエース【リース車両】(定員14名)	企画財政	
79	浜松	200	さ	2092	ハイエースワゴン(定員14名)	企画財政	
80	浜松	100	す	8131	給食配送車 1号車	教委	
81	浜松	100	す	8705	給食配送車 2号車	教委	
82	浜松	100	す	9123	給食配送車 3号車	教委	
83	浜松	580	て	5108	ムーヴ	森町病院	
84	浜松	50	も	2475	モコ	森町病院	
85	浜松	800	す	4117	エルフ 給水車	上下水道	
86	浜松	580	な	578	エッセ	森町病院	
87	浜松	400	た	6559	プロボックスバン	上下水道	
88	浜松	580	ほ	9454	ワゴンR	森町病院	
89	浜松	580	も	3210	ワゴンR	森町病院	
90	浜松	580	も	3900	ワゴンR	森町病院	
91	浜松	502	ね	9212	ティーダ	森町病院	
92	浜松	480	か	8146	ハイゼットカーゴ 2WD	上下水道	
93	浜松	88	さ	2401	ハイメディック	森町病院	
94	浜松	581	き	9564	アルト	森町病院	
95	浜松	480	つ	4686	エブリイ	森町病院	
96	浜松	581	ま	6278	ワゴンR【リース車両】学校教育	教委	
98	浜松	581	み	7519	ワゴンR【リース車両】学校教育	教委	
99	浜松	581	み	7520	ワゴンR【リース車両】学校教育	教委	
100	浜松	581	も	9162	ワゴンR【リース車両】学校教育	教委	
101	浜松	581	ね	4279	アルト	森町病院	
102	浜松	581	ね	4280	アルト	森町病院	
103	浜松	502	ま	144	ヴィッツ	森町病院	

要配慮者利用施設一覧

1 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

要配慮者利用 施設の範囲	(1) 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・老人デイサービス等の社会福祉施設
	(2) 病院・診療所（有床に限る。）
	(3) 幼稚園・保育園・小学校・中学校・放課後児童クラブ・放課後子供教室

2 浸水想定区域内における要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地
1	介護老人保健施設 風の杜	森町草ヶ谷 104-1
2	グループホーム 虹の森	森町森 1588-5
3	森デイサービスセンター	森町森 50-1
4	園田デイサービスセンター	森町谷中 513-10
5	第1ゆるせい家	森町飯田 4018-26
6	小規模特養 愛光園天宮サテライト	森町天宮 1350
7	(福)ときわ会 ときわ保育園	森町向天方 1117
8	(福)一藤会 摩耶保育園	森町森 1575-1
9	子育てサポートわらべの会 もりの保育所	森町森 50-1
10	森第1放課後児童クラブ	森町森 125
11	森第2放課後児童クラブ	森町森 125
12	飯田放課後児童クラブ	森町飯田 3310-1
13	公立森町病院	森町草ヶ谷 391-1
14	園田幼稚園	森町谷中 513-6
15	森幼稚園	森町森 2320
16	飯田幼稚園	森町飯田 4058-1
17	三倉天方放課後子供教室	森町大鳥居 220-2
18	森小学校	森町森 125
19	飯田小学校	森町飯田 3310-1
20	小規模多機能ホーム よろず庵であい	森町大鳥居 385-1
21	デイサービス アクティブライフ輝	森町草ヶ谷 110-3
22	ゆうな保育園	森町中川 1194-1

3 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地
1	三倉デイサービスセンター	森町三倉 815
2	小規模特養 愛光園天宮サテライト	森町天宮 1350

No.	施設名	所在地
3	森幼稚園	森町森 2320
4	森中学校	森町天宮 888-1
5	旭が丘中学校	森町谷中 556

急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

(自然斜面指定)

番号	箇所番号	箇所名	区域指定面積 (㎡)	保全対象 人家戸数 (戸)	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
1	2087	大府川	5,500	11	50	180	15	昭和 55 年 8 月 5 日 急傾斜地崩壊危険区域 指定 災害危険区域指定 対策工事 昭和 55 年 度～昭和 59 年度
2	2088	三倉	7,414	34	50	135	30	昭和 49 年 3 月 8 日 急傾斜地崩壊危険区域 指定 災害危険区域指定 対策工事 昭和 52 年 度～昭和 55 年度
3	2097	天宮	11,433	62	50	350	15	昭和 47 年 12 月 5 日 急傾斜地崩壊危険区域 指定 災害危険区域指定 対策工事 昭和 48 年 度～平成 7 年度
		天宮 No.2	3,365	4	40	85	11	平成 2 年 7 月 6 日 急傾斜地崩壊危険区域 指定 災害危険区域指定 対策工事 平成 2 年度 ～平成 11 年度
4		三島神社	1,329	8	44	80	8	平成 24 年 9 月 急傾斜地崩壊危険区域 指定 災害危険区域指定 対策工事 平成 24 年 度～平成 27 年度

(自然斜面)

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
5	109- I -2080	大河内 (1)	三倉	浜見場	35	160	35	
6	109- I -2083	大河内 (4)	三倉	マイウ	35	160	78	
7	109- I -2084	上野平	三倉	上野平	35	370	75	
8	109- I -2085	舟場	三倉	舟場	32	250	72	
9	109- I -2086	田能	三倉	田能	30	200	35	
10	109- I -2087	大府川	三倉	セド	37	160	52	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
11	109-Ⅰ-2088	三倉	三倉	寺内門	35	250	33	
12	109-Ⅰ-2089	黒田 (1)	三倉	上島	40	200	64	
13	109-Ⅰ-2090	黒田 (2)	三倉	下島	38	110	56	
14	109-Ⅰ-2091	鍛冶島 (1)	鍛冶島	大塚	36	220	70	
15	109-Ⅰ-2092	鍛冶島 (2)	鍛冶島	下田	45	190	152	
16	109-Ⅰ-2093	上問詰	問詰	横根	38	230	99	
17	109-Ⅰ-2094	黒石 (1)	問詰	黒石	40	220	47	
18	109-Ⅰ-2095	黒石 (2)	問詰	黒石	30	370	92	
19	109-Ⅰ-2097	赤松	赤松	赤松	35	520	15	
20	109-Ⅰ-2098	明治町	森	一藤	50	570	70	
21	109-Ⅰ-2099	大久保	一宮	宮前	30	330	13	
22	109-Ⅰ-3865	大久保 (F)	一宮	大久保	30	390	20	
23	109-Ⅰ-3866	川久保 (A)	天宮	川久保	30	110	20	
24	109-Ⅰ-3867	大鳥居 (D)	大鳥居		30	55	15	
25	109-Ⅰ-3868	乙丸 (C)	三倉	乙丸	35	410	40	
26	109-Ⅰ-3869	西亀久保D	亀久保		35	115	60	
27	109-Ⅰ-3870	上野平E	三倉		35	130	15	
28	109-Ⅰ-3871	戸綿C	睦実	戸綿	30	250	25	
29	109-Ⅰ-3872	北戸綿F	睦実	北戸綿	30	377	10	
30	109-Ⅰ-3873	梶ヶ谷B	睦実	梶ヶ谷	35	305	30	
31	109-Ⅰ-3874	東組A	飯田	東組	30	110	15	
32	109-Ⅰ-3875	下飯田D	飯田	下飯田	30	300	20	
33	109-Ⅱ-4146	中川上 (C)	中川	中川上	60	95	8	
34	109-Ⅱ-4147	中川上 (D)	中川	中川上	30	65	10	
35	109-Ⅱ-4148	中川上 (E)	中川	中川上	60	95	10	
36	109-Ⅱ-4149	赤根 (A)	一宮	赤根	30	40	10	
37	109-Ⅱ-4150	円田下 (I)	円田	円田下	30	35	10	
38	109-Ⅱ-4151	谷中 (D)	谷中		50	70	8	
39	109-Ⅱ-4152	円田下 (G)	一宮	円田下	30	40	30	
40	109-Ⅱ-4153	円田下 (H)	一宮	円田下	30	60	30	
41	109-Ⅱ-4154	円田下 (A)	円田	円田下	30	70	20	
42	109-Ⅱ-4155	円田下 (B)	円田	円田下	30	75	20	
43	109-Ⅱ-4156	円田上 (A)	円田	円田上	30	50	30	
44	109-Ⅱ-4157	赤根 (B)	一宮	赤根	50	100	15	
45	109-Ⅱ-4158	谷中 (C)	谷中		30	70	8	
46	109-Ⅱ-4159	赤根 (C)	一宮	赤根	30	30	5	
47	109-Ⅱ-4160	谷中 (E)	谷中		40	85	5	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
48	109-Ⅱ-4161	谷中 (B)	谷中		30	85	5	
49	109-Ⅱ-4162	中川上 (A)	中川	中川上	30	55	15	
50	109-Ⅱ-4163	中川上 (B)	中川	中川上	70	170	8	
51	109-Ⅱ-4164	円田下 (C)	円田	円田下	30	30	10	
52	109-Ⅱ-4165	円田下 (D)	円田	円田下	30	60	20	
53	109-Ⅱ-4166	円田下 (E)	円田	円田下	30	90	7	
54	109-Ⅱ-4167	円田下 (F)	円田	円田下	40	45	15	
55	109-Ⅱ-4168	谷中 (A)	谷中		30	30	15	
56	109-Ⅱ-4169	中川上 (F)	中川	中川上	60	50	6	
57	109-Ⅱ-4170	片瀬 (B)	一宮	片瀬	40	40	20	
58	109-Ⅱ-4171	片瀬 (C)	一宮	片瀬	30	35	30	
59	109-Ⅱ-4172	片瀬 (D)	一宮	片瀬	30	45	10	
60	109-Ⅱ-4173	谷崎 (A)	一宮	谷崎	30	55	20	
61	109-Ⅱ-4174	片瀬 (E)	一宮	片瀬	30	50	20	
62	109-Ⅱ-4175	谷崎 (B)	一宮	谷崎	30	45	20	
63	109-Ⅱ-4176	片瀬 (A)	一宮	片瀬	30	65	10	
64	109-Ⅱ-4177	片瀬 (F)	一宮	片瀬	30	35	10	
65	109-Ⅱ-4178	片瀬 (G)	一宮	片瀬	40	85	12	
66	109-Ⅱ-4179	大久保 (A)	一宮	大久保	40	130	30	
67	109-Ⅱ-4180	大久保 (B)	一宮	大久保	30	180	20	
68	109-Ⅱ-4181	大久保 (I)	一宮	大久保	30	25	20	
69	109-Ⅱ-4182	大久保 (J)	一宮	大久保	40	270	20	
70	109-Ⅱ-4183	大久保 (K)	一宮	大久保	50	150	30	
71	109-Ⅱ-4184	大久保 (L)	一宮	大久保	30	85	20	
72	109-Ⅱ-4185	大久保 (O)	一宮	大久保	40	50	6	
73	109-Ⅱ-4186	大久保 (N)	一宮	大久保	40	50	6	
74	109-Ⅱ-4187	大久保 (O)	一宮	大久保	30	50	10	
75	109-Ⅱ-4188	米倉	一宮	米倉	30	40	10	
76	109-Ⅱ-4189	大久保 (C)	一宮	大久保	40	110	15	
77	109-Ⅱ-4190	大久保 (D)	一宮	大久保	30	35	20	
78	109-Ⅱ-4191	大久保 (E)	一宮	大久保	50	60	20	
79	109-Ⅱ-4192	大久保 (G)	一宮	大久保	60	35	8	
80	109-Ⅱ-4193	大久保 (H)	一宮	大久保	30	70	10	
81	109-Ⅱ-4194	谷崎 (D)	一宮	谷崎	30	35	20	
82	109-Ⅱ-4195	宮代西 (A)	一宮	宮代西	40	70	20	
83	109-Ⅱ-4196	宮代西 (B)	一宮	宮代西	40	45	30	
84	109-Ⅱ-4197	宮代西 (C)	一宮	宮代西	40	160	30	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
85	109-Ⅱ-4198	宮代西 (E)	一宮	宮代西	30	35	20	
86	109-Ⅱ-4199	宮代西 (D)	一宮	宮代西	30	70	30	
87	109-Ⅱ-4200	宮代東 (A)	一宮	宮代東	40	100	50	
88	109-Ⅱ-4201	宮代東 (B)	一宮	宮代東	30	45	20	
89	109-Ⅱ-4202	宮代東 (C)	一宮	宮代東	30	35	40	
90	109-Ⅱ-4203	宮代東 (D)	一宮	宮代東	30	85	30	
91	109-Ⅱ-4204	宮代東 (E)	一宮	宮代東	30	85	10	
92	109-Ⅱ-4205	宮代東 (F)	一宮	宮代東	40	45	20	
93	109-Ⅱ-4206	大門 (E)	森	大門	30	45	20	
94	109-Ⅱ-4207	大門 (D)	森	大門	35	80	30	
95	109-Ⅱ-4208	西脇	森	西脇	30	50	30	
96	109-Ⅱ-4209	西ヶ谷 (B)	森	西ヶ谷	30	25	20	
97	109-Ⅱ-4210	大門 (F)	森	大門	30	20	5	
98	109-Ⅱ-4211	大門 (G)	森	大門	30	60	15	
99	109-Ⅱ-4212	西ヶ谷 (A)	森	西ヶ谷	35	60	15	
100	109-Ⅱ-4213	大門 (H)	森	大門	40	75	30	
101	109-Ⅱ-4214	大門 (L)	森	大門	30	80	5	
102	109-Ⅱ-4215	大門 (J)	森	大門	30	70	15	
103	109-Ⅱ-4216	大門 (I)	森	大門	30	45	10	
104	109-Ⅱ-4217	大門 (K)	森	大門	30	40	7	
105	109-Ⅱ-4218	西幸町 (A)	森	西幸町	40	25	10	
106	109-Ⅱ-4219	西幸町 (B)	森	西幸町	40	65	10	
107	109-Ⅱ-4220	西幸町 (C)	森	西幸町	30	30	10	
108	109-Ⅱ-4221	西幸町 (D)	森	西幸町	40	90	8	
109	109-Ⅱ-4222	宮代西 (F)	一宮	宮代西	30	100	30	
110	109-Ⅱ-4223	宮代西 (G)	一宮	宮代西	30	40	40	
111	109-Ⅱ-4224	宮代西 (H)	一宮	宮代西	30	45	40	
112	109-Ⅱ-4225	宮代西 (I)	一宮	宮代西	30	85	30	
113	109-Ⅱ-4226	宮代西 (J)	一宮	宮代西	30	80	40	
114	109-Ⅱ-4227	宮代西 (K)	一宮	宮代西	30	90	50	
115	109-Ⅱ-4228	宮代西 (L)	一宮	宮代西	30	180	50	
116	109-Ⅱ-4229	宮代西 ()	一宮	宮代西	30	25	10	
117	109-Ⅱ-4230	伏間 (A)	一宮	伏間	30	60	20	
118	109-Ⅱ-4231	伏間 (B)	一宮	伏間	30	40	20	
119	109-Ⅱ-4232	下橋 (A)	橘	下橋	30	35	15	
120	109-Ⅱ-4233	下橋 (B)	橘	下橋	30	85	20	
121	109-Ⅱ-4234	下橋 (C)	橘	下橋	30	70	10	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
122	109-Ⅱ-4235	上橋 (A)	橋	上橋	30	85	30	
123	109-Ⅱ-4236	上橋 (B)	橋	上橋	60	55	10	
124	109-Ⅱ-4237	上橋 (C)	橋	上橋	40	165	40	
125	109-Ⅱ-4238	開運町	天宮	開運町	40	75	15	
126	109-Ⅱ-4239	大門 (A)	天宮	大門	40	55	30	
127	109-Ⅱ-4240	大門 (B)	天宮	大門	40	25	8	
128	109-Ⅱ-4241	川原町	森	川原町	45	120	10	
129	109-Ⅱ-4242	大門 ()	森	大門	45	60	10	
130	109-Ⅱ-4243	大門 (C)	天宮	大門	60	75	20	
131	109-Ⅱ-4244	開運町 (A)	天宮	開運町	40	65	25	
132	109-Ⅱ-4245	大上 (J)	天宮	大上	35	55	20	
133	109-Ⅱ-4246	川久保 (E)	天宮	川久保	30	65	35	
134	109-Ⅱ-4247	川久保 (D)	天宮	川久保	30	45	25	
135	109-Ⅱ-4248	川久保 (C)	天宮	川久保	45	40	15	
136	109-Ⅱ-4249	大上 (A)	天宮	大上	40	45	15	
137	109-Ⅱ-4250	大上 (B)	天宮	大上	50	35	15	
138	109-Ⅱ-4251	大上 (C)	天宮	大上	30	160	30	
139	109-Ⅱ-4252	大上 (D)	天宮	大上	40	50	6	
140	109-Ⅱ-4253	大上 (E)	天宮	大上	30	45	30	
141	109-Ⅱ-4254	大上 (F)	天宮	大上	30	25	10	
142	109-Ⅱ-4255	大上 (G)	天宮	大上	40	50	10	
143	109-Ⅱ-4256	大上	天宮	青尾	35	150	70	
144	109-Ⅱ-4257	大上 (H)	天宮	大上	30	60	40	
145	109-Ⅱ-4258	大上 (I)	天宮	大上	50	105	30	
146	109-Ⅱ-4259	上橋 (D)	橋	上橋	30	40	20	
147	109-Ⅱ-4260	上橋 (E)	橋	上橋	40	35	20	
148	109-Ⅱ-4261	上橋 (F)	橋	上橋	40	45	30	
149	109-Ⅱ-4262	薄場 (A)	薄場		30	50	40	
150	109-Ⅱ-4263	薄場 (B)	薄場		40	40	30	
151	109-Ⅱ-4264	薄場 (C)	薄場		30	275	40	
152	109-Ⅱ-4265	薄場 (D)	薄場		30	70	40	
153	109-Ⅱ-4266	薄場 (E)	薄場		20	60	40	
154	109-Ⅱ-4267	葛布 (A)	葛布		35	25	20	
155	109-Ⅱ-4268	葛布 (B)	葛布		30	85	20	
156	109-Ⅱ-4269	葛布 (C)	葛布		40	145	30	
157	109-Ⅱ-4270	葛布 (D)	葛布		30	100	40	
158	109-Ⅱ-4271	葛布 (E)	葛布		30	55	30	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
159	109-Ⅱ-4272	葛布 (F)	葛布		30	60	20	
160	109-Ⅱ-4273	葛布 (G)	葛布		40	55	50	
161	109-Ⅱ-4274	葛布 (H)	葛布		30	80	30	
162	109-Ⅱ-4275	川久保 (H)	天宮	川久保	30	60	30	
163	109-Ⅱ-4276	城下下	城下	城下下	30	35	45	
164	109-Ⅱ-4277	城下下 (A)	城下	城下下	60	35	15	
165	109-Ⅱ-4278	向天方 (A)	向天方		35	70	20	
166	109-Ⅱ-4279	向天方 (B)	向天方		30	55	30	
167	109-Ⅱ-4280	向天方 (C)	向天方		35	55	40	
168	109-Ⅱ-4281	向天方 (D)	向天方		45	165	30	
169	109-Ⅱ-4282	城下上 (A)	城下	城下上	30	135	20	
170	109-Ⅱ-4283	城下上 (B)	城下	城下上	45	60	40	
171	109-Ⅱ-4284	葛布 (I)	葛布		35	170	30	
172	109-Ⅱ-4285	大鳥居 (B)	大鳥居		35	30	25	
173	109-Ⅱ-4286	大鳥居 (C)	大鳥居		30	95	10	
174	109-Ⅱ-4287	葛布 (J)	葛布		30	125	25	
175	109-Ⅱ-4288	葛布 (K)	葛布		60	45	35	
176	109-Ⅱ-4289	松島	問詰	松島	35	175	30	
177	109-Ⅱ-4290	黒石 (A)	葛布	黒石	40	110	30	
178	109-Ⅱ-4291	下問詰 (C)	問詰	下問詰	40	55	10	
179	109-Ⅱ-4292	下問詰 (D)	問詰	下問詰	35	165	30	
180	109-Ⅱ-4293	下問詰 (E)	問詰	下問詰	35	70	30	
181	109-Ⅱ-4294	黒石 (B)	問詰	黒石	45	50	50	
182	109-Ⅱ-4295	黒石 (C)	問詰	黒石	30	120	40	
183	109-Ⅱ-4296	西俣 (B)	西俣		35	55	20	
184	109-Ⅱ-4297	西俣 (C)	西俣		30	55	20	
185	109-Ⅱ-4298	西俣 (D)	西俣		30	80	30	
186	109-Ⅱ-4299	西俣 (E)	西俣		40	140	30	
187	109-Ⅱ-4300	西俣 (F)	西俣		45	90	12	
188	109-Ⅱ-4301	西俣 (G)	西俣		30	85	20	
189	109-Ⅱ-4302	西俣 (H)	西俣		30	30	10	
190	109-Ⅱ-4303	西俣 (I)	西俣		40	70	25	
191	109-Ⅱ-4304	三倉 (A)	三倉	三倉	50	65	30	
192	109-Ⅱ-4305	三倉 (B)	三倉	三倉	30	105	20	
193	109-Ⅱ-4306	三倉 (G)	三倉	三倉	30	30	20	
194	109-Ⅱ-4307	三倉 (H)	三倉	三倉	40	80	50	
195	109-Ⅱ-4308	三倉 (C)	三倉	三倉	30	40	20	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
196	109-Ⅱ-4309	大府川 (A)	三倉	大府川	35	110	30	
197	109-Ⅱ-4310	三倉 (F)	三倉	三倉	30	65	20	
198	109-Ⅱ-4311	大府川 (B)	三倉	大府川	30	50	20	
199	109-Ⅱ-4312	一之瀬 (A)	三倉	一ノ瀬	60	90	15	
200	109-Ⅱ-4313	大府川 (E)	三倉	大府川	40	55	25	
201	109-Ⅱ-4314	一之瀬 (B)	三倉	一ノ瀬	35	60	25	
202	109-Ⅱ-4315	乙丸 (D)	三倉	乙丸	35	105	40	
203	109-Ⅱ-4316	乙丸 (F)	三倉	乙丸	45	100	25	
204	109-Ⅱ-4317	大府川 (C)	三倉	大府川	45	60	35	
205	109-Ⅱ-4318	大府川 (D)	三倉	大府川	35	50	40	
206	109-Ⅱ-4319	中村 (A)	三倉	中村	30	40	25	
207	109-Ⅱ-4320	中村 (B)	三倉	中村	30	50	35	
208	109-Ⅱ-4321	中村 (C)	三倉	中村	35	80	45	
209	109-Ⅱ-4322	三倉 (D)	三倉	三倉	30	65	30	
210	109-Ⅱ-4323	三倉 (E)	三倉	三倉	30	170	20	
211	109-Ⅱ-4324	黒田 (A)	三倉	黒田	40	80	40	
212	109-Ⅱ-4325	黒田 (B)	三倉	黒田	50	40	50	
213	109-Ⅱ-4326	黒田 (C)	三倉	黒田	45	60	150	
214	109-Ⅱ-4327	黒田 (D)	三倉	黒田	30	35	20	
215	109-Ⅱ-4328	西俣 (J)	西俣		40	40	15	
216	109-Ⅱ-4329	西俣 (K)	西俣		45	40	25	
217	109-Ⅱ-4330	西俣 (L)	西俣		40	75	20	
218	109-Ⅱ-4331	下問詰 (A)	問詰	下問詰	40	175	100	
219	109-Ⅱ-4332	下問詰 (B)	問詰	下問詰	35	160	100	
220	109-Ⅱ-4333	大鳥居 (A)	大鳥居		40	40	25	
221	109-Ⅱ-4334	大鳥居 (E)	大鳥居		35	70	30	
222	109-Ⅱ-4335	大鳥居 (F)	大鳥居		30	100	15	
223	109-Ⅱ-4336	大鳥居 (G)	大鳥居		35	75	30	
224	109-Ⅱ-4337	下田 (A)	鍛冶島	下田	40	28	25	
225	109-Ⅱ-4338	下田 (B)	鍛冶島	下田	30	90	15	
226	109-Ⅱ-4339	上問詰 (A)	問詰	上問詰	35	80	15	
227	109-Ⅱ-4340	上問詰 (B)	問詰	上問詰	50	90	50	
228	109-Ⅱ-4341	栗島	鍛冶島	栗島	52	80	20	
229	109-Ⅱ-4342	上田 (A)	鍛冶島	上田	50	140	110	
230	109-Ⅱ-4343	上田 (B)	鍛冶島	上田	60	160	130	
231	109-Ⅱ-4344	門田 (A)	鍛冶島	門田	45	60	40	
232	109-Ⅱ-4345	門田 (B)	鍛冶島	門田	40	85	100	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
233	109-Ⅱ-4346	中村 (D)	三倉	中村	40	70	30	
234	109-Ⅱ-4347	中村 (E)	三倉	中村	30	75	15	
235	109-Ⅱ-4348	川島	亀久保	川島	45	110	70	
236	109-Ⅱ-4349	落合 (A)	亀久保	落合	90	60	70	
237	109-Ⅱ-4350	落合 (B)	亀久保	落合	45	80	90	
238	109-Ⅱ-4351	瀬海戸	亀久保	瀬海戸	45	55	60	
239	109-Ⅱ-4352	東亀久保 (A)	亀久保	東亀久保	40	80	105	
240	109-Ⅱ-4353	東亀久保 (B)	亀久保	東亀久保	40	100	70	
241	109-Ⅱ-4354	柿之平 (A)	亀久保	柿之平	35	40	20	
242	109-Ⅱ-4355	落合 (C)	亀久保	落合	35	120	100	
243	109-Ⅱ-4356	落合 (D)	亀久保	落合	32	70	90	
244	109-Ⅱ-4357	柿之平 (B)	亀久保	柿之平	45	90	55	
245	109-Ⅱ-4358	西亀久保	亀久保	西亀久保	40	30	30	
246	109-Ⅱ-4359	大河内 (A)	三倉	大河内	30	50	20	
247	109-Ⅱ-4360	大河内 (B)	三倉	大河内	35	75	40	
248	109-Ⅱ-4361	大河内 (C)	三倉	大河内	30	160	50	
249	109-Ⅱ-4362	大河内 (D)	三倉	大河内	35	40	20	
250	109-Ⅱ-4363	大河内 (E)	三倉	大河内	35	50	30	
251	109-Ⅱ-4364	大河内 (F)	三倉	大河内	30	45	25	
252	109-Ⅱ-4365	大河内 (G)	三倉	大河内	30	150	25	
253	109-Ⅱ-4366	大河内 (2)	三倉	大河内	40	230	23	
254	109-Ⅱ-4367	大河内 (H)	三倉	大河内	35	45	30	
255	109-Ⅱ-4368	片吹 (C)	亀久保	片吹	50	180	100	
256	109-Ⅱ-4369	大河内 (3)	三倉	大河内	50	70	72	
257	109-Ⅱ-4370	上野平 (A)	三倉	上野平	30	80	20	
258	109-Ⅱ-4371	上野平 (B)	三倉	上野平	40	70	45	
259	109-Ⅱ-4372	上野平 (C)	三倉	上野平	40	60	45	
260	109-Ⅱ-4373	上野平 (D)	三倉	上野平	35	50	40	
261	109-Ⅱ-4374	上野平 (F)	三倉	上野平	52	60	40	
262	109-Ⅱ-4375	木根 (A)	三倉	木根	30	70	30	
263	109-Ⅱ-4376	木根 (B)	三倉	木根	30	100	30	
264	109-Ⅱ-4377	乙丸 (A)	三倉	乙丸	35	60	50	
265	109-Ⅱ-4378	舟場	三倉	舟場	40	40	50	
266	109-Ⅱ-4379	乙丸 (B)	三倉	乙丸	40	140	40	
267	109-Ⅱ-4380	田能 (A)	三倉	田能	35	65	10	
268	109-Ⅱ-4381	田能 (B)	三倉	田能	30	40	25	
269	109-Ⅱ-4382	大久保 (A)	三倉	大久保	30	110	30	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
270	109-Ⅱ-4383	大久保（B）	三倉	大久保	40	125	10	
271	109-Ⅱ-4384	大河内（I）	三倉	大河内	30	45	20	
272	109-Ⅱ-4385	睦実（A）	睦実		30	90	30	
273	109-Ⅱ-4386	睦実（B）	睦実		35	70	15	
274	109-Ⅱ-4387	睦実（C）	睦実		30	35	7	
275	109-Ⅱ-4388	睦実（D）	睦実		35	55	20	
276	109-Ⅱ-4389	睦実（E）	睦実		35	100	20	
277	109-Ⅱ-4390	戸綿（A）	睦実	戸綿	30	65	30	
278	109-Ⅱ-4391	戸綿（B）	睦実	戸綿	30	55	10	
279	109-Ⅱ-4392	北戸綿（A）	睦実	北戸綿	40	180	20	
280	109-Ⅱ-4393	北戸綿（B）	睦実	北戸綿	50	205	25	
281	109-Ⅱ-4394	北戸綿（D）	睦実	北戸綿	30	140	20	
282	109-Ⅱ-4395	北戸綿（H）	睦実	北戸綿	30	65	10	
283	109-Ⅱ-4396	北戸綿（E）	睦実	北戸綿	30	130	10	
284	109-Ⅱ-4397	北戸綿（G）	睦実	北戸綿	30	25	7	
285	109-Ⅱ-4398	福田地（A）	睦実	福田地	30	75	15	
286	109-Ⅱ-4399	南戸綿（H）	睦実	南戸綿	40	85	10	
287	109-Ⅱ-4400	南戸綿（G）	睦実	南戸綿	30	70	20	
288	109-Ⅱ-4401	戸綿（D）	睦実	戸綿	30	45	15	
289	109-Ⅱ-4402	戸綿（E）	睦実	戸綿	35	30	30	
290	109-Ⅱ-4403	戸綿（F）	睦実	戸綿	45	50	15	
291	109-Ⅱ-4404	戸綿（G）	睦実	戸綿	30	70	10	
292	109-Ⅱ-4405	戸綿（H）	睦実	戸綿	30	120	30	
293	109-Ⅱ-4406	戸綿（I）	睦実	戸綿	30	85	20	
294	109-Ⅱ-4407	戸綿（J）	睦実	戸綿	40	100	20	
295	109-Ⅱ-4408	戸綿（K）	睦実	戸綿	30	50	7	
296	109-Ⅱ-4409	南戸綿（A）	睦実	南戸綿	30	85	10	
297	109-Ⅱ-4410	南戸綿（B）	睦実	南戸綿	30	110	10	
298	109-Ⅱ-4411	南戸綿（C）	睦実	南戸綿	35	115	20	
299	109-Ⅱ-4412	南戸綿（I）	睦実	南戸綿	30	75	15	
300	109-Ⅱ-4413	南戸綿（D）	睦実	南戸綿	30	35	7	
301	109-Ⅱ-4414	南戸綿（E）	睦実	南戸綿	35	60	15	
302	109-Ⅱ-4415	南戸綿（F）	睦実	南戸綿	30	55	20	
303	109-Ⅱ-4416	福田地（B）	睦実	福田地	30	35	10	
304	109-Ⅱ-4417	鴨谷（A）	睦実	鴨谷	35	170	40	
305	109-Ⅱ-4418	鴨谷（B）	睦実	鴨谷	60	155	15	
306	109-Ⅱ-4419	梶ヶ谷（A）	睦実	梶ヶ谷	30	20	7	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
307	109-Ⅱ-4420	東組 (B)	飯田	東組	30	80	30	
308	109-Ⅱ-4421	東組 (C)	飯田	東組	35	30	25	
309	109-Ⅱ-4422	東組 (D)	飯田	東組	30	50	15	
310	109-Ⅱ-4423	東組 (E)	飯田	東組	40	55	15	
311	109-Ⅱ-4424	中飯田 (A)	飯田	中飯田	30	155	25	
312	109-Ⅱ-4425	中飯田 (B)	飯田	中飯田	70	105	30	
313	109-Ⅱ-4426	中飯田 (C)	飯田	中飯田	35	120	30	
314	109-Ⅱ-4427	中飯田 (D)	飯田	中飯田	60	120	6	
315	109-Ⅱ-4428	中飯田 (E)	飯田	中飯田	30	110	10	
316	109-Ⅱ-4429	下飯田 (B)	飯田	下飯田	30	60	10	
317	109-Ⅱ-4430	下飯田 (C)	飯田	下飯田	35	50	15	
318	109-Ⅱ-4431	下飯田 (D)	飯田	下飯田	30	40	15	
319	109-Ⅱ-4432	下飯田 (E)	飯田	下飯田	50	40	25	
320	109-Ⅱ-4433	下飯田 (F)	飯田	下飯田	35	45	25	
321	109-Ⅱ-4434	下飯田 (G)	飯田	下飯田	60	150	15	
322	109-Ⅱ-4435	下飯田 (H)	飯田	下飯田	35	110	20	
323	109-Ⅱ-4436	下飯田 (J)	飯田	下飯田	30	45	20	
324	109-Ⅱ-4437	下飯田 (I)	飯田	下飯田	40	55	20	
325	109-Ⅲ-841	大久保 (a)	一宮	大久保	34	35	24	
326	109-Ⅲ-842	大久保 (b)	一宮	大久保	34	35	24	
327	109-Ⅲ-843	宮代東 (a)	一宮	宮代東	30	100	50	
328	109-Ⅲ-844	宮代東 (b)	一宮	宮代東	32	80	50	
329	109-Ⅲ-845	宮代東 (c)	一宮	宮代東	30	100	46	
330	109-Ⅲ-846	草ヶ谷 (a)	草ヶ谷		30	50	20	
331	109-Ⅲ-847	草ヶ谷 (b)	草ヶ谷		30	30	12	
332	109-Ⅲ-848	鴨谷	睦実	鴨谷	32	35	25	
333	109-Ⅲ-849	円田下	円田	円田下	39	25	20	
334	109-Ⅲ-850	東組	飯田	東組	30	30	15	
335	109-Ⅲ-851	下飯田	飯田	下飯田	38	20	16	
336	109-Ⅲ-852	黒石 (i)	葛布	黒石	38	50	40	
337	109-Ⅲ-853	黒石 (j)	葛布	黒石	30	150	80	
338	109-Ⅲ-854	黒石 (k)	葛布	黒石	31	150	90	
339	109-Ⅲ-855	大鳥居	大鳥居		45	30	30	
340	109-Ⅲ-856	黒石 (a)	問詰	黒石	30	200	70	
341	109-Ⅲ-857	黒石 (b)	問詰	黒石	30	120	60	
342	109-Ⅲ-858	黒石 (c)	問詰	黒石	31	100	60	
343	109-Ⅲ-859	黒石 (d)	問詰	黒石	30	200	110	

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
344	109-Ⅲ-860	薄場	薄場		45	90	90	
345	109-Ⅲ-861	黒石 (e)	葛布	黒石	35	130	90	
346	109-Ⅲ-862	黒石 (f)	葛布	黒石	31	90	55	
347	109-Ⅲ-863	黒石 (g)	葛布	黒石	30	100	50	
348	109-Ⅲ-864	黒石 (h)	葛布	黒石	33	60	40	
349	109-Ⅲ-865	城下下 (a)	城下	城下下	30	150	70	
350	109-Ⅲ-866	上橋 (a)	橋	上橋	31	100	60	
351	109-Ⅲ-867	上橋 (b)	橋	上橋	30	70	40	
352	109-Ⅲ-868	上橋 (c)	橋	上橋	30	40	20	
353	109-Ⅲ-869	下橋 (a)	橋	下橋	37	40	30	
354	109-Ⅲ-870	下橋 (b)	橋	下橋	30	40	20	
355	109-Ⅲ-871	城下上	橋	城下上	35	100	70	
356	109-Ⅲ-872	向天方	橋	向天方	31	60	36	
357	109-Ⅲ-873	上問詰	問詰	上問詰	38	200	160	
358	109-Ⅲ-874	下田	鍛冶島	下田	32	250	160	
359	109-Ⅲ-875	下問詰	問詰	下問詰	30	110	60	
360	109-Ⅲ-876	池の平	大鳥居	池の平	30	65	34	
361	109-Ⅲ-877	上田	鍛冶島	上田	32	250	160	
362	109-Ⅲ-878	乙丸 (a)	三倉	乙丸	36	120	90	
363	109-Ⅲ-879	乙丸 (b)	三倉	乙丸	30	200	80	
364	109-Ⅲ-880	中村 (a)	三倉	中村	40	60	50	
365	109-Ⅲ-881	中村 (b)	三倉	中村	36	180	130	
366	109-Ⅲ-882	谷崎 (c)	一宮	谷崎	50	40	30	
367	109-Ⅲ-883	片吹 (A)	亀久保	片吹	39	85	70	

(人工斜面)

番号	箇所番号	箇所名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	備考
368	109-Ⅲ-884	片吹 (B)	亀久保	片吹	33	60	40	

土石流危険溪流一覧表

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所 在 地		溪流長 (km)	保全対象 人家戸数 (戸)	備考
					町	字			
1	461-I-001	太田川	太田川	たんのこ沢	森町	三倉	0.30	7	
2	461-I-002	太田川	太田川	落合沢	森町	亀久保	0.02	3	
3	461-I-003	太田川	太田川	糸ノ沢	森町	鍛冶島	0.03	5	
4	461-I-004	太田川	太田川	下田	森町	鍛冶島	0.03	7	
5	461-I-005	太田川	三倉川	中村沢3	森町	三倉	0.14	—	
6	461-I-006	太田川	三倉川	かじや沢	森町	三倉	0.06	23	
7	461-I-007	太田川	三倉川	幸ノ沢	森町	西俣	0.18	9	
8	461-I-008	太田川	三倉川	山ノ神沢	森町	西俣	0.04	5	
9	461-I-009	太田川	三倉川	黒石北沢	森町	問詰	0.02	6	
10	461-I-010	太田川	三倉川	黒石南沢	森町	問詰	0.10	1	
11	461-I-011	太田川	三倉川	小三沢	森町	城下	0.01	23	
12	461-I-012	太田川	一宮川	谷崎北沢	森町	谷崎	0.02	5	
13	461-I-013	太田川	一宮川	谷崎中央沢	森町	谷崎	0.01	8	
14	461-I-014	太田川	瀬入川	大上沢	森町	天宮	0.02	5	
15	461-I-015	太田川	瀬入川	天宮沢	森町	天宮	0.02	6	
16	461-I-016	太田川	小藪川	蓮華寺沢	森町	森	0.20	7	
17	461-I-017	太田川	小藪川	西脇沢	森町	森	0.02	21	
18	461-I-018	太田川	太田川	森山沢	森町	森	0.01	11	
19	461-I-019	太田川	太田川	睦実沢	森町	睦実	0.01	7	
20	461-I-020	太田川	太田川	市場沢	森町	飯田	0.01	9	
21	461-I-021	太田川	小藪川	谷中沢	森町	谷中	0.03	17	
22	461-I-022	太田川	小藪川	中川上沢	森町	中川	0.02	6	
23	461-I-023	太田川	一宮川	岡海ノ谷	森町	谷崎	0.01	7	
24	461-II-001	太田川	太田川	栃佳根沢	森町	三倉	0.08	2	
25	461-II-002	太田川	太田川	大楠沢	森町	鍛冶島	0.11	2	
26	461-II-003	太田川	太田川	寺沢	森町	問詰	0.44	4	
27	461-II-004	太田川	太田川	笠田沢	森町	問詰	0.02	4	
28	461-II-005	太田川	太田川	干谷沢	森町	大鳥居	0.04	3	
29	461-II-006	太田川	三倉川	熊沢	森町	三倉	0.04	1	
30	461-II-007	太田川	三倉川	中村沢1	森町	三倉	0.22	2	
31	461-II-008	太田川	三倉川	中村沢2	森町	三倉	0.20	1	
32	461-II-009	太田川	大府川	風久保沢	森町	三倉	0.31	1	
33	461-II-010	太田川	三倉川	黒田沢	森町	三倉	0.04	2	

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		溪流長 (km)	保全対象 人家戸数 (戸)	備考
					町	字			
34	461-Ⅱ-011	太田川	三倉川	ニョウロ沢	森町	西俣	0.03	2	
35	461-Ⅱ-012	太田川	三倉川	神谷沢	森町	西俣	0.15	4	
36	461-Ⅱ-013	太田川	太田川	釜の沢	森町	城下	0.06	1	
37	461-Ⅱ-014	太田川	太田川	池の平沢	森町	城下	0.07	1	
38	461-Ⅱ-015	太田川	太田川	城下上沢	森町	城下	0.05	1	
39	461-Ⅱ-016	太田川	葛布川	葛布北沢	森町	葛布	0.08	4	
40	461-Ⅱ-017	太田川	葛布川	葛布南沢	森町	葛布	0.04	4	
41	461-Ⅱ-018	太田川	瀬入川	薄場沢 1	森町	薄場	0.06	1	
42	461-Ⅱ-019	太田川	瀬入川	井戸沢	森町	薄場	0.04	2	
43	461-Ⅱ-020	太田川	瀬入川	大上沢 1	森町	天宮	0.05	4	
44	461-Ⅱ-021	太田川	瀬入川	大上沢 2	森町	天宮	0.02	1	
45	461-Ⅱ-022	太田川	瀬入川	開運町沢	森町	天宮	0.01	4	
46	461-Ⅱ-023	太田川	太田川	南戸綿沢	森町	睦実	0.01	2	
47	461-Ⅱ-024	太田川	一宮川	宮代西沢 2	森町	一宮	0.01	2	
48	461-Ⅱ-025	太田川	一宮川	宮代西沢 1	森町	一宮	0.02	1	
49	461-Ⅱ-026	太田川	一宮川	宮代西沢 4	森町	一宮	0.04	1	
50	461-Ⅱ-027	太田川	一宮川	宮代東沢	森町	一宮	0.01	3	
51	461-Ⅱ-028	太田川	一宮川	宮代西沢 5	森町	一宮	0.09	1	
52	461-Ⅱ-029	太田川	一宮川	大久保沢 1	森町	一宮	0.02	1	
53	461-Ⅱ-030	太田川	一宮川	大久保沢 2	森町	一宮	0.02	1	
54	461-Ⅱ-031	太田川	一宮川	大久保沢 3	森町	一宮	0.03	1	
55	461-Ⅱ-032	太田川	伏間川	大谷田沢	森町	一宮	0.02	3	
56	461-Ⅱ-033	太田川	瀬入川	薄場沢	森町	薄場	0.02	3	
57	461-Ⅱ-034	太田川	瀬入川	薄場沢 3	森町	薄場	0.03	1	
58	461-Ⅱ-035	太田川	一宮川	宮代西沢 3	森町	一宮	0.02	4	
59	461-Ⅲ-001	太田川	伏間川	下橋沢	森町	橘	0.31	—	

地すべり危険箇所一覧表

番号	区分	指定先	場所	面積 (ha)	備 考
1	地すべり防止区域	国土交通省	森町上橘	32. 90	
2	地すべり防止区域	国土交通省	森町三倉甚沢	52. 17	
3	地すべり防止区域	林野庁	森町薄場	72. 32	
4	地すべり防止区域	林野庁	森町三倉西山	39. 30	
5	地すべり防止区域	林野庁	森町マトウ	9. 32	
6	地すべり防止区域	林野庁	森町三倉矢倉沢	42. 85	
7	地すべり危険箇所	国土交通省	森町三倉大久保	48. 5	
8	地すべり危険箇所	国土交通省	森町刃熊	22. 0	
9	地すべり危険箇所	国土交通省	森町葛布	31. 9	
10	地すべり危険箇所	国土交通省	森町佐賀野	20. 9	
11	地すべり危険箇所	林野庁	森町天宮	5. 41	

土砂災害（特別）警戒区域一覧表

令和5年3月31日現在

急傾斜地の崩壊

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町一宮	109-S-0512	一宮恋ヶ谷	令和2年2月21日	○	○
森町一宮 他	109-S-0511	一宮神田ヶ谷	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0510	一宮砂田	令和2年2月21日	○	○
森町一宮 他	109-S-0509	一宮小桑原	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0507	一宮野川C	令和2年2月21日	○	○
森町一宮 他	109-S-0506	一宮石田	令和2年2月21日	○	○
森町一宮 他	109-S-0504	一宮七反田	令和2年2月21日	○	○
森町一宮 他	109-S-0500	一宮狐顔	令和2年2月21日	○	○
森町一宮 他	109-S-0499	一宮真砂	令和2年2月21日	○	○
森町一宮 他	109-S-0498	一宮中川	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0494	一宮瀧ノ宮	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0492	一宮前田	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0488	一宮奥伏間C	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0484	一宮井戸ヶ谷	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0483	一宮細工海戸	令和2年2月21日	○	-
森町一宮	109-S-0482	一宮堤田	令和2年2月21日	○	○
森町一宮	109-S-0480	一宮甚十ヶ谷	令和2年2月21日	○	○
森町中川	109-S-0474	中川奥谷田D	令和2年2月21日	○	○
森町谷中	109-S-0473	谷中寺ノ谷	令和2年2月21日	○	○
森町谷中 他	109-S-0470	谷中十手ヶ谷	令和2年2月21日	○	○
森町谷中	109-S-0469	谷中大谷	令和2年2月21日	○	○
森町谷中 他	109-S-0468	谷中権現	令和2年2月21日	○	○
森町円田 他	109-S-0465	円田松ヶ谷H	令和2年2月21日	○	○
森町円田	109-S-0464	円田松ヶ谷G	令和2年2月21日	○	○
森町円田	109-S-0463	円田峯垣A	令和2年2月21日	○	○
森町円田	109-S-0462	円田久保ノ谷	令和2年2月21日	○	○
森町円田	109-S-0461	円田名栗A	令和2年2月21日	○	○
森町飯田	109-S-0458	飯田南ヶ谷C	令和2年2月21日	○	○
森町飯田 他	109-S-0457	飯田寺脇C	令和2年2月21日	○	○
森町飯田 袋井市宇刈	109-S-0455	宇刈丸田	令和2年2月21日	○	○
森町飯田	109-S-0454	飯田若宮	令和2年2月21日	○	○
森町飯田 他	109-S-0452	飯田堀ノ内A	令和2年2月21日	○	○
森町飯田	109-S-0449	飯田五六ヶ谷	令和2年2月21日	○	○
森町睦実	109-S-0436	睦実八幡ヶ谷A	令和2年2月21日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町睦実 他	109-S-0435	睦実幸治ヶ谷 E	令和 2 年 2 月 21 日	○	○
森町睦実	109-S-0432	睦実善正庵	令和 2 年 2 月 21 日	○	○
森町薄場 他	109-S-0421	薄場樋ヶ羽根 A	令和 2 年 2 月 21 日	○	○
森町薄場 他	109-S-0419	薄場南側 A	令和 2 年 2 月 21 日	○	○
森町橘 他	109-S-0446	橘上川原	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町橘 他	109-S-0444	橘アジョウ山 A	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実 他	109-S-0429	睦実杭瀬ヶ谷 C	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-S-0428	睦実大沢 B	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-S-0425	睦実大沢 A	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-S-0424	天宮龍馬ヶ谷 A	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場 他	109-S-0418	薄場南側	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場 他	109-S-0417	薄場西側 A	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場 他	109-S-0415	薄場東側	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町向天方	109-S-0411	向天方青木	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町向天方 他	109-S-0410	向天方トノヤ C	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布 他	109-S-0404	葛布中カイト C	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布 他	109-S-0403	葛布門前	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町西俣	109-S-0396	西俣大芋ヶ谷	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰 他	109-S-0391	問詰北海戸	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰 他	109-S-0389	問詰北川原 A	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰 他	109-S-0388	問詰北川原 B	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町三倉 他	109-S-0379	三倉中尾羽根	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町鍛冶島	109-S-0325	鍛冶島栗ノ島 B	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町鍛冶島	109-S-0323	鍛冶島栗ノ島 C	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町鍛冶島 他	109-S-0322	鍛冶島栗ノ島 A	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰	109-S-0316	問詰大アラ	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町亀久保 他	109-S-0314	亀久保横沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町亀久保	109-S-0312	亀久保西亀久保 C	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町亀久保	109-S-0311	亀久保長郷 B	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町亀久保	109-S-0310	亀久保長郷 A	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町飯田字天ノヶ谷他	109-S-0031	宇刈水掛	平成 30 年 3 月 30 日	○	○
森町嵯塚	109-S-0303	嵯塚中塚	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町嵯塚他	109-S-0307	嵯塚比尻平	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉島田市川根町家山	109-S-0328	三倉 A	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0332	三倉 B	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0338	三倉 C	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0339	三倉杉ノ脇	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0343	三倉三合	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0344	三倉柳沢	平成 30 年 1 月 26 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町三倉他	109-S-0345	三倉北ノ谷 A	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0346	三倉川ノ沢 A	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0347	三倉川ノ沢 B	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0348	三倉西谷 A	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0352	三倉小野切 C	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0358	三倉 D	平成 30 年 1 月 26 日	○	-
森町三倉他	109-S-0359	三倉竹ノ上	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0360	三倉北 A	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0361	三倉 E	平成 30 年 1 月 26 日	○	-
森町三倉他	109-S-0362	三倉三丸	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0363	三倉北 B	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0364	三倉幸治	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0365	三倉 F	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0368	三倉 G	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0369	三倉西 E	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0370	三倉西 D	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0372	三倉 H	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0373	三倉川場	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉他	109-S-0374	三倉一ノ瀬 C	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0376	三倉下山	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	109-S-0377	三倉西谷 B	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町天宮他	109-I-2098	天宮五明	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-I-2099	一宮細畑	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-I-3865	一宮野川 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-I-3875	飯田寺脇 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川	109-II-4146	中川井谷ノ谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川他	109-II-4147	中川天神山	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川他	109-II-4148	中川 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-II-4149	一宮大谷田	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田	109-II-4150	円田峯垣	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町谷中他	109-II-4151	谷中蔵ノ上	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田	109-II-4152	円田松ケ谷 E	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田	109-II-4153	円田松ケ谷 D	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田他	109-II-4154	円田名栗	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-II-4155	一宮林光	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-II-4157	一宮山ノ脇	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川他	109-II-4160	中川奥谷田 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川	109-II-4161	中川奥谷田 C	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川他	109-II-4162	中川丸ノ内	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川他	109-II-4163	中川三方谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町円田	109-Ⅱ-4164	円田松ヶ谷 F	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田	109-Ⅱ-4165	円田松ヶ谷 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田	109-Ⅱ-4166	円田松ヶ谷 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田	109-Ⅱ-4167	円田岳進	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町中川	109-Ⅱ-4168	中川奥谷田 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4170	一宮徳田	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4172	一宮白ヶ谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4173	一宮金谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4174	一宮松葉	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4175	一宮谷沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町一宮他	109-Ⅱ-4176	一宮谷田井前	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4177	一宮七軒町	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4178	一宮宗	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4179	一宮円保ヶ谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4180	一宮梅子ヶ谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4181	一宮柿田	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4182	一宮奥ノ谷 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4183	一宮奥ノ谷 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4184	一宮三反田 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4185	一宮東谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4186	一宮寺ノ谷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4187	一宮五反田	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4188	一宮掛井	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4189	一宮一ノ坂	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4191	一宮野川 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4192	一宮平戸	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4194	一宮綱掛	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4195	一宮荒立 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4196	一宮稻荷	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4197	一宮荒井海戸	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4198	一宮坊ノ谷口	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4199	一宮谷口	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4200	一宮伏間	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4201	一宮三反田 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4202	一宮外宮下	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町一宮他	109-Ⅱ-4203	一宮弁天	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4204	一宮海戸	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4205	一宮善千鳥	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	109-Ⅱ-4213	森金谷前	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	109-Ⅱ-4215	森山 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	109-Ⅱ-4216	森山 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町草ケ谷	109-Ⅱ-4218	草ケ谷白カケ A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町草ケ谷	109-Ⅱ-4219	草ケ谷白カケ B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町草ケ谷他	109-Ⅱ-4221	草ケ谷走り谷田 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4222	一宮谷田口	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4223	一宮宮ノ谷 C	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4224	一宮宮ノ谷 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4225	一宮宮ノ谷 E	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4226	一宮大明神 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4227	一宮大明神 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4228	一宮真田	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅱ-4229	一宮下馬下	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4230	一宮奥伏間 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅱ-4231	一宮奥伏間 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	109-Ⅱ-4239	森大門 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	109-Ⅱ-4240	森大門 C	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森他	109-Ⅱ-4241	森三島山	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	109-Ⅱ-4242	森大門 D	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	109-Ⅱ-4243	森大門 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4419	飯田堀ノ内	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4420	飯田奥谷田	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4421	飯田古観音寺	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4422	飯田院内 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4423	飯田院内 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4424	飯田大久保 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4425	飯田大久保 C	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4426	飯田大久保 D	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4427	飯田太田	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4427-2	飯田天ノケ谷 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4428	飯田大久保 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4429	飯田寺脇 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4430	飯田南ケ谷 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4431	飯田天ノケ谷 D	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4432	飯田天ノケ谷 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4433	飯田南ケ谷 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4434	飯田入ノ口 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅱ-4435	飯田天ノケ谷 E	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅱ-4437	飯田入ノ口 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅲ-0842	一宮長坂	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅲ-0843	一宮川原	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅲ-0844	一宮宮ノ谷 D	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮他	109-Ⅲ-0845	一宮宮ノ谷 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町草ヶ谷	109-Ⅲ-0846	草ヶ谷走り谷田 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町円田他	109-Ⅲ-0849	円田松ヶ谷 C	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田他	109-Ⅲ-0850	飯田院内前	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町飯田	109-Ⅲ-0851	飯田天ノヶ谷 C	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	109-Ⅲ-0882	一宮荒立 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰	109-Ⅰ-2094	問詰中川原 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居他	109-Ⅰ-3867	大鳥居八幡	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅰ-3871	睦実甚六屋敷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅰ-3872	睦実奥戸綿 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅰ-3873	睦実梶ヶ谷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘	109-Ⅱ-4232	橘寺屋敷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘	109-Ⅱ-4233	橘内屋敷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅱ-4234	橘中屋敷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘	109-Ⅱ-4235	橘アジョウ山	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘	109-Ⅱ-4236	橘長ト呂	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅱ-4237	橘大師林	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4238	天宮谷脇 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4244	天宮谷脇 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4245	天宮谷田 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4247	天宮中田	平成 28 年 3 月 29 日	○	-
森町天宮	109-Ⅱ-4248	天宮山郷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4249	天宮谷田 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4250	天宮龍馬ヶ谷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4251	天宮土三郎 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4252	天宮土三郎 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4253	天宮一ノ坪 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4253-2	天宮一ノ坪 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4254	天宮一ノ坪 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4255	天宮一ノ坪 D	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4256	天宮西ノ谷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4257	天宮岩脇 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮他	109-Ⅱ-4258	天宮岩脇 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘	109-Ⅱ-4259	橘西ノ宮	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘	109-Ⅱ-4260	橘柿ノ坪	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅱ-4261	橘大向イ	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場他	109-Ⅱ-4262	薄場西側	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場	109-Ⅱ-4263	薄場樋ヶ羽根	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場他	109-Ⅱ-4264	薄場中沢	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場他	109-Ⅱ-4265	薄場中村 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場他	109-Ⅱ-4265-2	薄場中村 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅱ-4267	葛布中カイト B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町葛布	109-Ⅱ-4267-2	葛布向イ田 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅱ-4268	葛布中カイト A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布	109-Ⅱ-4269	葛布中ノ島	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布	109-Ⅱ-4271	葛布桑原 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅱ-4272	葛布桑原 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅱ-4273	葛布柳田 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布	109-Ⅱ-4274	葛布中村 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	109-Ⅱ-4275	天宮小田ケ谷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下	109-Ⅱ-4276	城下稲荷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下他	109-Ⅱ-4277	城下前川原	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町向天方他	109-Ⅱ-4278	向天方ヤナバ B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町向天方他	109-Ⅱ-4279	向天方中芝原	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町向天方他	109-Ⅱ-4280	向天方トノヤ B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町向天方他	109-Ⅱ-4281	向天方トノヤ A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下他	109-Ⅱ-4282	城下城藪	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下他	109-Ⅱ-4283	城下宮ノ上	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰	109-Ⅱ-4284	問詰小海戸 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居他	109-Ⅱ-4285	大鳥居一ノ瀬海戸	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居他	109-Ⅱ-4286	大鳥居西前	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅱ-4287	葛布下海戸	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰	109-Ⅱ-4288	問詰向屋敷 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4289	問詰松島	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4290	問詰向屋敷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰	109-Ⅱ-4294	問詰中川原 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4295	問詰向山	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居他	109-Ⅱ-4333	大鳥居紺屋前	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居他	109-Ⅱ-4334	大鳥居千谷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居	109-Ⅱ-4335	大鳥居千谷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居他	109-Ⅱ-4336	大鳥居千谷路下	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4385	睦実幸治ケ谷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4386	睦実幸治ケ谷 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4387	睦実幸治ケ谷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4388	睦実幸治ケ谷 D	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4389	睦実北ノ谷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4390	睦実北ノ谷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4391	睦実北ノ谷 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4392	睦実雁又坂	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4393	睦実雨当口 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4394	睦実杭瀬ケ谷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4395	睦実杭瀬ケ谷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4396	睦実大池田	平成 28 年 3 月 29 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町睦実他	109-Ⅱ-4397	睦実丸井戸	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4398	睦実立ノ山	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4399	睦実八幡ヶ谷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4400	睦実新井 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4401	睦実甚六屋敷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4403	睦実新井 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4404	睦実新井 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4405	睦実北ノ谷 D	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4406	睦実北ノ谷 E	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4407	睦実雨当口 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4408	睦実雨当口 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4410	睦実殿ノ谷	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	109-Ⅱ-4411	睦実堀之内	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4416	睦実立ノ下	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4417	睦実谷口	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅱ-4418	睦実前田	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実他	109-Ⅲ-0848	睦実鴨山	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰	109-Ⅲ-0852	問詰小島	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅲ-0853	葛布沼田 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅲ-0854	問詰小海戸 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町大鳥居他	109-Ⅲ-0855	大鳥居丑ノ新田	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰	109-Ⅲ-0856	問詰中川原 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅲ-0857	葛布向イ田 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅲ-0858	葛布沼田 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅲ-0859	問詰中川原 D	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町薄場他	109-Ⅲ-0860	薄場寺ノ上	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅲ-0861	問詰向屋敷 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅲ-0862	葛布中村 B	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅲ-0863	葛布柳田 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町葛布他	109-Ⅲ-0864	葛布送り田	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下他	109-Ⅲ-0865	城下稲荷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅲ-0866	橘塩沢口	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅲ-0867	橘谷立上	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅲ-0868	橘東山	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅲ-0869	橘向堀田	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町橘他	109-Ⅲ-0870	橘寺屋敷 A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下他	109-Ⅲ-0871	城下向坪	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町向天方他	109-Ⅲ-0872	向天方ヤナバ A	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下他	109-Ⅲ-0876	城下杉山坂口	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町亀久保	109-Ⅱ-4368	亀久保片吹	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保	109-Ⅰ-3869	亀久保西亀久保 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町亀久保	109-Ⅱ-4358	亀久保西亀久保 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4353	亀久保東亀久保 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4352	亀久保東亀久保 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4357	亀久保一ノ瀬 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4354	亀久保一ノ瀬 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4355	亀久保奥ノ谷 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4356	亀久保奥ノ谷 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4351	亀久保岩開戸	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4350	亀久保川島 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町亀久保他	109-Ⅱ-4348	亀久保川島 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4300-2	三倉南山 C	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4322-2	三倉川東	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4322	三倉大林	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4323	三倉久太ヤシキ	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4308	三倉西山	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4306	三倉正泉寺	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4305	三倉松久保 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4304	三倉松久保 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4324	三倉川ウ子	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅰ-2089	三倉上シマ	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅰ-2090	三倉下シマ	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4327	三倉中瀬	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4326	三倉南山 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4325	三倉南山 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣	109-Ⅱ-4328	西俣南島 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4300	西俣上島	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4301	西俣登越	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4302	西俣幸沢	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4303	西俣川向	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4299	西俣岩坪	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4296	西俣岩田	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4297	西俣南向	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4298	西俣中島	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町西俣他	109-Ⅱ-4329	西俣南島 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島	109-Ⅱ-4345	鍛冶島門田 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島	109-Ⅱ-4343	鍛冶島鍛冶島 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島	109-Ⅲ-0877	鍛冶島鍛冶島 C	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島	109-Ⅱ-4343-2	鍛冶島上田	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島	109-Ⅱ-4341	鍛冶島栗ノ島	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島	109-Ⅱ-4337	鍛冶島下田 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島	109-Ⅱ-4338	鍛冶島下田 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町鍛冶島他	109-Ⅱ-4344	鍛冶島門田 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島他	109-Ⅰ-2091	鍛冶島鍛冶島 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島他	109-Ⅱ-4342	鍛冶島鍛冶島 D	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町鍛冶島他	109-Ⅰ-2092	鍛冶島下田 C	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰	109-Ⅲ-0874	問詰西梅島	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰	109-Ⅱ-4340	問詰南	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰	109-Ⅲ-0875	問詰半蔵 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰	109-Ⅱ-4332	問詰身代島 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰	109-Ⅱ-4331	問詰身代島 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4349	問詰瀬海戸	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4339	問詰沢奥	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅰ-2093	問詰横根 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4330	問詰横根 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅲ-0873	問詰横根 C	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4291	問詰半蔵 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4293	問詰三郷 A	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰他	109-Ⅱ-4292	問詰三郷 B	平成 27 年 3 月 31 日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4360	三倉大沢	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4319	三倉大方瀬	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4359	三倉熊洞	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4384	三倉イナバ	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4361	三倉中ノ在家	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4362	三倉向イ	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4363	三倉天狗塚	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4365	三倉宮ノ上	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4366	三倉大谷	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4364	三倉ウトウグチ	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅰ-2080	三倉浜見場	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4367	三倉カイゴウ A	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4369	三倉カイゴウ B	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅰ-2083	三倉マトウ	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4370	三倉甚沢 A	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4371	三倉甚沢 B	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4372	三倉榎木平	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4375	三倉出田	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4376	三倉宮ノ前	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅰ-2084	三倉下モ平	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅰ-3870	三倉向井	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4374	三倉天神平	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4373	三倉中島	平成 26 年 1 月 21 日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4346	三倉北ノ谷	平成 26 年 1 月 21 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町三倉他	109-Ⅱ-4347	三倉中村	平成26年1月21日	○	○
森町三倉他	109-Ⅲ-0880	三倉瀬戸山A	平成26年1月21日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4320	三倉小野切A	平成26年1月21日	○	○
森町三倉他	109-Ⅲ-0881	三倉小野切B	平成26年1月21日	○	○
森町三倉他	109-Ⅱ-4321	三倉瀬戸山B	平成26年1月21日	○	○
森町三倉他	109-I-2095	間詰中川原	平成26年1月21日	○	○
森町三倉他	109-I-3866	天宮東谷	平成26年1月21日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4378	三倉西A	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-I-2085	三倉上ノ平	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4381	三倉シナノヤ	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4380	三倉沖	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-I-2086	三倉風久保	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4377	三倉川又	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4382	三倉西B	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4383	三倉西C	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4379	三倉上乙丸	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4315	三倉本村A	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-I-3868	三倉本村B	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅲ-0878	三倉天神沢A	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅲ-0879	三倉天神沢B	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4316	三倉大ナギ	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4314	三倉白髭沢	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4312	三倉一ノ瀬A	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4313	三倉一ノ瀬B	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4311	三倉長瀬	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4317	三倉西谷	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4318	三倉半田	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4309	三倉白畑	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-Ⅱ-4310	三倉ホラ平	平成25年3月22日	○	○
森町三倉	109-I-2088	三倉	平成19年3月27日	○	-
森町大府川	109-I-2087	大府川	平成19年3月27日	○	-
森町天宮	109-I-2097	天宮	平成19年3月27日	○	-

土石流

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町一宮 他	461-S-081	一宮沢A	令和2年1月31日	○	○
森町天宮	461-S-054	天宮東沢	令和2年1月31日	○	-
森町薄場	461-S-052	薄場東沢	令和2年1月31日	○	-
森町葛布	461-S-043	葛布下沢	平成31年3月29日	○	○
森町葛布	461-S-042	葛布上沢	平成31年3月29日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町門詰	461-S-025	問詰東沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町森	461-S-016	森沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	-
森町城下	461-S-012	城下沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町門詰	461-S-011	問詰沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町鍛冶島	461-S-008	鍛冶島西沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町鍛冶島 他	461-S-004	鍛冶島東沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	○
森町鍛冶島	461-S-003	鍛冶島沢	平成 31 年 3 月 29 日	○	-
森町一宮、袋井市川会	216-S-056	川会北沢	平成 30 年 3 月 30 日	○	○
森町三倉	461-S-009	三倉沢 A	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	461-S-022	三倉中沢	平成 30 年 1 月 26 日	○	-
森町三倉	461-S-023	三倉下沢	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	461-S-028	三倉沢 B	平成 30 年 1 月 26 日	○	-
森町三倉	461-S-029	三倉沢 C	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	461-S-030	三倉沢 D	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	461-S-031	三倉沢 E	平成 30 年 1 月 26 日	○	-
森町三倉	461-S-032	三倉沢 F	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	461-S-033	三倉沢 G	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	461-S-034	三倉沢 H	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町三倉	461-S-035	三倉沢 I	平成 30 年 1 月 26 日	○	○
森町谷崎	461-I-012	谷崎北沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町森	461-I-016	蓮華寺沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町森	461-I-017	西脇沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町森	461-I-018	森山沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町飯田	461-I-020	市場沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町谷中	461-I-021	谷中沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町一宮	461-II-024	宮代西沢 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	461-II-025	宮代西沢 C	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	461-II-026	宮代西沢 D	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	461-II-027	宮代東沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町一宮	461-II-028	宮代西沢 E	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	461-II-028-2	宮代西沢 F	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	461-II-029	大久保沢 A	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	461-II-030	大久保沢 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町一宮	461-II-032	大谷田沢	平成 29 年 3 月 31 日	○	-
森町一宮	461-II-035	宮代西沢 B	平成 29 年 3 月 31 日	○	○
森町問詰	461-I-009	黒石北沢	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町城下	461-I-011	小三沢	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町天宮	461-I-014	大上沢 C	平成 28 年 3 月 29 日	○	-
森町天宮	461-I-015	天宮沢	平成 28 年 3 月 29 日	○	○
森町睦実	461-I-019	睦実沢	平成 28 年 3 月 29 日	○	○

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
森町大鳥居	461-Ⅱ-005	千谷沢	平成28年3月29日	○	-
森町城下	461-Ⅱ-013	釜の沢	平成28年3月29日	○	○
森町城下	461-Ⅱ-014	池の平沢	平成28年3月29日	○	○
森町城下	461-Ⅱ-015	城下上沢	平成28年3月29日	○	○
森町葛布	461-Ⅱ-016	葛布北沢	平成28年3月29日	○	○
森町葛布	461-Ⅱ-017	葛布南沢	平成28年3月29日	○	-
森町薄場	461-Ⅱ-018	薄場沢A	平成28年3月29日	○	○
森町薄場	461-Ⅱ-019	井戸沢	平成28年3月29日	○	○
森町天宮	461-Ⅱ-020	大上沢A	平成28年3月29日	○	-
森町天宮	461-Ⅱ-021	大上沢B	平成28年3月29日	○	○
森町天宮	461-Ⅱ-022	開運町沢	平成28年3月29日	○	○
森町睦実	461-Ⅱ-023	南戸綿沢	平成28年3月29日	○	○
森町薄場	461-Ⅱ-033	薄場沢B	平成28年3月29日	○	○
森町薄場	461-Ⅱ-034	薄場沢C	平成28年3月29日	○	-
森町橘	461-Ⅲ-001	下橘沢	平成28年3月29日	○	○
森町亀久保	461-I-002	落合沢	平成27年3月31日	○	○
森町鍛冶島	461-I-003	糸ノ沢	平成27年3月31日	○	-
森町鍛冶島	461-I-004	下田	平成27年3月31日	○	-
森町鍛冶島	461-Ⅱ-002	大楠沢	平成27年3月31日	○	○
森町問詰	461-Ⅱ-003	寺沢	平成27年3月31日	○	-
森町問詰	461-Ⅱ-004	笹田沢	平成27年3月31日	○	○
森町三倉	461-I-006	かじや沢	平成27年3月31日	○	○
森町三倉	461-Ⅱ-010	黒田沢	平成27年3月31日	○	○
森町西俣	461-I-007	幸ノ沢	平成27年3月31日	○	-
森町西俣	461-Ⅱ-011	ニョウロ沢	平成27年3月31日	○	○
森町西俣	461-I-008	山ノ神沢	平成27年3月31日	○	○
森町西俣	461-Ⅱ-012	神谷沢	平成27年3月31日	○	○
森町三倉	461-I-001	たんのこ沢	平成26年1月21日	○	○
森町三倉	461-Ⅱ-001	栃佳根沢	平成26年1月21日	○	○
森町三倉	461-Ⅱ-006	熊沢	平成26年1月21日	○	○
森町三倉	461-Ⅱ-007	中村沢A	平成26年1月21日	○	○
森町三倉	461-Ⅱ-008	中村沢B	平成26年1月21日	○	○
森町三倉	461-I-005	中村沢C	平成26年1月21日	○	○
森町問詰	461-I-010	黒石南沢	平成26年1月21日	○	○
森町三倉	461-Ⅱ-009	風久保沢	平成25年3月22日	○	-

地すべり

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
周知郡森町薄場字樋ヶ羽根	R46	天宮	令和2年2月21日	○	-
周知郡森町三倉字中畑戸	R44	田能	令和2年2月21日	○	-

所在地	危険箇所番号	区域名	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
周知郡森町薄場字東側	R19	薄場	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字矢倉沢	R13	三倉矢倉沢	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字マトウ	R12	三倉マトウ	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字折坂	461-010	中野北	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字大ヤ 他	461-009	舟場	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町嵯塚字比尻平	461-007	佐賀野	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字判明	461-003	中野	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町橘字坂下	461-001	下橘	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字上ノ平	22-0032	三倉	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字中村	22-0030	中村	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字中瀬	22-0028	黒田	令和2年2月21日	○	—
周智郡森町三倉字甚沢	187	甚沢	平成31年3月29日	○	—
周智郡森町三倉字北	104	大久保	平成31年3月29日	○	—
周智郡森町橘字楠ノ坪	103	橘	平成31年3月29日	○	—
周智郡森町亀久保字刃	102	刃熊	平成31年3月29日	○	—
周智郡森町葛布字向イ	100	葛布	平成31年3月29日	○	—

資資料 5-5-5

山地災害危険地区一覧表

平成29年12月31日現在

(山腹崩壊危険地区)

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
1	461-001	三倉	大沢	2	C	
2	461-003	三倉	宮沢	1	A	
3	461-005	三倉	木根	1	A	
4	461-006	三倉	森下	2	C	
5	461-007	三倉	風久保	1	C	
6	461-009	三倉	漆久保	3	B	
7	461-010	三倉	川又	2	A	
8	461-017	三倉	峯平	5	A	
9	461-018	亀久保	不動沢	3	A	
10	461-019	三倉	三倉	3	A	
11	461-020	三倉	天神沢	1	B	
12	461-021	嵯塚	中塚	1	B	
13	461-022	三倉	バツタイ	4	A	

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
14	461-023	三倉	見三合	2	A	
15	461-024	三倉	一ノ瀬	1	B	
16	461-025	三倉	中村	2	B	
17	461-026	亀久保	片吹	3	A	
18	461-027	亀久保	鉾久保	3	-	
19	461-028	三倉	一ノセ山	2	C	
20	461-029	三倉	楠谷	1	C	
21	461-030	三倉	樽谷	4	A	
22	461-031	三倉	向山	1	B	
23	461-032	亀久保	西亀久保	1	A	
24	461-033	亀久保	東亀久保	2	A	
25	461-034	亀久保	長郷	4	A	
26	461-035	亀久保	カラサワ	13	A	
27	461-036	曲尾	バラゾウレ	1	B	
28	461-037	三倉	大川向	4	A	
29	461-038	三倉	上島	1	A	
30	461-039	鍛冶島	門田	5	A	
31	461-040	亀久保	上ノ山	1	C	
32	461-041	間詰	瀬海戸	2	A	
33	461-042	亀久保	棕地	1	B	
34	461-043	鍛冶島	午房沢	1	B	
35	461-044	鍛冶島	大塚	1	A	
36	461-045	鍛冶島	下田	5	A	
37	461-046	西俣	岩坪	1	B	
38	461-047	間詰	横根	2	A	
39	461-048	間詰	所沢	3	A	
40	461-049	間詰	南沢	3	A	
41	461-050	間詰	身代島	2	B	
42	461-051	間詰	松島	1	A	
43	461-052	葛布	黒石	1	B	
44	461-053	城下	内房	1	B	
45	461-054	向天方	殿谷	1	B	
46	461-055	天宮	五明	1	B	
47	461-056	森	西ノ脇	1	B	
48	461-057	橘	内屋敷	2	C	
49	461-058	三倉	漆久保	1	B	
50	461-059	鍛冶島	門田	1	C	

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
51	461-060	葛布	西谷	1	B	
52	461-061	中島	箕口	1	A	
53	461-062	大鳥居	三郷	1	B	
54	461-063	大鳥居	三郷	1	C	
55	461-064	三倉	五厘沢	1	C	
56	461-065	一宮	宮代	1	C	
57	461-066	三倉	芋平	3	B	
58	461-067	三倉	大久保	4	A	
59	461-068	三倉	上島	3	A	
60	461-070	鍛冶島	上田	2	A	
61	461-071	鍛冶島	下田	3	A	
62	461-072	亀久保	片吹	4	B	
63	461-073	間詰	身代島	2	A	
64	461-074	薄場	葛布	1	B	
65	461-075	間詰	下間詰	1	A	
66	461-076	三倉		2	A	
67	461-077	三倉	竹ノ沢	1	C	
68	461-078	三倉	竹ノ沢	3	A	
69	461-079	三倉	天狗塚	2	A	
70	461-080	三倉	青天森	2	C	
71	461-081	三倉	下モ山	2	B	
72	461-082	三倉	片倉	10	B	
73	461-083	三倉	イチジロ	4	B	
74	461-084	三倉	クマサワ	2	A	
75	461-085	三倉	柳沢	3	B	
76	461-086	三倉	瀬戸山	9	A	
77	461-087	三倉	南山	13	A	
78	461-088	三倉	大川向	2	C	
79	461-089	西俣	東山	5	A	
80	461-090	亀久保	西亀久保	13	B	
81	461-091	瑳塚	中塚	2	C	
82	461-092	問詰	和田	3	A	
83	461-093	問詰	和田	9	A	
84	461-094	鍛冶島	横手	3	B	
85	461-095	問詰	西川向	4	A	
86	461-096	森	大門	3	B	
87	461-097	森	西脇	1	B	

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
88	461-098	森	西金谷	1	B	
89	461-099	森	森山	1	B	
90	461-100	亀久保	西亀久保	9	A	
91	461-101	亀久保	シロダナ	6	A	
92	461-102	三倉	中村	8	A	

(崩壊土砂流出危険地区)

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
1	461-005	三倉	大河内	0.92	A	
2	461-010	三倉	大久保	1.16	A	
3	461-013	三倉	中村	0.64	A	
4	461-014	三倉	桧ノ谷	0.23	A	
5	461-033	薄場	西道	1.33	A	
6	461-041	栗島	栗島	0.65	A	
7	461-042	栗島	栗島	0.47	A	
8	461-047	三倉	向山沢	0.74	A	
9	461-048	三倉	西ヶ峰沢	3.03	A	
10	461-049	三倉	城谷	2.07	A	
11	461-052	西俣	神谷沢	0.55	A	
12	461-057	三倉	漆久保	3.31	A	
13	461-059	三倉	半明	1.24	A	
14	461-060	間詰	上間詰	0.88	A	
15	461-061	三倉	舟場	1.22	A	
16	461-064	三倉	天神沢	0.42	A	
17	461-066	三倉	尻ナシ	0.8	A	
18	461-086	森	大門	0.21	A	
19	461-091	三倉	三郷	0.23	A	
20	461-101	間詰	松沢	0.97	A	
21	461-102	鍛冶島	下田	0.16	A	
22	461-114	一宮	大明神	0.15	B	
23	461-002	三倉	大河内	1.04	B	
24	461-003	三倉	西ノ谷	0.45	B	
25	461-004	三倉	杉ノ脇	1.26	B	
26	461-006	三倉	杉ノ脇	0.63	B	
27	461-009	三倉	田能	0.62	B	

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
28	461-012	三倉	中村	1. 21	B	
29	461-022	亀久保	西亀久保	0. 95	B	
30	461-023	三倉	松久保	1. 25	B	
31	461-024	亀久保	東亀久保	0. 16	B	
32	461-028	鍛冶島	上田	0	B	
33	461-030	西ノ俣	谷ノ沢	0. 52	B	
34	461-031	西ノ俣	池ノ谷	0. 04	B	
35	461-032	鍛冶島	亀石	0. 69	B	
36	461-034	葛布	大久保谷	0. 1	B	
37	461-035	葛布	大久保谷	0. 16	B	
38	461-037	向天方	殿谷	1. 51	B	
39	461-038	一ノ宮	神沢	1. 31	B	
40	461-039	橘	菩提院	0. 23	B	
41	461-040	橘	菩提院	0. 36	B	
42	461-044	三倉	新林	0. 13	B	
43	461-045	三倉	鳥居大沢	2. 62	B	
44	461-046	三倉	杉ヶ洞	1. 58	B	
45	461-054	三倉	大河内	1. 64	B	
46	461-065	三倉	五厘沢	0. 59	B	
47	461-070	森	西金谷	0. 18	B	
48	461-075	三倉	花ガラ	0. 49	B	
49	461-077	西俣	立石	0. 84	B	
50	461-081	橘	上納山	1. 04	B	
51	461-088	天宮	小田ヶ谷	0. 59	B	
52	461-090	亀久保	コンボノ久保	0. 76	B	
53	461-092	亀久保	杉沢	0. 7	B	
54	461-094	亀久保	伝倉	0. 94	B	
55	461-095	問詰	スガ沢	0. 57	B	
56	461-098	亀久保	西亀久保	0. 44	B	
57	461-100	鍛冶島	見頭沢	0. 47	B	
58	461-103	鍛冶島	西之峯	0. 04	B	
59	461-104	鍛冶島	立明	0. 59	B	
60	461-107	問詰	屋奈沢	1. 67	B	
61	461-108	大鳥居	乗ノ沢	0. 52	B	
62	461-112	葛布	若宮沢	0. 28	B	
63	461-113	亀久保	上ノ山	0. 03	B	

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
64	461-123			0	C	
65	461-008	三倉	田能	0.63	C	
66	461-015	三倉	向山	0.61	C	
67	461-018	三倉	大府川	0.09	C	
68	461-019	三倉	一ノ久保	0.12	C	
69	461-020	三倉	曲尾	0.56	C	
70	461-025	亀久保	東亀久保	0.24	C	
71	461-027	亀久保	横沢	0.9	C	
72	461-036	橘	上橘	0.89	C	
73	461-043	向天方	上谷田	0.82	C	
74	461-050	三倉	西山	0.9	C	
75	461-051	三倉	中村	0.38	C	
76	461-053	三倉	栗子橋	0.84	C	
77	461-055	三倉	大河内	1.13	C	
78	461-058	三倉	西	0.6	C	
79	461-062	亀久保	ウシヲドシ	0	C	
80	461-068	嵯塚	居尻平	0.08	C	
81	461-069	嵯塚	下山	0.03	C	
82	461-071	向天方	柳葉	0.04	C	
83	461-072	三倉	杉ノ脇	0.25	C	
84	461-074	三倉	川又	0.32	C	
85	461-078	西俣	竹沢	0.89	C	
86	461-080	薄場	古ヤカイト	0.77	C	
87	461-084	天宮	谷田	0.23	C	
88	461-093	亀久保	片吹	0.25	C	
89	461-096	亀久保	カツラ沢	0	C	
90	461-097	亀久保	南山	0.21	C	
91	461-109	城下	庄太夫	0.25	C	
92	461-110	春野町 堀之内	夏秋	1.17	C	
93	461-111	三倉	天幡塚	0.33	C	

(地すべり危険地区)

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
1	461-001	橘	下橘	79	A	

No.	箇所番号	大字	字	危険地面積 (ha)	危険度	備考
2	461-002	薄場	薄場	73	A	
3	461-003	三倉	白髭沢	50	A	
4	461-004	三倉	西山	12	A	
5	461-005	三倉	マトウ	15	A	
6	461-006	三倉	矢倉沢	51.5	A	
7	461-007	嵯塚	佐賀野	28.5	A	
8	461-008	天宮	平田ヶ谷	5.5	A	
9	461-009	三倉	西	8.88	A	

資料 5-5-6

重要水防箇所

(森町水防計画)

河川名	位置		延長 (m)	水防 工法	注意を要 する理由	水防 倉庫	重要度
	市町	大字					
小薮川	森	谷中	500	積土のう工	断面狭小	市場13号	B

資料 5-5-7

水防上重要な水門等

(森町水防計画)

河川名	樋門名	位置		施設操作管理者		摘要
		市町	大字	氏名	住所及び電話	
三倉川	城下樋門	森	城下	森町 建設課	森町役場内 85-6325	鋼製スルース手動
一宮川	片瀬水門	森	一宮	森町 建設課	森町役場内 85-6325	鋼製スルース手動
一宮川	大久保水門	森	一宮	森町 建設課	森町役場内 85-6325	鋼製スルース手動

湛水注意箇所

(森町水防計画)

位置	関係河川名	湛水面積	摘要
森町森地内	太田川	6.0ha	

ため池一覧表

番号	名称	所在地	貯水量 (m^3)	受益面積 (ha)	摘要
1	昭和新池	森町薄場 2-1、2-3、410-56	12,600	14.54	
2	大池	森町天宮 136	4,500	13.41	
3	小田ヶ谷池	森町天宮 529	3,800	0	
4	宮ノ谷上池	森町一宮 3989-3	4,300	0.87	
5	宮ノ谷下池	森町一宮 3990-2	6,000	0.87	
6	小川池	森町一宮 1523	3,000	0	
7	水戸ヶ谷池	森町一宮 746	14,300	5.6	
8	昭和新池	森町一宮 6164-1、6164-2、6164-3、 6174、6196-1、6196-2、6296-1、 6300、6302、6304	18,000	2.43	
9	西金谷池	森町森 1816	3,400	0.21	
10	白掛上池	森町草ヶ谷 996	3,000	0	
11	白掛下池	森町草ヶ谷 996	7,500		
12	松ヶ谷上池	森町円田 1224	3,000	0	
13	松ヶ谷下池	森町円田 1223	2,000	0	
14	権田ヶ谷池	森町谷中 931	2,000	0	
15	大沢上池	森町睦実 1311	12,000	1.81	
16	大沢下池	森町睦実 1312	21,800	1.81	
17	杭瀬ヶ谷池	森町睦実 1071-1、1073	7,800	0	
18	善正庵池	森町睦実 685-1	16,000	5.22	
19	天ノヶ谷池	森町飯田 2566	2,000	0.78	
20	奥ノ谷池	森町一宮 5863	3,000	0	

危険物製造所等の施設状況一覧表

令和6年1月1日現在

製造所等の別 区分		合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所		
				屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
施 設 数		66	2	20	10		5	1	6	1	13		8
類 別 施 設 数	混 在	1											1
	第 1 類												
	第 2 類	1		1									
	第 3 類												
	第 4 類	64	2	19	10		5	1	6	1	13		7
	第 5 類												
	第 6 類												
	計	66	2	20	10		5	1	6	1	13		8
倍 数 別 施 設 数	5 倍 以 下	20	1	7	4		1	1	2	1	2		1
	5 倍を超え 10 倍以下	23	1	7	6		3		4				2
	10 倍を超え 50 倍以下	14		3			1				5		5
	50 倍を超え 100 倍以下	4		2							2		
	100 倍を超え 150 倍以下	3									3		
	150 倍を超え 200 倍以下	1		1									
	200 倍を超えるもの	1									1		
	計	66	2	20	10		5	1	6	1	13		8

県及び県内市町村連絡先一覧表

(県地域防災計画資料編Ⅱ 1-2 より)

(県防災計画室)

(市町、県危機政策課) R3.4.1

市 町	担 当 課 名	連 絡 先	時 間 内	時 間 外	防災行政無線(衛星系 8-)
賀 茂 地 域 局		415-0037 下田市敷根 765-15 賀茂危機管理庁舎 2 階	0558(24)2004	(24) 2004	5-109-6010
下 田 市	防 災 安 全 課	415-8501 下田市東本郷 1-5-18	0558(36)4145	(36)4145	5-233-9000
東 伊 豆 町	防 災 課	413-0411 賀茂郡東伊豆町稲取 3354	0557(95)1103	(95)1100	5-235-9000
河 津 町	防 災 課	413-0595 賀茂郡河津町田中 212-2	0558(34)1112	(34)1111	5-234-9000
南 伊 豆 町	総 務 課	415-0392 賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1	0558(62)6211	(62)1111	5-232-9000
松 崎 町	総 務 課	410-3696 賀茂郡松崎町宮内 301-1	0558(42)3963	(42)1111	5-231-9000
西 伊 豆 町	防 災 課	410-3514 賀茂郡西伊豆町仁科 401-1	0558(52)1965	(52)1111	5-230-9000
東 部 地 域 局		410-0055 沼津市高島本町 1-3	055(920)2180	(920)2180	5-103-6010
沼 津 市	危 機 管 理 課	410-8601 沼津市御幸町 16-1	055(934)4803	(931)2500	5-242-9000
熱 海 市	危 機 管 理 課	413-8550 熱海市中央町 1-1	0557(86)6443	(81)2555	5-237-6020
三 島 市	危 機 管 理 課	411-8666 三島市北田町 4-47	055(983)2650	(975)3111	5-243-9000
富 士 宮 市	危 機 管 理 局	418-8601 富士宮市弓沢町 150	0544(22)1319	(22)1111	5-249-9000
伊 東 市	危 機 対 策 課	414-8555 伊東市大原 2-1-1	0557(32)1362	(36)0111	5-236-9000
富 士 市	防 災 危 機 管 理 課	417-8601 富士市永田町 1-100	0545(55)2715	(55)2857	5-248-6020
御 殿 場 市	危 機 管 理 課	412-8601 御殿場市萩原 483	0550(82)4370	(83)1212	5-246-9000
裾 野 市	危 機 管 理 課	410-1192 裾野市佐野 1059	055(995)1817	(992)1111	5-245-9000
伊 豆 の 国 市	危 機 管 理 課	410-2292 伊豆の国市長岡 340-1	055(948)1482	(948)1482	5-239-9000
伊 豆 市	危 機 管 理 課	410-2413 伊豆市小立野 38-2	0558(72)9867	(72)9867	5-238-9000
函 南 町	総 務 課	419-0192 田方郡函南町平井 717-13	055(979)8102	(978)2250	5-240-9000
清 水 町	く ら し 安 全 課	411-8650 駿東郡清水町堂庭 210-1	055(981)8205	(973)1111	5-241-9000
長 泉 町	地 域 防 災 課	411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828	055(989)5505	(986)2131	5-244-9000
小 山 町	危 機 管 理 局	410-1321 駿東郡小山町阿多野 130	0550(76)5715	(76)1111	5-247-9000・9001
中 部 地 域 局		426-8664 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054(644)9104	(644)9104	5-106-6010
静 岡 市	危 機 管 理 総 室	420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	054(221)1012	090(3484)608	5-250-9000
島 田 市	危 機 管 理 課	427-8501 島田市中央町 1-1	0547(36)7320	(37)5111	5-254-9000
焼 津 市	防 災 計 画 課	425-0041 焼津市石津 728-2	054(625)0128	(623)1119	5-251-6020
	地 域 防 災 課		054(623)2554		
藤 枝 市	大 規 模 災 害 対 策 課・地 域 防 災 課	426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1	054(643)3119	(623)1119	5-252-9000
			054(643)2110		
牧 之 原 市	危 機 管 理 課	421-0495 牧之原市静波 447-1	0548(23)0056	(23)0001	5-256-9000
吉 田 町	危 機 管 理 課	421-0395 榛原郡吉田町住吉 87	0548(33)2164	(33)1111	5-255-9000
			0548(33)2134		
川 根 本 町	総 務 課	428-0313 榛原郡川根本町上長尾 627	0547(56)2220	(56)1111	5-253-9000
西 部 地 域 局		438-0086 磐田市見付 3599-4	0538(37)2204	(37)2204	5-107-6010
浜 松 市	危 機 管 理 課	430-8652 浜松市中区元城町 103-2	053(457)2537	(457)2066	5-263-9000
磐 田 市	危 機 管 理 課	438-8650 磐田市国府台 3-1	0538(37)2114	(37)2111	5-262-9000
掛 川 市	危 機 管 理 課	436-8650 掛川市長谷 1-1-1	0537(21)1131	(21)1111	5-259-9000
袋 井 市	危 機 管 理 課	437-0012 袋井市国本 2907 番地	0538(86)3701	(43)2111	5-261-9000
湖 西 市	危 機 管 理 課	431-0492 湖西市吉美 3268	053(576)4538	(576)1111	5-264-9000
御 前 崎 市	危 機 管 理 課	437-1692 御前崎市池新田 5585	0537(85)1119	(85)1119	5-257-9000
菊 川 市	危 機 管 理 課	439-8650 菊川市堀之内 61	0537(35)0923	(35)2111	5-258-9000
森 町	防 災 課	437-0293 周智郡森町森 2101-1	0538(85)6302	(85)2111	5-260-9000

県 庁	連 絡 先	時 間 内	時 間 外	防災行政無線(衛星系 8-)
静岡県危機管理部 総務課 危機政策課 危機情報課 危機対策課 消防保安課消防行政班 " 産業保安班 原子力安全対策課 危機対策課防災通信班	420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054(221)2071 2456 3366 2072 2073 2076 2088 2925	(宿直室) (221)2072 (221)2073	*県庁統制局 5-700-6039 700-6030 *県庁危機管理センター 事案対処班用 700-6105 ~6119 6129 ~6140 原子力班用 700-6121 ~6122

町内主要施設一覧表

《町の施設》

(局番 0538)

機関名	所在地	電話番号	F A X
森町役場	森町森2101-1	85-2111	85-5259
森町役場 北館	〃 森92-1	85-1114	86-4419
森町保健福祉センター	〃 森50-1	85-1800	85-1294
児童館	〃 森50-1	85-2839	85-1294
森町教育委員会	〃 森1485	85-1112	85-1116
森町文化会館	〃 森1485	85-1111	85-1115
図書館	〃 森1485	85-1113	84-0030
森町総合体育館	〃 森92-8	85-4191	85-1117
町営グラウンド	〃 睦実1639	85-4104	—
公立森町病院	〃 草ヶ谷391-1	85-2181	85-2510
森町家庭医療センター(家庭医療クリニック)	〃 草ヶ谷387-1	85-1340	—
歴史民俗資料館	〃 森2144	85-0108	—
三倉総合センター	〃 三倉826-2	—	—
天方生活改善センター	〃 大鳥居96-2	85-0148	85-0148
一宮総合センター	〃 一宮1845-10	89-7730	—
園田総合センター	〃 谷中513-1	—	—
飯田総合センター	〃 飯田4040-28	85-7557	85-7557

《教育施設》

機関名	所在地	電話番号	F A X
ときわ保育園	森町向天方1117	85-5211	85-5300
摩耶保育園	〃 森1575-1	85-0284	85-1177
天方幼稚園	〃 大鳥居73	85-2280	85-2399
森 幼稚園	〃 森2320	85-3056	85-3096
一宮幼稚園	〃 一宮1845-2	89-7210	89-7220
園田幼稚園	〃 谷中513-6	85-2780	85-2797
飯田幼稚園	〃 飯田4058-1	85-2897	85-2907
旧三倉小学校	〃 三倉740	—	—
旧天方小学校	〃 大鳥居220-2	—	—
森 小学校	〃 森125	85-2134	85-1147
宮園小学校	〃 谷中650	85-3766	85-3767
飯田小学校	〃 飯田3310-1	85-2931	85-2645
森 中学校	〃 天宮888-1	85-3124	85-3125
旭が丘中学校	〃 谷中556	85-4101	85-1148
旧泉陽中学校	〃 問詰259	—	—

県立遠江総合高等学校	〃 森2085	85-6000	85-6111
------------	---------	---------	---------

《その他の施設》

機関名	所在地	電話番号	F A X
袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	42-3211	
袋井消防署（袋井消防庁舎）	袋井市国本2907番地	42-0119	43-5751
袋井消防署 浅羽分署	袋井市浅名1045	23-0119	23-3222
袋井消防署 森分署	森町森48-2	85-0119	89-3950
袋井消防署 山梨分遣所	袋井市上山梨3-27-4	49-3119	49-3122
太田川ダム管理所	森町亀久保575	42-3211	
袋井警察署	袋井市新屋2-4-5	41-0110	
袋井警察署 森分庁舎	森町森1524-2	85-0110	
〃 天方警察官駐在所	〃 大鳥居25-1	85-0517	
〃 一宮警察官駐在所	〃 一宮1239-3	89-7004	
森町郵便局	〃 森38-8	85-3403	
三倉郵便局	〃 三倉769	86-0001	
三倉大河内簡易郵便局	〃 三倉2569-2	86-0719	
天方郵便局	〃 鍛冶島6-1	87-0342	
亀久保簡易郵便局	〃 亀久保100	87-0255	
城下郵便局	〃 城下307	85-3404	
一宮郵便局	〃 一宮1265-5	89-7001	
谷中簡易郵便局	〃 谷中1019-3	85-3590	
飯田郵便局	〃 飯田2769-15	85-3405	
天竜浜名湖鉄道 遠州森駅	〃 森1111	85-2211	
秋葉バスサービス株式会社	〃 森2368-1	85-2141	
森町商工会	〃 森20-9	85-3126	
森町森林組合	〃 三倉826-2	86-0211	
森町社会福祉協議会	〃 森50-1	85-5769	
太田川漁業協同組合	〃 問詰1115-1（アクティ森内）	85-3080	
森町茶商組合	〃 森1708-17	85-2643	
森町建設事業協同組合	〃 森1603-8	85-2349	
シルバー人材センター森町事務所	〃 森92-1（森町役場北館内）	85-4309	
森町子育て支援センター	〃 森50-1	85-2839	
遠州中央農業協同組合森支店	〃 森1660	85-0003	85-3413
〃 森町ライスセンター	〃 円田1085-1	85-0036	
〃 森町南部農産物集出荷場	〃 谷中226-2	85-3354	85-5999
〃 森町農機具センター	〃	85-3139	85-3139
〃 旧天方支店	森町大鳥居288-4	—	—
〃 園田支店	森町谷中486-8	85-2155	85-2156
〃 園田事業所	〃 谷中486-8	85-2223	85-2339

機関名	所在地	電話番号	F A X
遠州中央農業協同組合旧飯田支店	森町飯田3340-1	—	—
静岡銀行 森町支店	〃 森1782-2	85-2121	
浜松磐田信用金庫 森支店	〃 森2112-1	85-3161	85-3899
消防団 第1分団	〃 大鳥居501-2	85-1661	
〃 第2分団	〃 森1524-1	85-1662	
〃 第3分団	〃 一宮1254-9	89-7163	
〃 第4分団	〃 谷中513-9	85-1664	
〃 第5分団	〃 飯田3179-3	85-1665	

森町震災時し尿及びごみ 処理対策マニュアル

平成 2 9 年 4 月

第1章 目的

震災時のし尿及びごみ処理対策については、森町地域防災計画に基づき、町、住民及び自主防災組織が実施することとされている。このマニュアルは、森町地域防災計画を補完し、し尿及びごみ処理対策におけるそれぞれの役割と行動を確認するとともに、相互の連携を円滑に行うために策定したものである。

第2章 基礎的事項

1. 第4次地震被害想定概要

平成25年11月に静岡県が発表した第4次地震被害想定による森町の概要は次のとおりである。

(1) 想定的前提条件

地震の規模	マグニチュード9程度
想定の子節等	冬・夕（予知なし）
対象人口	18,988人（森町地域防災計画人口）
対象建物	10,918棟（森町地域防災計画棟数）

注：第4次被害想定では2種類の地震断層モデル及び3種類の自然条件を想定して、それぞれ予知なし・予知ありのケースごとの想定を行っているが、このマニュアルでは建物被害が最も大きい想定となっている「レベル2・陸側ケース」、「冬・夕（予知なし）」を基礎とした。

(2) 建築物等被害に係る想定結果（単位：棟）

建物棟数 10,918						
被災棟数 6,500						
（内 訳）						
	地震動	液状化	人口造成地	山・崖崩れ	火災	計
全壊（焼失）	3,400	10	100	60	500	4,070
半壊	1,800	20	400	100		2,320

※ 詳細は「地域防災計画（地震対策編）」を参照

2. し尿及びごみ処理に係る被害想定

被災後は、さまざまな要因により平常時のごみの処理では対応が不可能となることが予想される。このため、被災によるし尿及びごみ処理に関する影響として、次の事項が考えられる。

(1) し尿処理に関する状況

ア 便所の使用不能

- ・住宅の倒壊、焼失、立ち入り制限等
- ・水道の供給停止
- ・し尿処理関連施設（管渠・処理施設）の損傷・稼働停止

イ し尿処理体制の変化

- ・し尿処理施設の損傷による処理能力の低下又は喪失
- ・し尿処理に従事する職員が被災することによる要因の不足
- ・建物の倒壊に伴う道路の通行不能及び仮設トイレの設置等に伴う収集ルートの変更

(2) ごみ処理に関する状況

ア 排出されるごみの変化

- ・破損した家具やガラス陶磁器くず等不燃ごみが大量に一時に排出される。
- ・建築物の解体に伴って家電品を中心とする粗大ごみが大量に搬出される。
- ・水道・ガス等のライフラインが使用できなくなることにより食生活が変化し、弁当がらなどのプラスチック包装材やペットボトル等の排出が増加する。
- ・携帯コンロ用のカセットボンベの排出が増加する。

イ ごみ処理体制の変化

- ・ごみ処理施設の損傷による処理能力の低下又は喪失
- ・ごみ処理に従事する職員が被災することによる要因の不足
- ・建物の倒壊に伴う道路の通行不能及び避難所や仮設住宅の設置に伴う収集ルートの変更

ウ ごみ発生量予想

(単位：t／月)

項 目	発震～3ヶ月	3ヶ月～半年後	半年後～1年後
生活ごみ	300	200	200
粗大ごみ	70	30	30
計	370	230	230

エ倒壊家屋等ごみ発生量（想定災害廃棄物）

がれき等発生量 (冬・夕・予知なし) 合 計	小計	躯体残骸物			水害ごみ	堆積土砂
		木造家屋	非木造	焼失ごみ		
442 (千トン)	442	168	274	0	0	0
403 (千m³)	403	258	145	0	0	0
488 (千m³)	公共公益系廃棄物（阪神・淡路大震災による実績値 0.20968を 加算）					

第3章 震災時し尿処理計画

想定した状況に基づき、震災時のし尿処理計画を次の事項により定める。

1 し尿の発生量

(1) 全人口排出量

- ・し尿原単位 1.2ℓ／人・日
- ・し尿処理人口 18,988人（森町地域防災計画人口）
- ・し尿処理量 22,786ℓ／日（全処理量）

(2) 一時避難排出量

- ・し尿原単位 1. 20/人・日
- ・し尿処理人口 11, 700人 (建物罹災総数×1. 8人)
- ・し尿処理量 14, 0400/日 (仮設トイレ)
- ・仮設トイレ必要基数 54基 (1日使用必要基数)

注：3日間回収能力がないと仮定すると162基分が必要となるが、現有仮設トイレは166基であり、必要基数を満たしている。

2 仮設トイレの備蓄基数 (避難所配備基数)

- ・166基 (5基×避難所13箇所、101基×拠点防災倉庫)

3 し尿等の収集運搬等の支援要請

平成26年12月1日付で締結した「災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する支援協定」に基づき、(有) 森町衛生社へ支援協力を要請する。

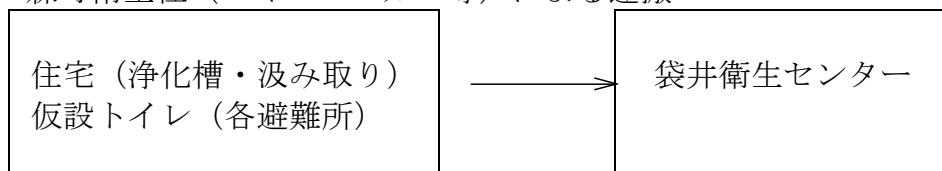
4 し尿の処理体制

仮設トイレは、衛生面を考慮し2～3日に1回はし尿を収集し、袋井衛生センター (袋井市森町広域行政組合) へ運搬・処理を行う。

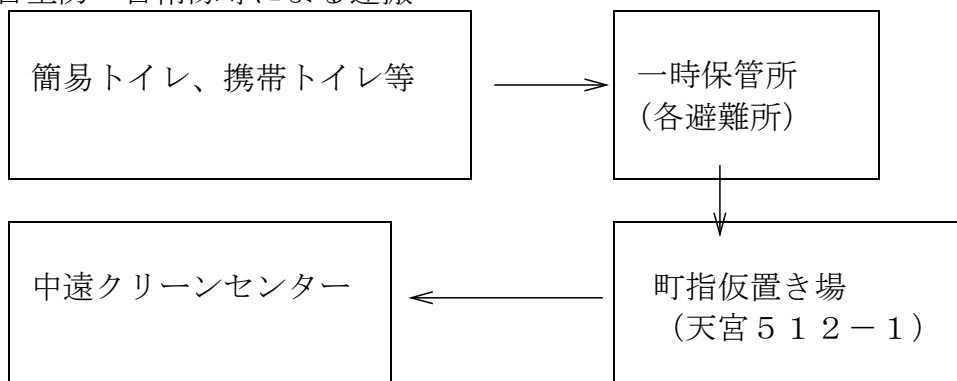
簡易トイレ等によるし尿は汚物処理を行った上、必ずビニール等に密封し、各避難所へ緊急に設置する場所へ一時保管する。一時保管されたし尿は、町が指定した仮置き場 (森町天宮512-1) へ集積後、中遠クリーンセンター (袋井市森町広域行政組合) へ運搬・焼却処理を行う。

し尿の処理フロー

※ (有) 森町衛生社 (バキュームカー等) による運搬



※町・自主防・自衛隊等による運搬



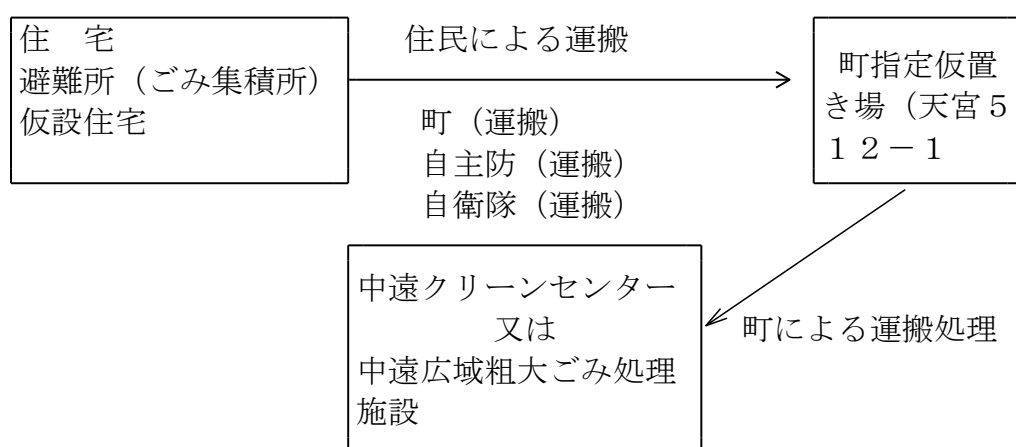
第4章 震災時ごみ処理計画

想定した状況に基づき、震災時のごみ処理計画を次の事項により定める。
なお、委託業者による平常時のごみ回収業務と連携して行うものとする。

1 避難所への搬入

- (1) 生活系ごみは、平常時と同じ分別区分により分別し、避難所へ緊急設置されたごみ集積所（避難所の解除まで）へ搬出する。
- (2) 住民・自主防災組織による運搬は、少量で持ち運びが簡単なごみとする。
- (3) 悪臭や病虫害の発生源となる腐敗の早い生ごみ等を分離し優先的に処理する。
- (4) 集積された避難所（ごみ集積場）におけるごみは町が指定した仮置き場（天宮512-1）へ搬出する。

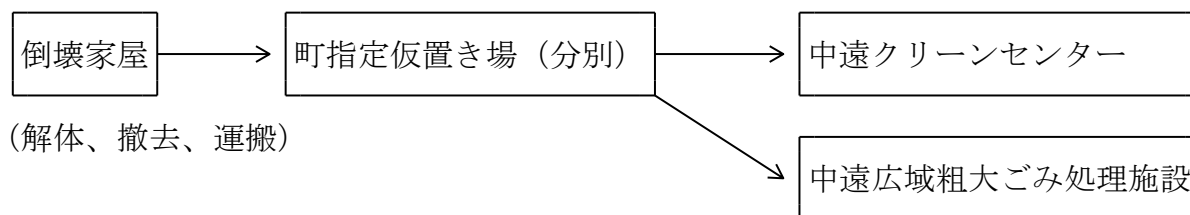
生活系ごみ等の応急処理フロー



2 倒壊家屋等発生粗大ごみ

町が指定した仮置き場（天宮512-1）に搬入し、分別等を行った後、中遠クリーンセンター又は中遠広域粗大ごみ処理施設へ搬入する。

家庭系倒壊家屋及び粗大ごみ解体撤去処理フロー



3. フロン使用製品に対する対応

家電製品等のフロン使用製品について、倒壊・半壊等の解体除去に伴う作業において、フロンガスが漏れない処理をとり適切な処理を行う。

注) 廃家電リサイクル法に準ずる。

4. 収集運搬ルート、収集頻度

収集運搬ルートについては、主要道路の確保がされたことを確認後、速やかに回収可能ルートを設定し回収する。また、収集頻度としては、「燃やすごみ：5日に1回、埋立ごみ：10日に1回、資源ごみ：随時」回収とする。

5. 収集効率の低下、収集能力不足への対応

- ・自衛隊及び県要請による他県支援並びに災害協定に伴う支援要請
- ・日中の回収に支障が生ずる場合は、夜間回収の実施

6. 処理能力の低下・喪失への対応

- ・周辺市町村との広域処理の実施
- ・民間処理業者等への支援要請

第5章 住民等との協力体制

地震による廃棄物は一時的にかつ大量に発生することが予想され、また、道路の通行不能や運搬・処理資機材の不足、職員の確保難等行政の対応にも限度が生じることが想定されることから、仮置き場（天宮）への運搬及び管理等について住民や自主防災組織との協力、連携に努める。

1 町

- (1) 住民及び自主防災組織に対し協力を求める場合は、地震に伴う廃棄物の応急処理方法、作業手順・役割分担を明示する。

ア 被災状況の把握ができるまでは、住民に対して水洗トイレの使用を禁止する広報を行う。

イ 仮設トイレ、素掘りトイレの設置位置指定及び自主防災組織への設置・管理指導を行う。

ウ ごみの分別、搬出方法等を町内会（自主防災組織）、（自主防災委員）へ指示を行う。

エ ごみ集積場及びし尿集積場（避難所内）の設置位置・管理について指導を行う。

オ 倒壊家屋及び粗大ごみ等の仮置き場への搬入、搬出その他運搬方法については、自主防災組織、自衛隊、災害協定に伴う協力業者等へ必要に応じ要請を行う。

カ ごみ袋及び消毒、防臭用薬剤等を自主防災組織への維持管理指導を行う。

- (2) 施設管理者は、緊急時に備えて次の対策を実施することが必要である。

ア 緊急時における運転操作マニュアルや設備の保守点検マニュアルの策定を行い、日常から緊急時における的確な運転操作を習熟する。

イ 機器の保守点検により異常・故障の早期発見に努める。

ウ 整備交換周期等の整備計画を策定し機能維持に努め、施設全体としてバランスのとれた安全設備とする。

2 住民

- (1) ごみの分別、搬出については、町の指示に従う。
- (2) 上記指導があった段階で、持ち運びが簡単なごみを、実情にあわせ町指定の集積場又は仮置き場まで自己の責任において搬出する。
- (3) 早期に処理する必要があるごみ以外の搬出を自粛する。
- (4) 爆発物・毒物等の危険なものは、搬出ごみに混入しない。
- (5) 不法投棄をしない。

3 自主防災組織

- (1) 避難所に設置するごみ及びし尿集積場の維持管理に努める。
- (2) 避難所におけるごみ及びし尿は町が指定する仮置き場へ搬出する。
- (3) 避難所におけるごみ及びし尿の維持管理に努める。
- (4) 家庭系ごみの搬出については町の指示に従う。

第6章 災害関係の国庫補助

災害時に市町村が廃棄物処理に関連して行う事業に対する国庫補助として「災害廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」がある。

被災時には、市町村は、応急対策に合わせてこれらの補助を受けるための手続きを進めることが必要となる。国庫補助事業の概要は次のとおりである。

1 災害廃棄物処理事業費補助

(1) 補助対象事業の範囲

ア 市町村及び一部事務組合が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる 廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業

イ 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分にかかる事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

(2) 補助対象経費

ア 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分によること）

イ 自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費

ウ 機械器具の修繕費

エ し尿及びごみの処分に必要な薬品費

オ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

カ 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額

キ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る、なお、ア～カの経費が手数料に含まれている場合には、当該経費を除くものとする。

(3) 補助率

2分の1

(4) 補助対象から除外されるもの

ア 1市町村の事業に要する経費が市にあっては、80万円未満、町村にあっては、40万円未満のもの

イ 漂着ごみ被害に係る処理事業については、アに掲げるほか、次のいずれかに該当するもの

(ア) 海洋保全区域内の漂着ごみ被害

(イ) 災害に起因しない漂着ごみにあっては、1市町村における処理量が150m³未満のもの

(ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの

(エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

(5) 他法との調整

ア この事業として清潔保持等のために行う薬剤散布と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条第2項の規定に基づいて市町村が実施する、ねずみ族、昆虫等の駆除のために行う薬剤撒布の場合と混同しないように留意すること。

イ たい積土砂排除事業は、国土交通省所管の都市災害復旧事業として行うものであること。

2 災害時における廃家電製品の取り扱い

災害時における特定家庭用機器廃棄物については、平成13年10月2日付け環廃第396号でその取り扱いが示されており、その概要は下記のとおりである。

(1) 災害により廃棄物となった特定家庭用機器廃棄物は、特定家庭用機器再商品化法第54条の規定に基づいて製造業者等に引き渡すか、廃棄物処理法に定める処理基準にしたがって処理されるべきものである。

(2) 市町村が製造業者に引き渡した場合は、その処理費用（特定家庭用機器再商品化法第19条に定める料金）が災害廃棄物処理事業として国庫補助対象となる。

(3) 特定家庭用機器廃棄物が災害廃棄物に該当するかどうかは、災害により家屋等が被災した場合（全壊、半壊、床下浸水）に、当該災害が原因で対象家電が廃棄物となり、かつ、災害発生後速やかに廃棄物として市町村に引き取りの求めがあった場合を原則とする。

(4) 災害に乗じて被災していない廃家電を廃棄されるおそれもあることから、全壊等により被災した家屋等における廃家電の所有台数を市町村で調査を行い、災害廃棄物に該当するかどうか判断する必要があるとともに、他の災害廃棄物と同様に被災後相当の期間が経過した場合は災害廃棄物に当たらない場合もあること

3 廃棄物処理施設災害復旧費補助

(1) 補助対象事業の範囲

災害復旧時で、次の事業に該当するもの

ア 災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものであり、災害にかかった施設を原形に復旧するこ

とが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなすものとする。

イ 地方公共団体（一部事務組合を含む。）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び日本環境安全事業株式会社が設置したもので次の各号に掲げる施設の災害復旧事業

- （ア）一般廃棄物処理施設
- （イ）浄化槽（市町村整備事業）
- （ウ）産業廃棄物処理施設
- （エ）広域廃棄物埋立処分場
- （オ）PCB廃棄物処理施設

(2) 補助対象経費

アに掲げる施設の災害復旧に係る工事費

(3) 補助率

2分の1

(4) 補助対象から除外されるもの

ア 事業所、倉庫、公舎等の施設

イ 1施設の復旧事業に要する経費が次に掲げる限度額未滿のもの

市にあっては、150万円、町村にあっては、80万円、ただし、一部事務組合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあっては、150万円、人口3万人未滿の組合にあっては、80万円

ウ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの

エ 維持工事とみられるもの

オ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

カ 明らかに設計の不備又は工事施工の疎漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの

キ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(5) 他法との調整

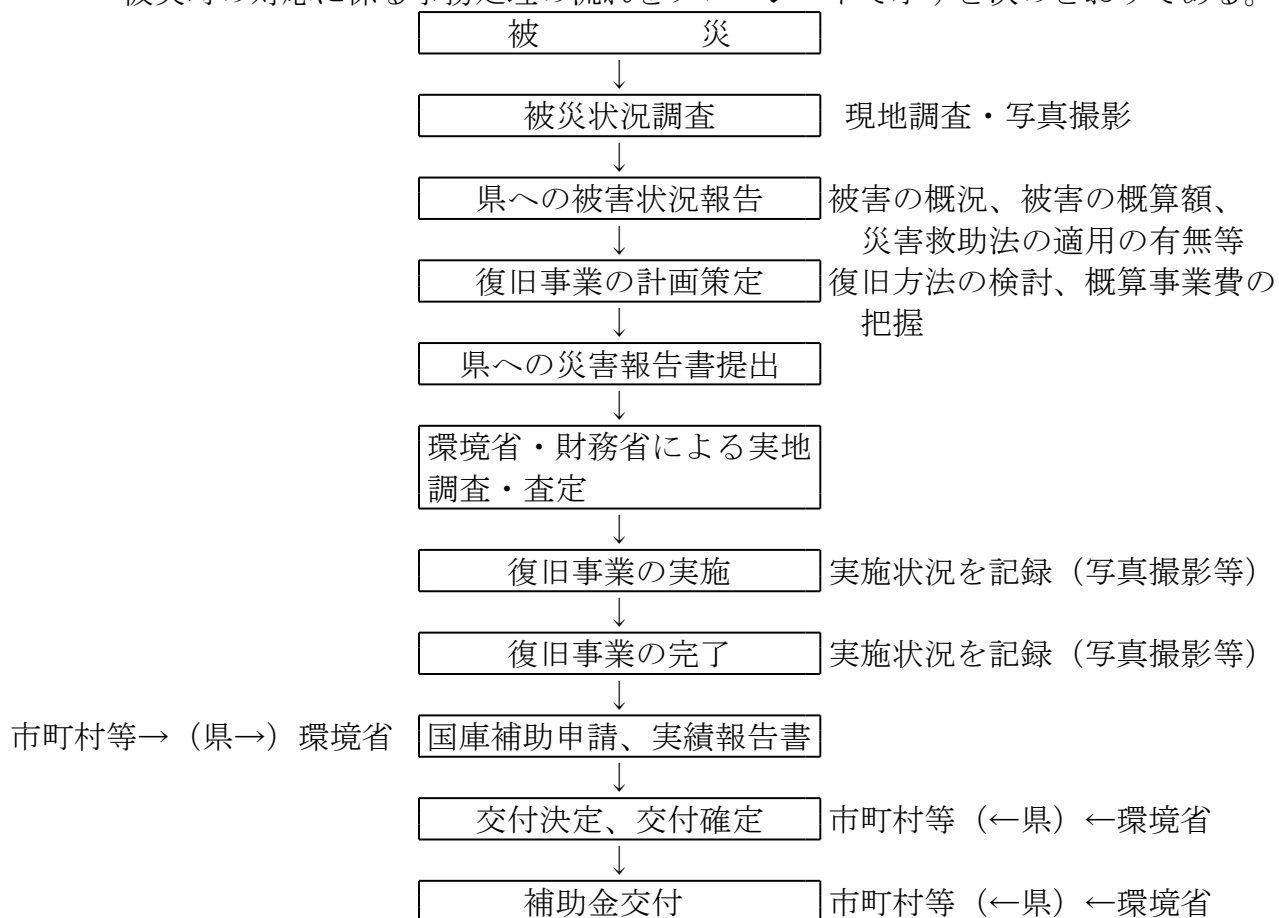
河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(6) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかと判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

4 国庫補助事業の事務処理の流れ

被災時の対応に係る事務処理の流れをフローシートで示すと次のとおりである。



災害時における仮設便所設置箇所一覧表

番号	施 設 名	所 在 地	電話番号	救護所
1	旧三倉小学校	森町三倉740		
2	旧泉陽中学校	森町問詰259		
3	旧天方小学校	森町大鳥居220-2		◎
4	森中学校	森町天宮888-1	85-3124	
5	森小学校	森町森125	85-2134	
6	森町総合体育館	森町森92-8	85-4191	
7	県立遠江総合高等学校	森町森2085	85-6000	
8	森町文化会館	森町森1485	85-1111	
9	旭が丘中学校	森町谷中556	85-4101	
1 0	一宮総合センター	森町一宮1845-10	89-7730	
1 1	宮園小学校	森町谷中650	85-3766	
1 2	園田総合センター	森町谷中513-1		◎
1 3	飯田小学校	森町飯田3310-1	85-2931	
1 4	飯田総合センター	森町飯田4040-28	85-7557	

災害時における町指定ごみ及びし尿仮置き場所

番号	施 設 名	所在地	面 積
1	森町天宮（小田ヶ谷）用地	森町天宮512-1	4,218m ² （町有地）

遺体処理マニュアル

遺体取扱上の注意事項

1 遺体への尊厳

- (1) 遺体の取り扱いにあたっては、あらゆる局面において、尊厳の対象である遺体として常に礼が失われることのないように、細心の注意を払うとともに、遺族などに十分配慮し、丁寧かつ適切に対応をする。
- (2) 遺体を大切に扱うことに気を使い、遺体を素手などで扱うことがないよう心がける。
- (3) 外国人遺体については、文化・宗教・習慣の違いを十分配慮し、適切な対応を実施する。
- (4) 遺体処理については、責任及び使命感を持って対応する。

2 安全確保（担当職員の安全の確保）

遺体には体液や血液が漏出しており、感染症などにかかる可能性も考えられることから、安全衛生に十分配慮し必要な防護策を講じ、遺体を取り扱うこと。

静岡県森町

1 主旨・目的

この計画は、災害対策基本法の対象となる程度の大規模災害時に、遺族の混乱のため、死体識別のために遺体の処理ができない者に対して、実施要綱を定め、遺体処理業務に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施事項

災害救助法に基づく実施事項は、遺体の搜索に始まり、遺体安置所の指定、遺体搬送、身元確認、遺体処理（検視・検案）、遺体処理（洗浄・縫合等）、引渡し、必要物品の調達などである。

3 実施責任者

この計画は、町長が主体となり実施する。

（災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。）

4 遺体処理の期間

基本的に災害発生の日から 10 日間とする。

11 日目以降も遺体の処理の必要がある場合には、期間の延長を知事に申請する。

申請するにあたり、

- ・ 期間の延長
- ・ 期間の延長を必要とする地域
- ・ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ・ その他（期間に延長をすることによって、処理する遺体の数）

を記載し、申請する。

5 遺体収容所（安置所）

森町町民生活センター

森町森 2 1 0 1 番地の 2

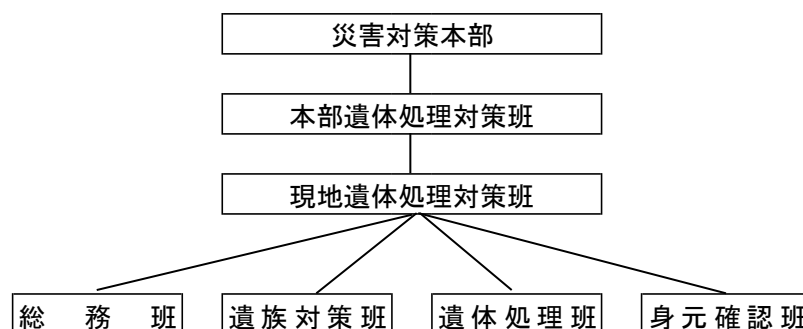
6 本部遺体処理対策班・現地遺体処理対策班の配置

町長は、災害発生後、災害対策本部に遺体処理対策班及び遺体収容所に現地遺体処理対策班を組織し、職員は本部及び現地の指定された部署に配置する。

(1) 本部遺体処理対策班（森町災害対策本部内）

(2) 現地遺体処理対策班（遺体収容所内）

7 組織体制



8 遺体収容所（安置所）の開設

- 1 災害対策本部内に遺体処理班を開設する。
- 2 遺体収容所（安置所）、火葬場の被災状況を確認する。
- 3 遺体収容所（安置所）の開設後、県西部方面本部及び警察、消防、磐周医師会森医会、磐周歯科医師会、森町病院など関係機関に開設した旨を報告する。
- 4 協定業者へ連絡し、必要物品の調達をする。協定業者で対応できないときは、災害対策本部を通して、FUJISAN システム（様式 105）で県西部方面本部に要請する。
- 5 検案医師を森町病院及び磐周医師会森医会に、歯牙鑑定による身元確認のための歯科医師を磐周歯科医師会に要請する。医師が確保できない場合は、災害対策本部を通して、FUJISAN システム（様式 104）で県西部方面本部に要請する。
- 6 死亡届及び埋火葬許可受付書類を整備する。
- 7 遺体処理関係書類を整備する。
- 8 現地から送られた死亡届・埋火葬許可証申請書を整理する。
- 9 遺族に埋火葬に関する情報を提供し、火葬場職員との連絡調整を実施する。
- 10 被災等により、火葬場が使用不可能な場合、県西部方面本部に要請する。
- 11 遺体発見現場・医療救護施設等から遺体収容所まで遺体搬送する要員及び車両を確保する。
- 12 警察・消防等からの遺体発見の連絡を受けたら、遺体搬送要員を遺体発見現場に派遣し、現場の警察官などの許可を得て、遺体収容所に丁寧に搬送させる。

留意事項（開設場所の選定）

- 1 事前に定められた以外の場所に遺体収容所（安置所）を設置する場合には、
 - ・避難所内（避難住民の感情及び避難生活への影響）
 - ・寺院等（耐震性・宗教上・職員配置の問題）は避けること。
- 2 遺体収容所（安置所）は遺体の搬出入、関係者の出入りも多くなるため、交通の便を配慮するとともに、電気、水道、電話、トイレなどの設備が必要である。
- 3 遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数などの公表にあたっては、警察、消防、県等関係機関と協議調整のうえ、統一的に実施するものとする。
（安易に死者数を公表しないこと）

9 遺体収容所（安置所）の管理・運営

- 1 遺体収容所（安置所）の解錠及び施設設備の被災状況を確認する。
- 2 被災等により、施設が使用できない場合は、代替施設を本部遺体処理対策班に要請する。
- 3 遺体収容所（安置所）の開設後、本部遺体処理対策班に開設完了報告をする。
- 4 開設に際し、不足物品などを本部遺体処理対策班に連絡する。
- 5 遺体収容所（安置所）内に受付及び職員待機スペースを設置する。
- 6 収容される遺体について、遺体発見場所・遺体の氏名、住所などを確認し「遺体個票兼遺体収容票」（様式2）を作成する。
- 7 遺品などについて「物品預かり票」（様式4）を作成し、貴重品などの管理をする。
- 8 遺体出入簿（遺体安置状況）を作成する。（様式1）
- 9 遺体処理に必要な物品についての管理・調整を実施する。
- 10 警察官による検視を行う。
- 11 検案医師、歯牙鑑定による身元確認のための歯科医師は、警察等が確保した医師、歯科医師の他、救護所の医師に依頼するが、依頼については、災害対策本部で調整する。
- 12 医師、歯科医師が不足した場合は、災害対策本部を通じ、県西部方面本部へ検案医師及び歯牙鑑定による身元確認のための歯科医師の派遣を要請する。（FUJISAN システム様式104号）
- 13 死亡届（遺体検案書）を受理後、埋葬許可証を発行し、名簿を作成する。
- 14 受付した死亡届（遺体検案書）を災害対策本部へ送付する。
- 15 遺族に埋火葬に関する情報を提供するとともに、火葬場との連絡調整について災害対策本部を通じて実施する。
- 16 災害対策本部と現地遺体処理対策班間の連絡調整を実施する。

留意事項

- 1 遺体収容所（安置所）内には、
 - ・遺族の待機場所、（講義室 B）
 - ・身元確認後の遺体安置場所
 - ・必要物品（棺、ドライアイス）の保管場所（神誠商事、J A 遠中サービス）
 - ・職員待機場所
 - ・警察官・医師の待機場所のスペースを確保する必要がある。
- 2 スペースに余裕があれば、祭壇を作成することが望ましい。
- 3 感染症及び伝染病予防のため、使用済医療器具などを収納する容器が必要である。
- 4 スペース確保のために、パーテーションなどが必要である。
- 5 遺体収容所（安置所）は、車両の進入が可能である場所が望ましい。

10 相談業務

- 1 遺体収容所（安置所）内に遺族対策及び相談窓口を設置する。
- 2 相談を受理した際には、相談受理様式（様式5）などに記載し、しっかりとした対応を実施する。
- 3 職員は遺族の気持ちを十分配慮した相談業務を実施する。

留意事項

- 1 遺族にとって、火葬前の遺体は家族・親族そのものであり、死亡したという事実が受入れられない状態であることに留意する。
- 2 災害時における遺族は、精神的に相当混乱している状況が予想されるため、遺族に対する言動については、細心の注意を払うこと。
- 3 遺族が病的な悲嘆反応を示す場合は、必要に応じて専門家（ケースワーカー）に対応を依頼する必要がある。
- 4 すべてにおいて公平な取り扱いを基本原則とするとともに、遺体の取り扱いを通じて知り得た情報を無関係な第3者に漏らさないこと。
- 5 関係機関と協力体制を保持すること。

11 遺体の安置

- 1 遺体処理スペース・遺体一時保管場所を確保する。
- 2 搬送された遺体を一時保管場所に移動させる。
- 3 遺体処理に必要な用具を確認する。
- 4 棺を組み立てる。
- 5 身元不明の遺体については、特徴を細かく記載し、写真撮影する。
- 6 遺体処理スペースにおいて、遺体の洗浄・縫合・消毒の処理を必要に応じて実施する。
- 7 「遺体処理票」（様式6）及び「埋火葬台帳」を作成し、遺体を納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

留意事項

- 1 遺体処理にあたっては、遺体への尊厳・遺族感情・衛生面に細心の注意を払うこと。
- 2 遺体の取扱いは、あらゆる局面において、単なる物体としてではなく、尊厳ある遺体として常に礼が失われることがないようにし、遺族などに冷たい印象を与えないよう配慮すること。
- 3 可能な限り、浸透性のない白衣等を着用すること。
- 4 使い捨てマスク・ゴム手袋を着用すること。
- 5 傷口がある場合は、血液の付着等に細心の注意をすること。
- 6 遺体取り扱い後は、必ずうがい・手洗いをし、消毒用アルコールなどで、消毒すること。
- 7 遺体を搬送する際には、胸などを圧迫しないように使い捨てシーツ等を用いて丁寧に包むこと。
- 8 法定伝染病等伝染病疾患の可能性が高い遺体については、医師の指示に従って慎重に取り扱うこと。

1 2 遺体の引き渡し

- 1 被災者・遺体の身元などについての問い合わせの対応
- 2 見やすい場所に掲示板を設置する。
- 3 掲示板に
 - ・処置は終了したが、遺族が判明していない遺体に関する情報
 - ・身元不明遺体の情報
 - ・その他、連絡事項などを掲示板に掲示する。
- 4 関係機関と連携して、身元不明遺体の確認作業を実施する。
- 5 遺族の氏名、続柄、住所、連絡先を確認する。
- 6 遺体・遺品を遺族とともに確認し、遺族に引き渡す。(様式3)
- 7 被災がひどく、遺族が遺体を引き取れない場合、埋火葬の手続きが終了し、火葬場に搬送されるまでは、遺体安置所に安置するよう遺族に要請する。
- 8 祭壇などを準備する。

留意事項

- 1 遺族にとって、火葬前の遺体は家族・親族そのものであり、死亡したという事実が受け入れられない状態であることに留意する。
- 2 災害時における遺族は、精神的に相当混乱している状況が予想されるため、遺族に対する言動については、細心の注意を払うこと。
- 3 遺族が病的な悲嘆反応を示す場合は、必要に応じて専門家(ケースワーカー)に対応を依頼する必要がある。
- 4 すべてにおいて公平な取り扱いを基本原則とするとともに、遺体の取り扱いを通じて知り得た情報を無関係な第三者に漏らさないこと。

《参考》

○遺体処理に必要な物品

- ・納体袋 ・木棺 ・白地の布 ・番号用木札 ・ドライアイス ・金槌 ・釘
- ・厚いビニールシート ・情報伝達用の筆記用具 ・カメラ
- ・照明用発電機 ・投光器 ・バケツ ・担架 ・搬出用ロープ ・毛布 ・脚立 ・ビニール袋
- ・予防衣 ・使い捨てマスク ・使い捨てゴム手袋 ・消毒薬 ・長靴 ・洗面器
- ・死後処理セット ・かみそり ・はさみ ・水 ・タオル ・紙おむつ ・ガーゼ
- ・縫合セット ・絆創膏 ・包帯 ・各種薬品

遺体発見から埋火葬されるまでの流れ

搬送	遺体の発見、通報 	・遺体を発見した者は、警察官に通報する。 ・町職員及び警察官は、災害現場から遺体を発見した旨の通報を受けた場合は速やかに対応する（個票の作成）。 ・町は警察の協力を得て、速やかに遺体を遺体収容所に搬送する。（様式２）
遺体安置所 遺体処理・安置	総合受付 ↓ 身元確認 遺体の検視・遺体の検案  遺体の一時保存、洗淨、縫合、消毒 遺体及び所持品の写真撮影、遺品の保管 	・遺体収容所（施設）に収容する。 ・検案医師、歯牙鑑定による身元確認のための歯科医師を要請する。 ・受付名簿を作成する。（様式１） ・警察官が医師立会いのもと、遺体を検視する。 ・医師の診察中の患者でない者が死亡した場合、医師が検案を行う。身元確認の参考になるメモを取る。（様式２－２） ・遺族の求めに応じて医師が死体検案書発行する。 ・検視及び検案が終了した遺体を遺族が引き取るまでの間、特定の場所に安置し一時保存する。 ・遺体の身元確認は警察と町が協力して行う。また、自主防災組織、歯科医師等の協力も得る。 ・必要に応じて、洗淨、縫合、消毒を行う。 ・町は身元の識別とともに身元引受人の発見に努める。 ・身元不明者については、遺体、口腔内（歯牙）及び所持品を写真撮影し、人相、着衣、特徴等を記録し、所持品等を保管する。 ・町職員は、身元確認（警察・歯科医師）活動を補助する。
事務の手続き	遺体の引渡し  死亡届の受理 	・遺体を遺族等に引き渡す。その際、衛生上の理由等から引き続き遺体を遺体収容所に安置するよう遺族に要請する。（様式３） ・遺族が不明の遺体については、遺体の氏名等を掲示するなど遺族等の発見に努める。 ・引渡遺族の処遇について記事記載をする。（様式１） ・遺族あるいは関係者からの死亡届及び死体検案書を受理した町は火葬（埋葬）許可証を発行する。
埋・火葬	遺体の火葬	・遺族等による火葬（埋葬）が行われる。遺族等の引き取り者ない場合は、（災害救助法に基づき）火葬し、焼骨を仮収蔵等一時保管する。

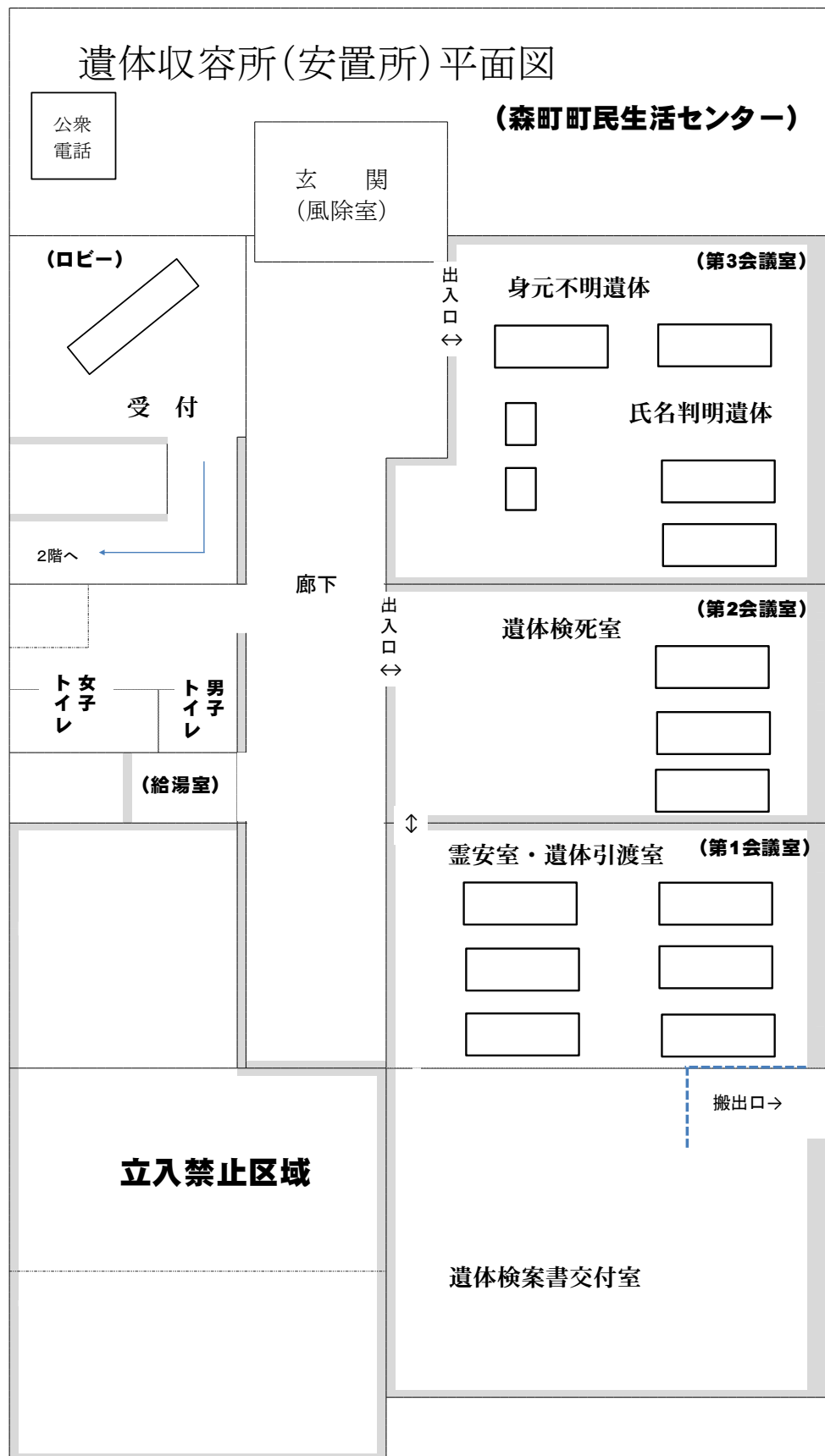
事務分掌表

本部遺体処理対策班 （住民生活課 住民係）

- ・遺体処理対策総括に関すること。
- ・現地遺体処理対策班と災害対策本部との連絡調整
- ・関係機関（警察・消防・医師会等）との連絡調整
- ・火葬場との連絡調整
- ・現場から遺体収容所までの遺体搬送要員等の確保
- ・必要資機材の調達
- ・遺体収容所の確保
- ・検案医師の確保
- ・戸籍関係書類の整理・戸籍要員の確保
- ・その他遺体処理に関する事務全般

現地遺体処理対策班 （健康こども課 健康づくり係）

- ・現地遺体処理対策班の総括に関すること。
- ・本部遺体処理対策班との連絡調整
- ・遺体・遺品の受付
- ・遺品の管理引渡し
- ・窓口事務
- ・受付事務
- ・遺族からの相談対応
- ・その他、遺体処理に関する相談対応
- ・検視、検案に関する連絡調整
- ・検視・検案の補助
- ・遺体の洗浄・縫合・消毒
- ・遺体の一時保存処理
- ・身元不明遺体の確認作業
- ・関係機関との連絡調整
- ・遺体の引渡し



- ◎ 2階は休憩室「講義室B・・・遺族控室、講義室A・・・検視官控室、集会室・・・自衛隊、警察、消防等控室」
- ◎ 用意するもの「地域表示・パソコン・テープ・ひも・机・住宅地図・ドライアイス・ブルーシート・プリンタ・椅子」

遺体出入簿(遺体安置状況)

様式1

[illegible]

様式 2

遺体No.	
-------	--

遺体個票兼遺体収容票

収容日時 年 月 日 午前・午後 時 分

氏 名	身元不明				
性 別	男 ・ 女 ・ 不明	年齢	歳	血液型	
住 所					
死 亡 理 由					
死体発見日時 及び場所	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 住所 (発見時の状況等)				
遺体の特徴 及び 遺留品等の状況	完全遺体・完全遺体に近似 () の欠損 部分遺体 (頭部 胸部 腹部 右腕 左腕 右足 左足) 身体特徴 所持品等				
発 見 者	(連絡先) (関係)				
身 元	住所	(電話)			
引受人	氏名	(死亡者との関係)			
遺 体 搬送者	住所 (所属)	(連絡先)			
	氏名	(死亡者との関係)			

確認欄

搬 送 者	安置所受付	検死・検案	遺体処理	遺品の確認	遺体の引渡

検視及び身元確認状況メモ

検 視 状 況	
身 元 確 認 状 況	

遺体及び所持金品引き取り書

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女 ・ 不明
住 所			
死 亡 理 由			
遺体の特徴 及び 遺留品等の状況	完全遺体・完全遺体に近似（ ）の欠損 部分遺体（頭部 胸部 腹部 右腕 左腕 右足 左足） 身体特徴 所持品等		
所 持 品	品 名	数 量	備 考
	所持金		

上記のとおり、遺体及び所持金品を受け取りました。

年 月 日

森町災害対策本部長

(引取者) 住所

氏名

続柄（ ）

電話

遺体処理班記入欄

様式 4

遺体No.	
-------	--

物品（所持金）預かり票

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女 ・ 不明
住 所			
預かり月日	年 月 日		
所 持 品	品 名	数 量	備 考
	所持金		
発見場所			
発見者(届出者)			
保管場所			

遺体処理班記入欄

様式 5

No.	
-----	--

相 談 受 理 票

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女 ・ 不明
住 所			
相談月日	年 月 日	時 分	
相談者		続柄	
相談内容			
		相談受付け	

様式 6

No.	
-----	--

遺 体 処 理 票

番号	氏 名	処 理 状 況	処理月日	写真撮影

資料 7-7-3

森町 応急仮設住宅整備計画

1 応急仮設住宅必要戸数（第4次地震被害想定）

地震の種類 (A)	全壊からの入居のみの場合 (B)		半壊からの入居可の場合 (C)	
	応急建設住宅	応急借上げ住宅	応急建設住宅	応急借上げ住宅
L 1	1 7 0 戸	3 0 0 戸	2 8 9 戸	2 9 4 戸
L 2 基本	1 9 0 戸	2 6 9 戸	3 0 7 戸	2 7 1 戸
L 2 陸側	3 1 1 戸	5 5 5 戸	4 6 9 戸	4 9 2 戸
L 2 東側	3 1 3 戸	4 4 3 戸	4 7 8 戸	3 8 3 戸
大正型関東	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
元禄型関東	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸

2 応急仮設住宅必要戸数

	第一目標戸数 (B の最大値)		第二目標戸数(C の最大値)		左記の地震の種類
	応急建設住宅	応急借上げ住宅	応急建設住宅	応急借上げ住宅	
必要戸数	3 1 3 戸※①	4 4 3 戸	4 7 8 戸	3 8 3 戸	L 2 東側
合計	7 5 6 戸		8 6 1 戸		

3 応急建設住宅建設可能戸数

		敷地数	戸数 (駐車場なし)	戸数 (駐車場あり)
全体		6 団地	3 1 2 戸	3 0 6 戸
	がれき等置き場	団地	戸	戸
	がれき等置き場以外	6 団地	3 1 2 戸	3 0 6 戸
	津波浸水域以外	6 団地	3 1 2 戸	3 0 6 戸※②
	災害時重複あり	団地	戸	戸
	災害時重複なし	6 団地	3 1 2 戸	3 0 6 戸
	津波浸水域内	団地	戸	戸
	津波 0.01m～1m	団地	戸	戸
	津波 1m 以上	団地	戸	戸

4 応急建設住宅建設可能戸数(※②)が応急建設住宅必要戸数(※①)を下回る場合の対応

(必要戸数を下回る場合は、必ず記載。現在の取組状況等具体的に記載する。)

- ・町有地を念頭に、学校敷地内のグラウンド等も検討する。

5 添付資料

- ・建設予定地の一覧表

応急仮設住宅建設予定一覧(森町応急仮設住宅整備計画)

団地番号	施設名	地名地番	団地名	敷地面積(㎡)	有効敷地(㎡)	建設可能戸数(戸)(P無し)	建設可能戸数(戸)(Pあり)	既存駐車場台数(台)	新設駐車場台数(台)	主たる所有者名	管理者名	用途地域	防火指定	樹木有無	障害物有無	地表面の状況	造成工事の要否	配置計画作成年度(P無し)	配置計画作成年度(Pあり)	用途分類	がれき戸数(戸)(75㎡/戸)	がれき以外戸数(戸)(100㎡/戸)	がれき以外戸数(戸)(75㎡/戸)	重複無し戸数(戸)(100㎡/戸)	重複無し戸数(戸)(75㎡/戸)	配置計画作成戸数(P無し)	配置計画作成戸数(Pあり)	木造仮設敷地(必要戸数の5%程度)	早期着工可能敷地
森1	森町営グラウンド	陸奥1639	森町森町営グラウンド応急仮設住宅	23,700	14,030	126	120	32	39	森町	町長	無指定地域	無し	有り	無し	土		2008	2008	4市民グラウンド	0	120	126	120	126	120	120	○	○
森2	北戸綿第1公園	陸奥1123-14	北戸綿第1公園応急仮設住宅	13,369	3,500	54	54	30	0	森町	町長	工業専用地域	無し	有り	無し	土	無し	2018	2018	5公園	0	54	54	54	54	54	54	○	○
森3	天竜浜名湖鉄道遠州森駅前駐車場	森980-10-980-9	天竜浜名湖鉄道遠州森駅前応急仮設住宅	2,851	2,700	28	28	0	0	森町	町長	近隣商業地域	無し	有り	無し	土	有り	2018	2018	7駐車場	0	28	28	28	28	28	28	○	○
森4	天竜浜名湖鉄道遠江一宮駅西側	一宮2431-10	天竜浜名湖鉄道遠江一宮駅西側応急仮設住宅	856	810	12	12	0	0	森町	町長	無指定地域	無し	有り	無し	土	無し	2018	2018	9その他	0	12	12	12	12	12	12	○	○
森5	天竜浜名湖鉄道遠江一宮駅東側	一宮2269-2	天竜浜名湖鉄道遠江一宮駅東側応急仮設住宅	956	480	4	4	0	0	森町	町長	無指定地域	無し	有り	無し	土	無し	2018	2018	7駐車場	0	4	4	4	4	4	4	○	○
森6	旧天方小学校グラウンド	大鳥居65-3外4筆	旧天方小学校グラウンド	9,900	8,000	88	88	40	0	森町		無指定地域	無し	有り	無し	土	無し	2018	2018	7駐車場	0	4	4	4	4	4	4	○	○
合 計				51,632	29,520	312	306	102	39												0	228	222	228	222	222			

避難情報の判断・伝達マニュアル

(風水害・土砂災害編)

令和3年 5月

森 町

目 次

はじめに	171
第1章 共通事項	172
1 町の責務.....	172
2 対象とする自然災害.....	172
3 避難行動(安全確保行動)の考え方.....	172
4 避難指示等と避難行動	172
5 居住者・施設管理者等の避難行動.....	174
6 避難指示等の発令時における助言.....	175
7 町の体制と災害時対応の流れ.....	175
第2章 洪水等の避難指示等	177
1 避難指示等の対象とする洪水等.....	177
2 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所.....	177
3 基準水位.....	177
4 避難指示等発令の判断基準.....	177
5 解除基準.....	179
第3章 土砂災害の避難指示等	180
1 避難指示等の対象とする土砂災害.....	180
2 避難指示等の発令対象区域.....	180
3 避難指示等の発令を判断するための情報.....	181
4 避難指示等発令の判断基準.....	182
5 留意事項.....	183
6 解除基準.....	183
第4章 情報伝達	184
1 避難指示等の伝達手段と方法.....	184
2 避難指示等情報伝達のイメージ.....	185
3 避難指示等の広報例文.....	185
巻末資料	
I 避難指示等判断フロー.....	188
II 情報システムで提供される防災気象情報等.....	189
III 用語集.....	192

はじめに

国は、全国 of 自然災害を踏まえ平成 17 年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定し、その後、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」及び「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を受け、ガイドラインの名称を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に変更するとともに、「避難行動・情報伝達編」、「発令基準・防災体制編」に改定した。令和3年には災害対策基本法の一部を改正し、避難勧告・避難指示の一本化など行い、名称も「避難指示等に関するガイドライン」とする改正が行われた。

本町では、ガイドラインに即した「避難情報の判断・伝達マニュアル」の策定や見直しを行い、さらに、令和3年5月10日付け政府防第601号(内閣府)・消防災第60号(消防庁)を受け、町が発出する避難情報の避難勧告・避難指示の一本化などの対応を行い、現在に至っている。

なお、本マニュアルは、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、見直しを行っていくこととする。

第1章 共通事項

1 町の責務

災害対策基本法において、市町村は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有する」とされ、災害が発生する危険性が高まった場合には、関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、起こりうる災害種別毎のリスクの程度に対応して、的確に判断を行い、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保(以下「避難指示等」という。)を発令するものとされており、その権限は町長に付与されている。

町が発令する避難指示等は、居住者等に対する強制力がないことから、住民一人ひとりの命を守る責任は、最終的には個人にあるという考え方に基づいていることを示している。

したがって、町の責務は、居住地等にどのようなリスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について周知徹底を図り、居住者等が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することにある。

2 対象とする自然災害

このマニュアルによる避難指示等は、自然災害のうち、居住者等に命の危険を及ぼす恐れのある洪水及び土砂災害等の災害を対象とする。

3 避難行動(安全確保行動)の考え方

(1) 避難行動とは

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から命を守るためにとる全ての行動であり、災害種別毎に、どの場所にどのような脅威があり、どのタイミングでどのような行動をとれば良いかを認識しておく必要がある。

(2) 避難行動の種類

① 立退き避難

指定緊急避難所や近隣の安全な場所・建物などの安全を確保できる場所に、一時的に移動することをいう。

② 屋内安全確保

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること、又は、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等に移動することをいう。

※ 「立退き避難」は、これまでの「水平避難」、「屋内安全確保」は、これまでの、「待避」又は「垂直避難」と同じことを指す。

③ 緊急安全確保措置

高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)をいう。

4 避難指示等と避難行動

避難指示等では、指定緊急避難場所への立退き避難を指示するとともに、災害が発生した場合や災害

の発生が切迫しており、屋外への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内安全確保や緊急安全確保措置も避難指示等が促す避難行動である。

(1) 避難指示等の種類

① 【警戒レベル3】高齢者等避難

災害発生のおそれがある場合に、避難準備を呼びかけるとともに、避難に時間がかかる高齢者等の要配慮者は、立退き避難を開始することを呼びかける。

② 【警戒レベル4】避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保

災害が既に発生している又は切迫していることを把握した場合、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると判断したとき、可能な範囲で、災害発生を伝え、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他の緊急に安全を確保するための行動(以下「緊急安全確保措置」という。)を促す。

(2) 指定緊急避難場所と指定避難所

① 指定緊急避難場所(災害対策基本法第 49 条の4)

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ町が指定した施設や場所をいう。

② 指定避難所(災害対策基本法第 49 条の7)

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ町が指定した施設をいう。

(3) 指定緊急避難場所等の指定

災害の種別や状況に応じて指定緊急避難場所及び避難所を開設し、開設状況を広報する。

森 町 指 定 緊 急 避 難 場 所 及 び 指 定 避 難 所

	名 称	所 在 地	電話番号
1	旧三倉小学校	森町三倉 740	—
2	三倉総合センター	森町三倉 826-2	—
3	旧泉陽中学校	森町問詰 259	—
4	旧天方小学校	森町大鳥居 220-2	—
5	森町立森中学校	森町天宮 888-1	85-3124
6	森町立森小学校	森町森 125	85-2134
7	森町総合体育館	森町森 92-8	85-4191
8	静岡県立遠江総合高校	森町森 2085	85-6000
9	森町文化会館	森町森 1485	85-1111
10	一宮総合センター	森町一宮 1845-10	89-7730
11	森町立旭が丘中学校	森町谷中 556	85-4101
12	森町立宮園小学校	森町谷中 650	85-3766
13	園田総合センター	森町谷中 513-1	—

14	森町立飯田小学校	森町飯田 3310-1	85-2931
15	飯田総合センター	森町飯田 4040-28	85-7557

5 居住者・施設管理者等の避難行動

(1) 居住者等の避難行動の原則

居住者等に対する避難指示等は、一人ひとりに対して個別に発令されるものではなく、一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであり、突発的な災害では、避難指示等の発令が間に合わないこともあることから、居住者がそれぞれに、居住地の地形、住宅構造、家族構成等を考慮して、適切な避難行動、避難のタイミングを判断し、災害のおそれがある場合には、適時的確な避難行動が求められる。

自然災害に対し、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

(2) 施設管理者等の避難行動の原則

要配慮者利用施設の所有者又は管理者(以下「施設管理者等」という。)は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、利用者の避難計画を含む災害計画を作成する必要がある。

また、施設管理者等は、大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、特に、規模の小さな河川等の場合、その水位上昇は極めて速いことが多く、氾濫危険情報の発表後や避難指示等の発令後、避難等のための時間的余裕はあまりないことから、早めに避難措置を講じる必要がある。

表1 避難指示等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(1) 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 (2) その他の人は、立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、必要な場合には、自主的に避難を開始することが望ましい。 (3) 特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	(1) 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに全員避難する。 (2) 避難行動は、「立ち退き避難」を基本とし、洪水に対しては、ハザードマップにより、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、緊急安全確保措置など、命を守る最善の行動をとる。

注) 近隣の安全な場所: 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

屋 内 安 全 確 保: その時点にいる建物内において、より安全な部屋への移動

緊急安全確保措置: 近傍の堅固な建物への移動も含め、屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置

(3) 避難行動に関する基本的な対応

- 「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、自発的に避難する。
- 危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。
- 警報などの気象情報が発表された場合は、避難指示等の発令の状況を注視する。
- 避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えで行動する。
- 台風等の接近が予測される場合は、各人が判断して早めに立退き避難を行う。
- 自動車による避難は、渋滞・交通事故等のリスクがあることに留意する。
- 要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、早めの措置を講じる必要がある。
- 家屋の流失等の恐れや長時間の浸水が予想される場合には、指定避難所等に立退き避難する。
- 避難指示等発令時、指定避難所への避難が危険を及ぼすと判断した時は、「近隣の安全な場所」(河川から離れた小高い場所等)へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」(屋内の高いところや場合によっては屋上への移動)、「緊急安全確保措置」をとる等、状況に応じて対応する。
- 洪水予報河川以外の河川(以下「その他河川」という)からの氾濫については、短時間の集中豪雨等で避難情報の発令が間に合わないことも考慮し、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で避難行動をとる。
- その他河川からの氾濫に際し、浸水時の移動は、危険があり、また、短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- その他河川からの氾濫に際して、やむを得ず移動する場合は、路面の見通しや水の深さ及び勢いを見極めて判断する必要がある。
- 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等は、高齢者等避難の段階で要配慮者に立退き避難開始を求め、その他の居住者等は、状況に応じて自発的に避難行動を検討する。
- 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等は、避難指示が発令された時点で、避難場所等への避難が、危険を及ぼしかねないと判断されるような場合には、少しでも早く、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」をとる等、状況に応じて対応する。
- 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、町にすぐに連絡する。

6 避難指示等の発令時における助言

専門機関は、リアルタイムのデータを保有し、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、避難指示等を発令しようとする場合において、必要に応じて指定地方行政機関や県に対して助言を求めることとする。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、専門的知見から尋常でない危機感をいदैているということであり、避難指示等の重要な判断材料とする。

7 町の体制と災害時対応の流れ

(1) 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

緊急情報の収集・分析、災害発生の前兆把握、避難指示等の発令・伝達など、優先させる業務を

絞り込み、全庁をあげた役割分担の体制を構築する。

(2) 防災知識が豊富な専門家等の知見を活用する

河川管理者や気象台職員からの連絡を活かすためにホットラインを構築する。

(3) 町の防災体制

夜間や休日における防災体制は次のとおりとする。

名称	対応	配備基準
事前体制 (災害準備態勢)	・気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める	・対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合 ・大雨警報又は洪水警報が発表された場合【警戒レベル3相当】
第一配備体制 (災害注意態勢)	・【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を検討する段階 ・管理職を配置し、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を判断できる体制 ・防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制	・対象河川が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合 ・管内の雨量観測所の累加雨量が300 mmを超えた場合 ・台風情報で、台風の暴風域が24時間以内にかかると予想される場合
第二配備体制 (災害警戒態勢)	・【警戒レベル3】高齢者等避難を発令した段階 ・町長あるいは町長代理が登庁し、【警戒レベル4】避難指示の発令を判断できる体制 ・専門機関とのホットラインが活用できる体制	・対象河川が避難判断水位を超えることが確実となった場合 ・台風情報で、台風の暴風域が12時間以内にかかると予想される場合 ・土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】が発表された場合
第三配備体制 (災害対応態勢)	・【警戒レベル4】避難指示を発令した段階 ・あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る	・氾濫危険水位を超えることが確実となった場合 ・住家への土砂災害が発生した場合

※ 防災体制の条件に至っていない段階でも、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合、又は気象台が警報級の可能性や府県気象情報を発表している場合には、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行う。

※ 名称は、森町災害対策本部運営要領に基づく体制名とする。

第2章 洪水等の避難指示等

1 避難指示等の対象とする洪水等

河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び、堤防等から河川敷の外側に水があふれることを洪水と呼び、居住者等に命の危険を及ぼす洪水等を原則として避難指示等の発令対象とする。

洪水予報河川については、県により水位予測（指定河川洪水予報）がなされることとされており、基本的にこの情報に基づいて避難指示等の発令基準を設定する。

その他の河川については、県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難指示等の発令対象とすることを検討する。

2 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

河川の状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする災害要因及び警戒すべき区間・区域を次のとおりとする。

- (1) 洪水予報河川 太田川（天方地区大鳥居地内から飯田地区まで）
- (2) その他の河川 洪水予報河川以外の河川

3 基準水位

洪水予報河川において、避難行動の判断の目安となる水位が定められている。

洪水予報河川の基準水位

区分	河川名	水位観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
洪水予報 河川	太田川	天方水位観測所	1.4m	1.9m	2.4m	2.8m

【参考：基準水位】

- ・氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
- ・避難判断水位：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
高齢者等避難発令の判断をする目安となる水位
- ・氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起こるおそれのある水位
避難指示の発令判断をする目安となる水位

4 避難指示等発令の判断基準

避難情報の発令については、今後の気象予測や河川巡視等からの情報を含め、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所や静岡県袋井土木事務所等関係機関からの情報や助言等を参考にして、総合的に判断する。

また、台風情報等浸水被害に係る精度の高い情報を入手した場合は、十分な時間的余裕を持って避難指示等の発令を行う。

(1) 洪水予報河川(太田川)

天方水位観測所において、水位観測所において氾濫注意水位(洪水特別警戒水位)のを超過した場合で、今後さらに水位の上昇が見込まれる場合には、河川の防災情報を発表し、状況に応じて避難指示等を発令する。

① 【警戒レベル3】高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

- 指定河川洪水予報により、太田川为天方水位観測所の水位が氾濫注意水位である 1.9mに到達したと発表【警戒レベル2相当】され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- 指定河川洪水予報の水位予測により、太田川为天方水位観測所の水位が氾濫避難判断水位(2.4m)に到達することが予想される場合
- 軽微な漏水・浸食が発見された場合
- 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

② 【警戒レベル4】避難指示

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 指定河川洪水予報により、太田川为天方水位観測所の水位が氾濫危険水位である 2.8mに到達したと発表【警戒レベル4相当】された場合
- 指定河川洪水予報の水位予測により、太田川为天方水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想される場合
- 異常な漏水・浸食が発見された場合
- 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保

次の状況が確認された場合は、直ちに災害発生情報を発令する。

- 氾濫発生を把握した場合

(2) その他の河川

気象庁が発表する流域雨量指数の6時間先までの予測値(以下「流域雨量指数の予測値」という。)を参考にするとともに、住民からの情報、水防団・役場職員の巡視による情報や、浸水の状況により、避難指示等を発令する場合がある。

① 【警戒レベル3】高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

- 流域雨量指数の予測値で、洪水警報の危険度分布が「警戒」(赤)【警戒レベル3相当】と発表され、かつ、引き続きの水位上昇が見込まれる場合
- 軽微な漏水・浸食が発見された場合
- 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

② 【警戒レベル4】避難指示

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 流域雨量指数の予測値で、洪水警報の危険度分布が「非常に危険」(紫色)【警戒レベル4相

当】と発表され、かつ、引き続きの水位上昇が見込まれる場合

- 異常な漏水・浸食が発見された場合
- 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保

次の状況が確認された場合は、直ちに緊急安全確保を発令する。

- 堤防の決壊や越水・溢水、人的被害の発生を把握した場合
- 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により、堤防の決壊や越水・溢水が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断した場合

5 解除基準

避難指示等の解除は、大雨警報(浸水害)、洪水警報【警戒レベル4相当】の解除を目安に、立退き避難をした住民が安全に帰宅できることを総合的に判断し、解除する。

第3章 土砂災害の避難指示等

1 避難指示等の対象とする土砂災害

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律において、「土砂災害」とは、「急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因として、国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。」としている。

急傾斜地の崩壊	傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。
土石流	山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。
地滑り	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。
河道閉塞による湛水	土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。

本マニュアルにおいて、避難指示等の対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りとし、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に避難指示等が判断・伝達されることから基本的に対象としない。

2 避難指示等の発令対象区域

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」(県が指定)

土砂災害防止法に基づき居住者等の生命及び身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(2) 土砂災害危険箇所(県が調査)

県が調査した土砂災害の危険があると判定した区域であり、判定の基準は次のとおりである。

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険溪流の被害想定区域

溪流の勾配が5度以上あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域

③ 地すべり危険箇所の被害想定区域

調査によって地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

(3) その他の場所

土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域。

3 避難指示等の発令を判断するための情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】は、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当】が発表されている状況で、土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準により、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

(2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】や大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当】等を補足する情報で、1km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の起こりやすさをもとに定めた基準に土壌雨量指数等が達したかを判定した情報で、危険度の高まりを5段階で表示されます。

土砂災害警戒判定メッシュ情報と居住者等の避難行動

情報入手方法		・土砂災害警戒情報補足情報システム(静岡県 HP) ・土砂災害の危険度分布(気象庁 HP)	
情報 の 見 方	メッシュの色	状 況	対 応
	黄色（注意） 【警戒レベル2相当】	実況または予想で大雨注意報基準に到達	今後の大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当】の発表に注意
	赤色（警戒） 【警戒レベル3相当】	実況または予想で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当】基準に到達	土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する要配慮者は、この段階で避難開始 その他の居住者等も、この段階から自発的に避難を開始
	薄い紫色 （非常に危険） 【警戒レベル4相当】	予想で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】の基準に到達	人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない、非常に危険な状況となっている。 遅くとも該当するメッシュが薄い紫色になった段階で速やかに避難行動を開始する。
	濃い紫色 （極めて危険） 【警戒レベル4相当】	実況で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】の基準に到達 すでに土砂災害が発生しているもおかしくない、極めて危険な状況	土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、避難行動を完了する。

(3) 記録的短時間大雨情報

災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている時に発表される。

(4) 土砂災害の前兆現象

土砂災害の前兆現象の例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	樹木が傾く
	その他	・溪流内に火花が発生する		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする		

4 避難指示等発令の判断基準

避難情報の発令については、町に土砂災害警戒情報が発表されたことを基準とし、総合的に判断し、避難が必要な対象地区に対して避難指示等を発令する。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の判断基準

- ① 大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤色)【警戒レベル3相当】」となった場合
- ② 数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ③ 気象情報において、警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報のなかで、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当】に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合)

(2) 【警戒レベル4】避難指示の判断基準

- ① 土砂災害警戒情報が発表された場合
- ② 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達(薄い紫色)【警戒レベル4相当】」となった場合

- ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- ④ 土砂災害の前兆現象が発見された場合

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の判断基準

- ① 大雨特別警報(土砂災害)【警戒レベル5相当】が発表された場合
- ② 土砂災害が発生した場合

5 留意事項

- (1) 避難行動をとるにあたっては、立退き避難を原則とする。
- (2) 避難指示等を発令した区域に居住する避難行動要支援者については、地域の共助体制により、逃げ遅れる者のないよう、お互いの助け合いを呼びかける。
- (3) 避難指示等の発令区域には、避難指示等が解除されるまで、立入制限措置を行う。

6 解除基準

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】が解除された段階で一斉に行うことを基本とし、土砂災害が発生した場合については、土砂災害が沈静化し、被害拡大のおそれなくなり、安全が確保された段階で解除する。

第4章 情報伝達

1 避難指示等の伝達手段と方法

避難指示等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることを想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることとする。

(1) 防災行政無線(同報無線)による放送

防災行政無線(同報無線)は、自営網であることから耐災害性が高く、住民等に直接、避難指示等や防災情報を伝えることができる手段である。しかし、各戸配布の受信機の設置場所や電波状況により情報伝達が届かないことも考えられることから多重の伝達方法により、広く確実に伝達する必要がある。

(2) TV 放送(データ放送)

静岡県の Fujisan システムから L アラート(災害情報共有システム)を利用して、文字情報をテレビのデータ放送に表示する手段である。

L アラートとは、地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できている。

防災行政無線(同報無線)は、住民等に直接、避難指示等や防災情報を伝えることができる手段である。

しかし、各戸配布の受信機の設置場所や電波状況により情報伝達が届かないことも考えられることから多重の伝達方法により、広く確実に伝達する必要がある。

(3) ホームページ、登録制メール及び緊急通報メール

森町のホームページで避難指示等をお知らせするとともに、登録制メールシステム「ちゃっとメール」、LINE アプリを利用して、登録者に直接情報伝達を行う。

また、各携帯電話事業者による緊急通報メール(エリアメール)を活用することにより、住民以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達をすることができる。

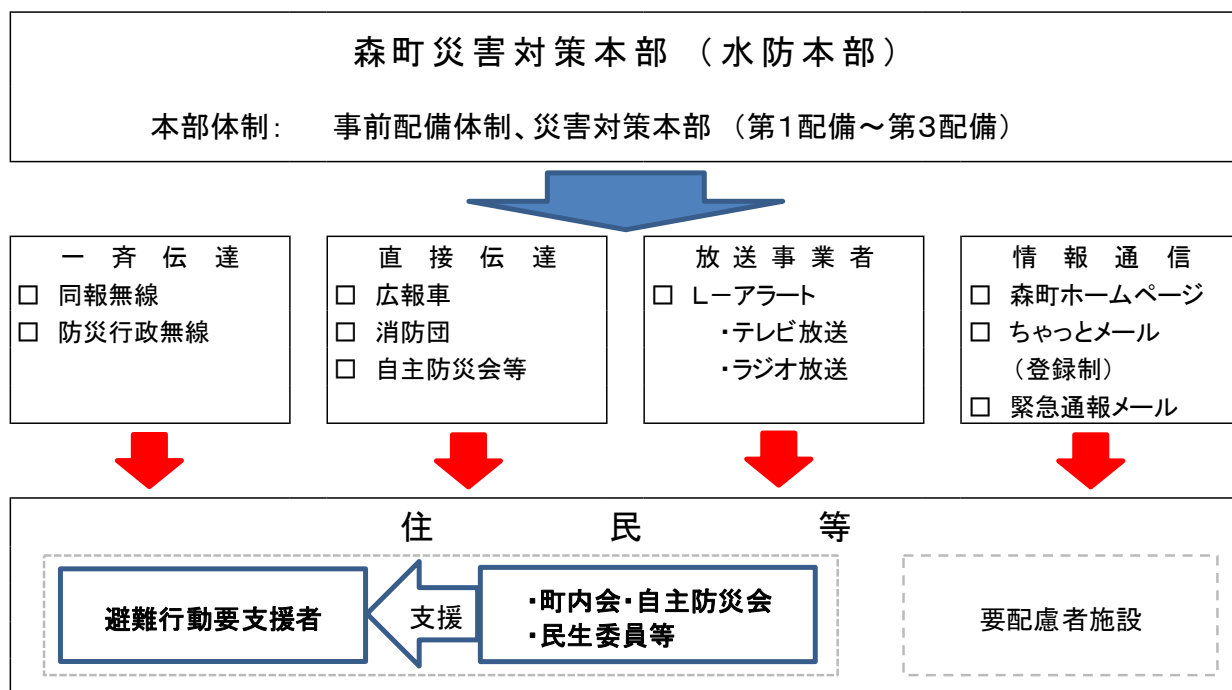
(4) 広報車、消防団による広報

避難指示等を発令した区域において、水防団(消防団)の消防車両を使用して、車両による避難指示の呼びかけを行うが、災害の状況によって対象地域を巡回できないことがある。

(5) 自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

自主防災組織等の直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いという利点があるが、あくまでも各自の安全を確保したうえで行っていただく必要がある。

2 避難指示等情報伝達のイメージ



3 避難指示等の広報例文

避難指示等の広報例文を次に示す。

なお、広報文については、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等の要点を簡潔に伝えることに努める。

災害種別	情報の種類	伝達文の例
水害	【警戒レベル3】 高齢者等避難	緊急放送、緊急放送、警戒レベル^{さん}3 高齢者等避難。 こちらは、森町です。 〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル^{さん}3 高齢者等避難を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。 〇〇に指定避難所を開設しましたので、浸水する場所にいるお年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方障害をお持ちの方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 また、川沿いにお住まいで急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区の方は、避難を開始してください。 それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら自主的に避難をしてください。 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

	【警戒レベル4】 避難指示	緊急放送、緊急放送、警戒レベル^{よん}4 避難指示。 こちらは、森町です。 〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル^{よん}4 避難指示を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 浸水区域の浸水する場所にいる方は速やかに避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。 避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保してください。
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	緊急放送、緊急放送、警戒レベル^ご5、命を守る最善の行動をとってください。 こちらは、森町です。 〇〇地区に〇〇川に関する緊急安全確保を発令しました。 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。 洪水浸水想定区域にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、至急身の安全を確保してください。

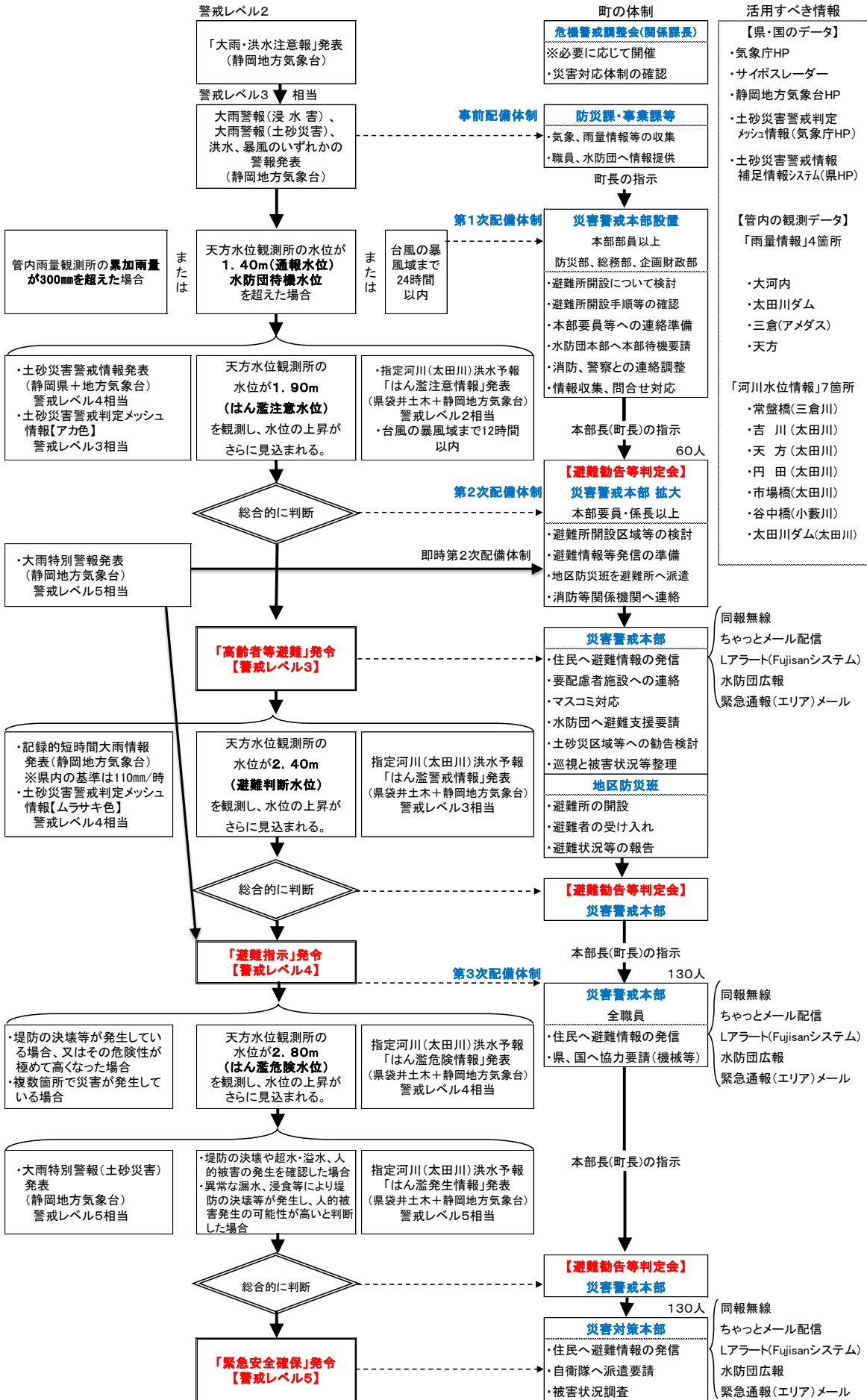
災害種別	情報の種類	伝達文の例
土砂災害	【警戒レベル3】 高齢者等避難	緊急放送、緊急放送、警戒レベル^{さん}3 高齢者等避難 こちらは、森町です。 〇〇地区に土砂災害に関する高齢者等避難を発令し、〇〇に指定避難(場)所を開設しました。 土砂災害の危険性が高まることが予想されますので、お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方で土砂災害警戒区域にお住まいの方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら自主的に避難をしてください。
	【警戒レベル4】 避難指示	緊急放送、緊急放送、警戒レベル^{よん}4 避難指示。 こちらは、森町です。 〇〇地区に土砂災害に関する指示を発令しました。 土砂災害の危険性が高まっていますので、速やかに避難してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの堅固な建物に避難するか、今いる屋内の屋外に面する開口部から離れた場所に避難し、直ちに身の安全を確保してください。

	【警戒レベル5】 緊急安全確保	緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 〇〇地区に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。 〇〇地区〇〇沢で土石流が確認されました。 (現在、土砂により〇〇道は通行できない状況です。) 〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの堅固な建物に避難するか、今いる屋内の屋外に面する開口部から離れた高いところに避難し、至急身の安全を確保してください。
--	-----------------------------------	--

※ 避難指示等を発令したときは、町長はその旨を県知事に報告するとともに、消防、警察等の関係機関にも情報伝達する。

また、避難指示等が解除された場合には、居住者・施設管理者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達する。

避難指示等 判断フロー



巻末資料Ⅱ 情報システムで提供される防災気象情報等

1 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項 目	提供元	説 明	発表間隔	主な提供サイト
気象情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	警報級の可能性	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高][中]2段階の確度で提供される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	波浪注意報	気象庁	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。）		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。）		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高潮警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	波浪特別警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。）		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高潮特別警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁HP42 ・防災情報提供システム

2 雨量に関する情報

	項 目	提供元	説 明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁:60分毎 防災情報提供システム:10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター(リアルタイム雨量)
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	レーダ雨量(Cバンドレーダ)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1km メッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	レーダ雨量(XRAIN)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250m メッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター(国土交通省)
	解析雨量・降水短時間予報	気象庁	現時刻までの前1時間の雨量の分布及び6時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	30分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高解像度降水ナウキャスト	気象庁	30分先までは250m メッシュで、35分先から60分先までは1km メッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム

3 水位に関する情報

	項 目	提供元	説 明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	カメラ画像	国土交通省	・カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報
	テレメータ水位	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測	60分毎	・市町村向け川の防災情報

4 洪水等に関する情報

	項 目	提供元	説 明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	指定河川洪水予報	国土交通省又は都道府県と気象庁の共同	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位到達情報	国土交通省又は都道府県	氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		・市町村向け川の防災情報
	洪水情報のプッシュ型配信	国土交通省	携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位を超えた)情報及び河川氾濫が発生した情報を配信する。		・国土交通省HP(取組詳細)
	流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報(6時間先までの降水短時間予測等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。	10 分毎	・防災情報提供システム
	洪水警報の危険度分布	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10 分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大雨警報(浸水害)の危険度分布	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km四方の領域(メッシュ)毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数(仮称)の予想を用いている。	10 分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム

5 土砂災害に関する情報

	項 目	提供元	説 明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	土砂災害警戒判定メッシュ情報	気象庁	5km四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。	10 分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報	都道府県の砂防部局	都道府県毎、1～5kmメッシュ、	10 分～60 分毎	都道府県の砂防部局
	土砂災害警戒情報	気象庁と都道府県の共同	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム

巻末資料Ⅲ 用語集

「避難指示等に関するガイドライン」の中で用いている防災気象情報や避難指示等の用語について整理した。

【あ行】

大雨警報 (おおあめけいほう)	気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。表面雨量指数(仮称)基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表。
大雨警報(浸水害)の危険度分布 (おおあめけいほうのきけんどうぶんぷ)	気象庁が、大雨警報(浸水害)を補足するため、市町村内のどこで大雨警報(浸水害)基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、表面雨量指数を基準値で判定した結果をメッシュ情報で提供。(平成 29 年度出水期から提供開始)
大雨注意報 (おおあめちゅういほう)	気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。大雨特別警報(おおあめとくべつけいほう)気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等を要因とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。 ■雨量を基準とする大雨特別警報 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。 ① 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現(ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする)。 ■台風等を要因とする大雨特別警報 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。
大津波警報 (おおつなみけいほう)	気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。
屋内安全確保 (おくないあんぜんかくほ)	本ガイドラインにおいて定義する、屋内での待避等の安全確保のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

解析雨量 (かいせきりょう)	アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせ、より精度が高い、面的な雨量を1 キロメートル格子で解析したもの。
危険潮位 (きけんちょうい)	その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難指示等の対象区域毎に設定する潮位。
基準面 (きじゅんめん)	陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。
強風注意報 (きょうふうちゅういほう)	気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。
居住者等 (きょじゅうしゃとう)	本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者のこと。
居住者・施設管理者等 (きょじゅうしゃしせつかんりしゃとう)	本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者及び要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者のこと。
記録的短時間大雨情報 (きろくてきたんじかんお おあめじょうほう)	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される情報。
緊急地震速報 (きんきゅうじしんそくほう)	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。地震波には主に2 種類の波があり、最初に伝わる早い波(秒速約7km)をP 波、速度は遅い(秒速約4km)が揺れは強い波をS 波という。この速度差を利用して、P 波を検知した段階でS 波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度(秒速約 30 万 km)で伝わることから、S 波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。
【警戒レベル5(ご)】 緊急安全確保 (きんきゅうあんぜんかくほ)	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、災害の発生を把握した場合に可能な範囲で発令するもので、命を守る最善の行動を促す。
緊急安全確保措置 (きんきゅうあんぜんかくほそ ち)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)をいう。
警戒レベル	「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))が平成 31 年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災気象情報が提供されることとなった。 大雨の数日～1日前に発表される早期注意情報が警戒レベル1、大雨や洪

	水などの注意報が警戒レベル2は気象情報として気象庁から発令されるもので、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保(警戒レベル5)は、地域の状況から判断して自治体から発令される避難情報と整理された。多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されるものであり、住民自らが判断する材料として警戒レベル●相当として発表される運用が令和元年5月より開始されている。
警報 (けいほう)	気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域(概ね市町村単位)毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。
警報級の可能性 (けいほうきゅうのかのうせい)	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階の確度で提供される。(平成29年度出水期から提供開始)
高解像度降水ナウキャスト (こうかいぞうどこうすいなうきゃすと)	雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、30分先までは250m格子単位で、35分先から60分先までは1km格子単位で1時間後(5分～60分先)まで予報する。
洪水警報 (こうずいけいほう)	気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。
洪水警報の危険度分布 (こうずいけいほうのきけんどぶんぷ)	気象庁が、洪水警報を補足するため、市町村内のどこで洪水警報基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、精緻化した流域雨量指数を基準値で判定した結果の面的分布を提供。水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の3時間先までの予測の面的な把握の参考になる。(平成29年度出水期から提供開始)
洪水注意報 (こうずいちゅういほう)	気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。
家屋倒壊等氾濫想定区域 (かおくとうかいとうはんらんそうていくいき)	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。 a)家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫) 現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもの。 b)家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高(堤内地盤高と平均河床高の差)や川幅等から推算したもの
降水短時間予報	1時間降水量について分布図形式で行う予報。30分毎に発表し、1km格

(こうすいたんじかんよほう)	子単位で6時間後(1時間～6時間先)まで予報する。洪水等本ガイドラインにおいて定義する、洪水及び内水氾濫のこと。
降水ナウキャスト (こうすいなうきゃすと)	降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km 格子単位で1時間後(5分～60 分先)まで予報する。
洪水予報河川 (こうずいよほうかせん)	水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。流域面積の大きい河川が対象となる。国土交通大臣又は都道府県知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとした指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。

【さ行】

災害計画 (さいがいはけいかく)	本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により作成することとなっている災害に関する計画のこと
災害・避難カード(さいがい・ひなんかーど)	本ガイドラインで提案する、洪水等(場合によっては複数の河川)、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立退き避難の必要性、立退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭や各施設において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町村が発する避難指示等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができる。
山地災害危険地区 (さんちさいがいきけんちく)	都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害(山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり)による被害のおそれがある地区。 ①山腹崩壊危険地区 山腹崩壊により人家や公共施設等に災害(落石による災害を含む。)が発生するおそれがある地区 ②崩壊土砂流出危険地区 山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区 ③地すべり危険地区 地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区
指定避難所 (していひなんじょ)	災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。
指定緊急避難場所(していきんきゅうひなんばしょ)	災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。
施設管理者等 (しせつかんりしゃとう)	本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者のこと。水防法等により、災害計画を作成することとされている。

小河川・下水道等(しょうかせんげすいどうとう)	本ガイドラインにおいて定義する、その他河川等のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等のこと。
水位周知河川 (すいいしゅうちかせん)	水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。
水位周知下水道(すい いしゅうちげすいどう)	水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。
水位到達情報 (すいいたうたつじょうほう)	水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難指示等の発令判断のための重要な情報となる。
垂直避難 (すいちよくひなん)	切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。本ガイドラインにおける「屋内安全確保」の一つ。
水平避難 (すいへいひなん)	その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。 本ガイドラインにおける「立退き避難」と同意。
水防団待機水位(すい ぼうだんたいきすい)	水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。
専門機関 (せんもんきかん)	本ガイドラインにおいて定義する、市町村が助言を求めることのできる対象機関のこと。
その他河川等 (そのたかせんとう)	本ガイドラインにおいて定義する、洪水予報河川及、水位周知河川及び水位周知下水道以外の河川及び下水道のこと。河川特性等を考慮し、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、避難指示等の発令を判断する。

【た行】

待避 (たいひ)	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。
台風情報 (たいふうじょうほう)	台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

	a) 台風の実況の内容 台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速(10 分間平均)、最大瞬間風速、暴風域、強風域。 b) 台風の予報の内容 72 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置(予報円)、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。
立退き避難 (たちのきひなん)	本ガイドラインにおいて定義する、自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難と同意。
竜巻注意情報 (たつまきちゅういじょうほう)	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域(〇〇県南部など)の単位で発表される。有効期間は、発表から 1 時間。
注意報 (ちゅういほう)	気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域(概ね市町村単位)毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波注意報は全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。
潮位 (ちょうい)	基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL(平均潮位)等が用いられる。
潮汐 (ちょうせき)	約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位(潮位)の昇降現象のこと。
津波警報 (つなみけいほう)	気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。
津波注意報 (つなみちゅういほう)	気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。
津波の高さ (つなみのたかさ)	「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位(平常潮位)と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報(津波観測に関する情報)で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。
天文潮	潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐

(てんもんちょう)	は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。
天文潮位 (てんもんちょうい)	主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。
東京湾平均海面 (TP) (とうきょうわんへいきんかいめん)	標高(海拔高度)の基準面。水準測量で使用する日本水準原点は TP 上 24.4140m と定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。
特別警戒水位 (とくべつけいかいすい)	水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の居住者等が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。
特別警報 (とくべつけいほう)	気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。津波は「大津波警報」として発表される。
土砂災害危険箇所(どしゃさいがいきけんかしよ)	都道府県が調査した土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)による被害のおそれがある区域。 ①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域 傾斜度 30 度以上、高さ5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地 ②土石流危険区域 溪流の勾配が3度以上(火山砂防地域では2度以上)あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域 ③地すべり危険区域 空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 (どしゃさいがいけいかいいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいいくいき)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。 ① 土砂災害警戒区域 :土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域 ② 土砂災害特別警戒区域:土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域
土砂災害警戒情報 (どしゃさいがいけいかいじょうほう)	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報 (どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう)	1km 四方の領域(メッシュ)ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。土砂災害の危険度分布(気象庁 HP)で提供されている。
土砂災害に関するメッシュ情報 (どしゃさいがいにかんするめっしゅじょうほう)	本ガイドラインにおいて、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。
土砂災害危険度をより詳しく示した情報 (どしゃさいがいきけんどをよりくわしくしめしたじょうほう)	都道府県が独自に提供する情報で、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。
土壌雨量指数 (どじょうりょうしすう)	降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5km メッシュ、30 分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害に関するメッシュ情報で確認できる。

【な行】

内水氾濫 (ないすいはんらん)	降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をいう。水防法第2条に定める「雨水出水」のこと。
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合に気象庁が発表する情報 ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合に気象庁が発表する情報

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	下記のいずれかの場合に気象庁が発表する情報 ・監視領域内において、マグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合に気象庁が発表する情報

【は行】

氾濫危険情報 (はんらんきけんじょうほう)	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。水位が氾濫危険水位に達した場合に発表される。洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸について、水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」または「××海岸高潮氾濫危険情報」が発表される。
氾濫危険水位 (はんらんきけんすいい)	洪水、内水氾濫または高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位(水防法第13条)に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位(水防法第13条の2)に、水位周知海岸においては高潮特別警戒水位(水防法第13条の3)に相当する。
氾濫警戒情報 (はんらんけいかいじょうほう)	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川(水位周知河川)についても、水位観測値に基づき発表されることがある。
氾濫注意水位 (はんらんちゅういすいい)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。
氾濫注意情報 (はんらんちゅういじょうほう)	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。
氾濫発生情報 (はんらんはっせいじょうほう)	居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。
【警戒レベル4(よん)】 避難指示	災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。本ガイドラインでは、近隣の安全

(ひなんかんしじ)	な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も避難指示が促す避難行動としている。
避難指示等 (ひなんしじとう)	本ガイドラインにおいて定義する、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のこと。
避難行動要支援者 (ひなんこうどうようしえんしゃ)	災害対策基本法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
【警戒レベル3(さん)】 高齢者等避難 (ひなんじゅんぴこうれいしやとうひなんかいし)	災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促すこと。本ガイドラインでは、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、必要な場合には、自主的に避難を開始することを促す(避難準備・高齢者等避難開始の段階から指定緊急避難場所が開設され始める)。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。
避難判断水位 (ひなんはんだんすいい)	市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する。
表面雨量指数(仮称) (ひょうめんりょうしうすう)	短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中に浸み込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の气象台が発表する大雨警報(浸水害)・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報(浸水害)の危険度分布」(平成29年度出水期より提供開始)で確認できる。
府県気象情報 (ふけんきしょうじょうほう)	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある气象台などが適宜発表する情報。
PUSH 型 (ぷっしゅがた)	情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。
PULL 型 (ぷるがた)	情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。
暴風警報 (ぼうふうけいほう)	气象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合(地方により基準値が異なる)に発表。

暴風特別警報 (ぼうふうとくべつけいほう)	気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。 ■ 台風等を要因とする暴風特別警報 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。
--------------------------	--

【や行】

要配慮者 (ようはいりょしゃ)	平成 25 年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。
予想最高潮位 (よそうさいこうちょうい)	高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

【ら行】

陸閘 (りくこう)	河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。
流域 (りゅういき)	ある河川、または水系の四囲にある分水界(二以上の河川の流れを分ける境界)によって囲まれた区域。洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。
流域平均雨量 (りゅういきへいきんうりょう)	河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。
流域雨量指数 (りゅういきうりょうしすう)	河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨(解析雨量)と今後降ると予想される雨(降水短時間予報)を取り込んで、流出過程(タンクモデル)と流下過程(運動方程式)を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には、「洪水警報の危険度分布」を参考にしても良い。